

平成27年 3月 9日開会

平成27年 3月19日閉会

(定例第2回)

# 田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

# 目 次

第1号（3月9日）

告 示	1
招集議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	5
欠席議員	5
事務局出席職員者職氏名	5
説明のため出席した者の職氏名	6
開 会	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
一般質問	7
8番 河内 賀寿議員	7
1番 國永美恵子議員	12
10番 木本 睦博議員	22
11番 瀬石 公夫議員	30
2番 藤山 巖議員	39
3番 松田 規久夫議員	50
12番 石田 修一議員	56
4番 清神 清議員	64
5番 西本 篤史議員	68
議案第2号	73
議案第3号	73
議案第4号	73
議案第5号	73
議案第6号	73
議案第7号	73
議案第8号	73
議案第9号	73
議案第10号	73
議案第11号	73
議案第12号	73
議案第13号	73
議案第14号	73

議案第15号	73
議案第16号	73
議案第17号	73
議案第18号	73
議案第19号	73
議案第20号	73
議案第21号	73
議案第22号	73
議案第23号	73
議案第24号	73
議案第25号	73
議案第26号	73
議案第27号	73
議案第28号	73
議案第29号	73
予算審査特別委員会の設置	80
陳情第1号	81
陳情第2号	81
散 会	81
署 名	82

第2号（3月19日）

議事日程	83
本日の会議に付した事件	85
出席議員	87
欠席議員	87
事務局出席職員職氏名	87
説明のため出席した者の職氏名	87
開 会	88
会議録署名議員の指名	88
議案第2号	88
議案第3号	88
議案第4号	88
議案第5号	88
議案第6号	88
議案第7号	88
議案第8号	88

議案第9号	88
議案第10号	88
議案第11号	88
議案第12号	88
議案第13号	88
議案第14号	88
議案第15号	88
議案第16号	88
議案第17号	88
議案第18号	88
議案第19号	88
議案第20号	88
議案第21号	88
議案第22号	88
議案第23号	88
議案第24号	88
議案第25号	88
議案第26号	88
議案第27号	88
議案第28号	88
議案第29号	88
陳情第1号	88
陳情第2号	88
議案第30号	91
議案第31号	92
議案第32号	93
議案第33号	93
委員会提出議案第1号	94
委員会提出議案第2号	94
農業委員の推薦	95
閉会中の継続審査（特定事件）（議会広報広聴調査特別委員会）	95
閉会中の継続審査（特定事件）（総務文教委員会）	95
閉 会	96
署 名	97

田布施町告示第14号

平成27年第2回田布施町議会定例会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、次のとおり招集する。

平成27年2月24日

田布施町長 長信 正治

- 1 期 日 平成27年3月9日  
2 場 所 田布施町議会議事堂
- 

○開会日に応招した議員

國永美恵子議員	藤山 巖議員
松田規久夫議員	清神 清議員
西本 篤史議員	畠中 孝議員
谷村 善彦議員	河内 賀寿議員
木本 睦博議員	瀬石 公夫議員
石田 修一議員	林山 健二議員

---

○3月19日に応招した議員

高川 喜彦議員

---

○応招しなかった議員

なし

---

議事日程(第1号)

平成27年3月9日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告  
例月出納検査の報告  
自治功労者表彰受賞者報告  
町村議会表彰報告
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 議案第2号  
平成27年度田布施町一般会計予算議定について
- 日程第6 議案第3号  
平成27年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について
- 日程第7 議案第4号  
平成27年度田布施町下水道事業特別会計予算議定について
- 日程第8 議案第5号  
平成27年度田布施町介護保険特別会計予算議定について
- 日程第9 議案第6号  
平成27年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 日程第10 議案第7号  
平成26年度田布施町一般会計補正予算(第8号)議定について
- 日程第11 議案第8号  
平成26年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)議定について
- 日程第12 議案第9号  
平成26年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第4号)議定について
- 日程第13 議案第10号  
平成26年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第4号)議定について
- 日程第14 議案第11号  
平成26年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)議定について
- 日程第15 議案第12号  
田布施町課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第13号  
田布施町職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第14号  
町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第15号  
町長等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第 1 9 議案第 1 6 号  
教育長の勤務時間その他勤務条件等に関する条例
- 日程第 2 0 議案第 1 7 号  
田布施町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 1 議案第 1 8 号  
田布施町旅費条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 2 議案第 1 9 号  
田布施町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号  
田布施町公立学校条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号  
田布施町保育所条例
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号  
田布施町放課後児童の保育に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号  
田布施町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号  
介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置を定める条例
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号  
田布施町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 9 議案第 2 6 号  
田布施町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 0 議案第 2 7 号  
田布施町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 1 議案第 2 8 号  
田布施町消防団条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 2 議案第 2 9 号  
山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について
- 日程第 3 3 陳情第 1 号  
農業委員への女性登用に向けた要望
- 日程第 3 4 陳情第 2 号  
手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告  
例月出納検査の報告  
自治功労者表彰受賞者報告  
町村議会表彰報告

- 日程第4 一般質問
- 日程第5 議案第2号  
平成27年度田布施町一般会計予算議定について
- 日程第6 議案第3号  
平成27年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について
- 日程第7 議案第4号  
平成27年度田布施町下水道事業特別会計予算議定について
- 日程第8 議案第5号  
平成27年度田布施町介護保険特別会計予算議定について
- 日程第9 議案第6号  
平成27年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 日程第10 議案第7号  
平成26年度田布施町一般会計補正予算（第8号）議定について
- 日程第11 議案第8号  
平成26年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）議定について
- 日程第12 議案第9号  
平成26年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第4号）議定について
- 日程第13 議案第10号  
平成26年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第4号）議定について
- 日程第14 議案第11号  
平成26年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定について
- 日程第15 議案第12号  
田布施町課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第13号  
田布施町職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第14号  
町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第15号  
町長等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第16号  
教育長の勤務時間その他勤務条件等に関する条例
- 日程第20 議案第17号  
田布施町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第18号  
田布施町旅費条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第19号  
田布施町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第20号  
田布施町公立学校条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第21号  
田布施町保育所条例
- 日程第25 議案第22号  
田布施町放課後児童の保育に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第23号



- 田布施町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号  
介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置を定める条例
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号  
田布施町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 9 議案第 2 6 号  
田布施町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 0 議案第 2 7 号  
田布施町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 1 議案第 2 8 号  
田布施町消防団条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 2 議案第 2 9 号  
山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について
- 日程第 3 3 陳情第 1 号  
農業委員への女性登用に向けた要望
- 日程第 3 4 陳情第 2 号  
手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書

---

出席議員（13名）

1 番	國永美恵子議員	2 番	藤山 巖議員
3 番	松田規久夫議員	4 番	清神 清議員
5 番	西本 篤史議員	6 番	畠中 孝議員
7 番	谷村 善彦議員	8 番	河内 賀寿議員
1 0 番	木本 睦博議員	1 1 番	瀬石 公夫議員
1 2 番	石田 修一議員	1 3 番	林山 健二議員

---

欠席議員（1名）

9 番 高川 喜彦議員

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	上部 能之君	書記	山根 正行君
		書記	松原 唯行君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	長信 正治君	副町長	富田 辰也君
教育長	尾崎 龍彦君	総務課長	東 浩二君
企画財政課長	亀田 典志君	税務課長	堀川 誠君
経済課長	向山 智章君	建設課長	鳥上 清史君
建設課技幹	本城 嘉也君	町民福祉課長	川添 俊樹君
健康保険課長	中田 正美君	会計室長	大島 克己君
学校教育課長	水田 貴之君	社会教育課長	中村 俊彦君
給食センター所長	中村 和宏君	代表監査委員	今井 清弘君

---

午前9時00分開会  
(ベル)

- 議長(林山 健二議員) 第2回田布施町議会定例会を開会します。  
これより本日の議会を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

- 議長(林山 健二議員) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、國永美恵子議員、藤山巖議員を指名します。

---

**日程第2. 会期の決定**

- 議長(林山 健二議員) 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は本日から3月19日までの11日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(林山 健二議員) 異議なしと認めます。したがって、会期は3月19日までの11日間に決定しました。

---

**日程第3. 諸般の報告**

- 議長(林山 健二議員) 日程第3、諸般の報告を行います。  
本日は、定例出納検査の結果報告のため、今井代表監査委員に出席を求めています。  
例月出納検査の報告を求めます。今井代表監査委員。

- 監査委員(今井 清弘君) おはようございます。例月出納検査の報告。  
谷村議員監査委員並びに藤山議員監査委員と実施いたしました例月出納検査の結果について御報告申し上げます。  
平成26年12月末並びに平成27年1月末及び2月末における一般会計、特別会計歳入歳出ほか現金、一時借入金及び基金の状況は、お手元に配付しております報告書のとおりでございます。

現金出納簿、歳入及び歳出計算書、収入通知書、支出命令書、預金通帳などについて検査いたしました結果、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めましたので、御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（林山 健二議員） 次に、議長から報告いたします。

地方自治法第121条の規定により、本定例会における議案等の説明のため出席を求めたもの及び委任を受けたものの職、氏名はお手元に配付の文書のとおりです。

次に、このたび國永美恵子議員、清神清議員が町議会議員として15年以上在職の功績により、全国町村議会議長会から自治功労者表彰を受賞されましたので、報告いたします。おめでとうございます。（拍手）

また、田布施町議会が町村議会表彰を受賞しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

暫時休憩します。

午前9時06分休憩

午前9時07分再開

○議長（林山 健二議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第4. 一般質問

○議長（林山 健二議員） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。河内賀寿議員。

○議員（8番 河内 賀寿議員） おはようございます。それでは、一般質問をいたします。質問方法は一問一答で、質問事項の1は、本町を映画やドラマ、CMのロケ地にどうかと宣伝しては、ということで、答弁は長信町長でお願いします。

最近、テレビで流れているソフトバンクのCMは、俳優の堺雅人と、しゃべる犬との絶妙な会話を織りまぜ、光駅、近隣娯楽施設、市役所がロケ地として登場しています。普通に考えてもCMの効果で山口県光市という名前は全国に広まったと思います。映画やドラマ、CMとのコラボで地名の認知度を上げたり、観光客を増やしたりしている自治体はかなりあります。テレビ局側から何か言ってきたら考えるという姿勢ではなく、例えば馬島は2時間サスペンスドラマのロケ地には最適ですよというような積極的な宣伝を本町もしてはどうでしょうか。

具体的な宣伝方法としては、例えば、「金田一少年の事件簿」実写版の制作会社に馬島をロケ地に使っていただけませんか、そういうアピールをするとします。風光明媚な絵になるカットの写真や動画を送るのはもちろんですが、宿泊施設での心を込めたおもてなしのメッセージなども添えます。制作スタッフが、試しに1本つくってみようかと思っただけであればうれしい限りです。

もし決まった場合、トップアイドルが主演をされますので、何らかの撮影記念のモニュメントでも残していただければ、その後の馬島観光の1つの目玉にもなります。また、作品はDVD化もされますので、全国のレンタルビデオ店に並ぶわけですから、全国に散った田布施町民の方にも、また日本全国の人にも、本放送以外でも楽しんでもらえます。

また、撮影スタッフへの真心込めた協力的なおもてなしの姿勢をすれば、別の作品で二度三度と馬島が使ってもらえるかもしれません。馬島に限らず、地元の富永有隣先生も出ている大河ドラマ「花燃ゆ」でも何らかのロケ地立候補など、アイデアを出せばいろいろあると思います。町を活性化させ、知名度を上げ、観光客を増やす方法としてCMや映画、ドラマのロケ地にどうですかといった、こういった考え方はいかがでしょうか。お尋ねします。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えいたします。

議員の質問のとおり、映画やドラマ、CMのロケ地誘致に多くの地方公共団体や関係団体がプロモーション活動を行っており、ロケ地誘致することによる多くの効果があると言われてしています。風景や季節への関心が高まり、観光振興が上がったり知名度向上に伴う地元産品等の消費拡大、ロケ隊の宿泊、飲食関連産業などへの経済効果などでもあります。

ロケ地を誘致して支援を行うため、多くの地方公共団体においてはフィルムコミッションという組織を設置し、全国フィルムコミッション連盟協議会に加盟しています。このロケ地支援組織は、情報提供や施設業者等の紹介、各種許可申請への代行、施設等の使用交渉、ロケへの住民説明、エキストラの手配など多くの支援業務を行っております。ロケ地誘致、積極的に行っていくには、まずは組織の立ち上げが必要となりますが、その組織体制や活動経費の確保など、多くの課題があると認識しております。

町財政を考えますと、財源の裏づけがないままロケ地誘致を積極的に行っていくことは困難であるといわざるを得ません。一昨年6月に民間主導となりました田布施町観光協会と連携して、町のPR活動につきましてはさらに充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（林山 健二議員） 河内議員。

○議員（8番 河内 賀寿議員） まあ、今フィルムコミッションという話が出たので、2問目の質問でちょっとまたその話も入れようかなと思ったんですけど、下松なんかは、緊急雇用対策とか、何かそういうので支援というか、補助があるときにフィルムコミッション用の要員を2人、最初に、一昨年かな、雇って、ちょっと2本目の話にちょっと続きやったんですけど、そういうのを創設して世話したという話がありまして、最初の雇うときの金といいますか、予算は補助で全部賄ってという話でしたんで、そういうやり方もあるので、コミッションとかもつくる方法も、使い方はいろいろ考えたらできると思いますけど、そこまで、フィルムコミッションももちろん大事とは思いますが、今提案した、割と簡単な誘致の方法として田布施町のいろいろなところを、映像なりなんなりで、いろんなプロダクションとかに、こういういいところがありますけどどうですかというのを出したらどうですかという感じ、もし来てもらえるんだったらいろいろ協力体制を考えますぐらいの、あとはもちろん、今言われたように宿泊なり食べるものとか、新鮮な食材とか食べていただいたりして、いい感じで帰っていただくという、そういういろいろ支援体制は、決まりでもしたら非常に考えたらいいと思いますけど、それまでの、全然しないという、そういうふうにして、ちょっと盛り上げたらどうですかということなんですけれども、いろいろ考えていただければということでございます。

特に、この田布施町というのは、あんまりテレビ関係とか全然取り上げられることがほんとなので、いろんないいところがあるのを全国の方に知られてないんじゃないかなというのをずっと前から思っております、ほんと、もうちょっと何か出るような、いろいろしていただければと思う限りでございませう。

もう一つ質問ですが、さっき言ったんですけど、「花燃ゆ」関係で、富永有隣先生とか、昨日も放送で出ておりましたけど、何らかそういう感じのことで、有隣先生絡みとかで、何か企画、町の考えとかありませんか。ちょっとそこを聞いてみたいんですけど。今ちょうどチャンスですけど。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） いろんな町のPR宣伝活動というのはこれからも行っていかなきゃいけないと、かように思っております。以前のように、田布施は総理総裁兄弟が出たということで非常に有名になった時代があります。

ここ最近、そういった問題がないんじゃないかとか、あるいはいろんなテレビコマーシャル等で近隣がやっているんで、田布施も考えろということだろうと思いますが、たまたま今60周年を迎えておりますし、それに向けてできるだけ多くの広報的なPRもできればというふうに思っておりますが、今現在、聞いてすぐこれを、テレビコマーシャル等をどうするとか、あるいはいろんなドラマ形態のものを誘致するとかいう考えは持っておりません。

ただ、河内議員さんも非常にビデオカメラを回されているような活動をされていますので、その辺のアイデアは議員としてやはり活動の中にとって、町PR、そういったのを含めてこれからも御協力いただければと、かように思います。

○議長（林山 健二議員） 河内議員。

○議員（8番 河内 賀寿議員） いろいろこれからアイデアを持って、いろいろ検討していただいて、町の活性化につなげていただければと思います。

それでは、2問目にいきます。

2問目は、町民多数参加型地元映画の制作をしては、ということで、答弁者は町長でお願いします。

昨年末、下松市は、市制施行75周年記念映画「恋」を制作、総指揮、井川成正下松市長の名のもと、完成させ、映画館公開しました。下松が舞台のストーリー公募作品であり、岡田奈々主演で多数の市民のエキストラ参加、祭りや工場、店、市役所のロケなど、市民が満足する要素が十分なものでした。ちなみに、井川市長は、病院の院長先生役で出演されています。映画上演後のお客さんを観察してみたのですが、どの方も満面の笑みを浮かべ、ある人は隣の人と映画内容を楽しく話しながら映画館を後にしていました。率直にまちの勢いを感じました。

さて、現在、本町は、合併60周年記念のインタビューや空撮を取り入れたビデオを制作中です。いいものができるのを期待しますが、これきりで終わるのでなく、制作経験を生かし、民間と協力し、下松市のような町民多数参加型地元映画を数年後、制作できるようにはならないでしょうか。

先ほどの質問とちょっと関連あるんですけど、今度はさらに積極的な、つくってはどうかという質問になります。お尋ねします。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えします。

田布施町は、今年1月に合併60周年を迎え、さまざまな事業の実施を予定しておりますが、11月3日の記念式典で上映し、また来賓・表彰者などの記念品DVDとするために、昨年より撮影を開始しております。これは本町職員の企画で、町の60分の1のアルバムをテーマに、田布施町の1年を追うことで、町民が田布施で過ごした時間を思い起こすきっかけづくりになり、さらに、町外の方に田布施町の良さを伝えようとするもので、1年間、人物をクローズアップすることでその表情を捉え、イベントの楽しさを伝えられる内容にしたいと考えております。

御質問の下松市の記念映画につきましては、最初の御質問の答弁でも触れましたが、ロケ地支援組織であります下松フィルムコミッション運営委員会が企画制作したものであります。この委員会は、下松市を中心とした観光やレジャー、地域産業の活性化を図り、観光産業情報を発信するための民間主導の活動拠点である「くだまつ観光・産業交流センター、通称スターナビくだまつ」が平成25年6月に、地域活性化や映像文化の向上を目的として設立しております。本町では、下松市のように組織はなく、映画撮影を実施するためには撮影機材の問題や映画監督や俳優などの人的問題など多くの問題が考えられ、現時点では困難であると考えています。

合併60周年記念事業を検討する際には、多くの町民が参加できる内容を検討してまいりました。NHK公開番組や夏季巡回ラジオ体操の誘致で多くの町民に参加していただく予定でしたが、採択を受けることができませんでした。しかし、既に実施済みのロゴマーク、キャッチコピーの募集や成人式の記念植樹を初め27年度当初予算に計上しております60周年記念DVD制作事業、自主企画助成事業、原動付き自転車オリジナルナンバーの作成や小中学校を対象にした作文、絵画の募集など、町民多数参加型の事業を実施していく予定にしております。

今後も住民が主体的に参加し、住民と行政が目標や情報の共有する協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（林山 健二議員） 河内議員。

○議員（8番 河内 賀寿議員） いろいろ今、まあ予算規模とかも違いますので、実際問題、下松と

同じようにどうですかというのは難しいことも十分あります。撮影機材の問題とかも言われましたけど、私も映画に、映画館で見に行っているいろいろ貼ってあるパネルとか見て、ああ、こういう形で撮影するのかなっていろいろ勉強になったんですけど、皆さん想像しているような大きい、こんなでかい撮影機材とかじゃなくて、今は一眼レフの、民生用のちっちゃいカメラのハイビジョンの動画モードとかで結局あの映画をつくったりしていて、機材なんてのも物すごい、ほんと皆さんお持ちのやつでつくられているというような、私もこういうの衝撃受けて、実際の制作に関しては多数の市民の方にはボランティアで出してもらおうのと、あと俳優さんとかには、かなり破格の安い価格での出演料だったみたいですけど、ほとんどが大体人件費という感じでした。

テレビで映画の、こういうのがありますというTYSとかの映画紹介のとき私も見たときに、550万円という予算でつくりましたとかいうのを見て、そんな、映画というのは何億ってかかるといイメージがあったので、ああ、そういうのって一体どういうのになるのかなと思って最初に興味を持って見に行ったんですけど、実際に、それよりさらに補助とかは、市が800万円で先ほどの民間のほうは400の、3分の2という、3分の1という支払いの予算で、そのうちから550万円でつくったというのが感じで、もちろんこれは大金というのはもちろん大金ですし、それはもちろん金額ということに関しては、考え方はいろいろと思いますが、そういった感じで、もちろん550万円でも、つくろうと思ったら50万円でもつくれんことはないと思いますが、機材もそんな感じですので。アイデア次第で、映画という物すごいハードルの高い感覚で思ったときに、割と今そういう、物すごい簡単につくれるという状態であるということもまたちょっと皆さんに見てもらったかなということでございます。

あとは、先ほど言われましたように、せっかく今年、町制60周年ということで立派な事業を一生懸命職員の方がこしらえているんで、そういうノウハウもあって、さらに数年後で、今すぐつくれという感覚ではなくて、フィルムコミッションとかもまたつくったりとか、いろんな立ち上げとかを考えて、数年後には下松みたいなのがつくれるような状態になったらすごくいいなというのが私の考えで今回提案したんですけど、また緊急雇用対策という形で、下松が先ほど説明しましたけど、フィルムコミッションの人数をちょっと最初に雇うとかの企画をしたそうですから、またそういう感じの予算の補助なんかがあるときはこういった人員のほうに新しく人を考えるというようなことも、今後もし補助があるようなときでしたら考えていただければなと思っております。

これは、なかなか映画というんですけれども、かなりちょっと難しい点があるんで、まあ提案でございます。

それから、町長には普通に、下松がこういう映画をつくったということに関して、どう思われますか。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 先般、下松の75周年の記念式典には御案内いただきました。実際に映画も放映されましたし、下松自体がやられているのは非常に素晴らしいことだなというふうに思います。財政規模を含め、地域全体の規模からいって、あれをまねして田布施町がどうこうということは考えておりませんが、田布施は田布施に応じたしっかりPRできるような形は我々で考えていなきゃいけない。

井川市長、非常に、いろんな意味で私どもも指導いただいておりますし、これからも下松のいいところはしっかり見習っていきますし、田布施のいいところはしっかり出していこうという気持ちで対処していきたいというふうに思っています。

○議長（林山 健二議員） 河内議員。

○議員（8番 河内 賀寿議員） 下松は75周年、田布施は60周年とか、式典もこういう映像その他でまた、いい形で終わればと思います。そしてまた発展につながるようなことで終われば。

それでは、3問目にいきます。3問目、太陽光発電システムを平等に公民館設置できないかという

ことで、答弁者は町長でお願いします。

県の全額補助で、西田布施公民館だけ太陽光発電システムの設置が決まりました。予算上、1カ所が限界とのことです。もちろん、1カ所でも設備が充実するのはいいことと思いますが、もし大災害が、各公民館など全避難所が町民でいっぱいになるようなことが長期にわたれば、全員使用において不公平感が起こるのではないかと思うわけです。

例えば、真夏の災害であれば、日中に扇風機が回っているかいなかなど、また、冷蔵庫から冷えた麦茶のサービスが受けられるかどうかなど。若ければ我慢できると思いますが、年をとって体が思うように動かなくなったと避難所生活を送らなければならないとき、こういったサービスのあるなしは重要なことだと思います。

対策として、家庭用の一番安価な太陽光発電システムを各公民館に、数年に分けてでも平等に設置してはどうかと考えます。

本町の公民館に限らず、避難所と名のつくところは全て対象と考えてはいます。いかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えします。

今回、西田布施公民館で実施する再生可能エネルギー導入事業は、各市町村の防災拠点施設に多様な再生可能エネルギーを導入するという国の施策に基づいたもので、田布施町の指定避難所の中では、福祉避難所など、特に重要な役割を持つ西田布施公民館に太陽光パネル、リチウムイオン電池、ハイブリットライト、館内LED化照明を導入しようとするものであります。

御提言のように、各公民館にもこうした施設があればよろしいわけではありますが、厳しい財政事情の中で、現在の実施計画ではそうした事業は予定しておりません。今後、安全で安心なまちづくりの事業の検討の中で、そうした効果等について検討していきたいと考えております。

○議長（林山 健二議員） 河内議員。

○議員（8番 河内 賀寿議員） 太陽光のいろんな施設への設置に関しては、以前にも、一般質問とかで、どうですかというのをやったことがあるんですけど、そのときは、平等に、どこの施設にもまだ載ってなかったのが、ちょっとそこまで、やはり予算の関係とかもありますので、なかなか難しいなというのは、難しいという回答でしたんで、そういう感じなのかとは思っていますけど。今回は補助で立派な施設が整備されるんですけど、西田布施だけ、もちろんこれはいいことでありますので、思ったんですけど、リチウム電池とかなんか、蓄電で夜とかもうまく使えると思いますが、せめて昼間だけでもほんと扇風機の1つや2つ回るのが非常に大事なことじゃないかという点で、今回の提案に関してはほんと、西田布施の設備のほんの何分の1という、今一般の家庭の上に載せるやつで、一番安いやつだったら150万円ぐらいの、高けりゃ何百万ってするでしょうけど、ほんとの最低設備でしたらさほど予算としてのやりくりとして難しい金額ではないんじゃないかなと思うんです。

特に、老人になってから、もし公民館とかで、自分の家が災害とかで潰れて、帰るところもなくなって、なかなか親戚の方も面倒見てくれないというような形で、大災害だったらそういうことも起こり得るかもしれないので、しばらく体育館生活をせにゃいけないというのがあったときに、暑いときにはほんと扇風機の一つ回っているというのが、かなり年をとってからだったら体に対してすごくこたえる、こたえないが発生するんじゃないかなと思うんです。そのとき、どこも田布施中なかった場合はまあしょうがないと思うんですけど、西田布施に避難した人だけが扇風機に当たっておったというなら、後々いいことじゃない。いいことないって表現したらあれかしらんけど、後々何かいいことじゃないような気がするんです。一番安価なシステムだったら、そんなに予算的には難しくないと思うんですけど、どうでしょうか、そういう点。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 正直いうて、西の今回の拠点施設という意味で、国のほうから補助がいただ

けるということで取り組んだわけでありまして、将来においては先ほども答弁で申しましたように、やはり考えていかなきゃいけない問題だというふうには思っています。

ただ、決して起こってはならない大災害は、仮に起きたときに、じゃどうするんだと、じゃどこの施設もその大災害が起きたときに対応できる施設を確保しろという状況で対応しますと、財政的、予算的なものが到底対応できない部分がございます。けれど、やはり考えて、その辺はできるだけ住民の皆さんが安心・安全のために確保できるものについては確保していくというのが基本だと思っておりますので、今後、やはり慎重にその辺は検討しながらいきたいと、かように思っております。

○議長（林山 健二議員） 河内議員。

○議員（8番 河内 賀寿議員） 十分検討していただけるような回答でございましたので、太陽光のシステムに関しては、蓄電をするとちょっと、かなりの金額になりますので、昼間だけの発電に関してでしたら、さらにもっともっと大量生産その他で設備自体安くなると思っていますので、ぜひぜひこの提案を早速考えていただける機会を持っていただければと思います。答弁のほう、そういう形の答弁でしたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

これで、私の一般質問はこれで終わりたいと思ひます。

○議長（林山 健二議員） 以上で、河内賀寿議員の一般質問を終わります。

○議長（林山 健二議員） 次に、國永美恵子議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） 通告をいたしましたとお尋ねいたします。

初めに、核兵器廃絶平和都市宣言の看板設置をされてはいかがかというお尋ねでございます。

3月4日の中国新聞に、「平和首長会議加盟都市からの平和メッセージ」が載っております。県内では9市5町の首長さんのメッセージがございました。お隣の平生町長は、町内に人間魚雷回天の訓練基地があったことに触れておられました。長信町長は、田布施町が平成6年に核兵器廃絶平和都市宣言を行ったことを言われています。町長が都市宣言を行っていることを外に向けて発信されました今がこの看板再設置を行う機会と考え、申し上げます。

中央橋架け替え工事、庁舎内整備の際に撤去されたままになっております核兵器廃絶平和都市宣言の看板を再び設置されてはいかがででしょうか。以前もお尋ねいたしました折、町長は、「もう少ししっかり場所の検討も含めながらやらなきゃいけないというふうには思っておりますが」と答弁をされております。設置場所も適地があると思ひます。お尋ねいたします。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えします。

お尋ねのように、中国新聞企画の平和メッセージに、田布施町で平成6年に核兵器廃絶平和都市宣言を行っていること、また、被爆・終戦70周年の節目の年にあたり、核兵器廃絶と戦争のない平和な社会の実現を願っていることについては寄稿させていただきました。

核兵器廃絶平和都市宣言の看板は、平成6年12月議会での核兵器廃絶平和都市宣言の議決を受け、町役場前に設置されておりましたが、平成11年の台風19号で破損し、その際、役場周辺の県道工事にも支障を生じることもあり、撤去されたものであります。

看板を再設置してはとのお尋ねであります。役場周辺の施設上の制約などから、看板の再設置は考えておりませんが、町制60周年を祝い本町玄関前に広告塔を設け、各種運動等のPRを行えるようにしましたので、これを利用し、掲示にふさわしい時期に核兵器廃絶平和都市宣言のまちの掲示を考えてみたいと思ひます。

以上であります。

○議長（林山 健二議員） 國永美恵子議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） 考えていただけるということで、大変うれしく思っております。

早いもので、議決をいたしましたから20年を過ぎます。ということは、私も町長も20年をとっ



たわけでございます、やはりその後お生まれになった若い方などはこういう宣言をしていることすら御存じない方がいるのではないかと思います、ぜひぜひふさわしい時期に、早い時期に立てていただきたいなと思っております。

それから、平和な社会を願うというのは、ほんとに町長がおっしゃいますように、皆同じ願いでございます。そして、これからもこの宣言をしていることをどんどん町長に、外に出て発信をしていただきたいと、このように思います。

では、次の質問に移ります。

圃場整備について町長にお尋ねします。

私どもの地域で追加による国営圃場整備が進められており、説明会も開かれております。圃場整備を行っても、その後の農業に対する展望が見えません。農地を手放したい人や自分では耕作できないとする地権者に、説明会で話し合いだけでは納得してもらえただけの答えになっていないと思います。展望がない中で事業を進めても、すぐに荒廃地になるのではないかという声も聞かれます。事業後の農地対応をお尋ねします。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えいたします。

事業後の農地対応についてのお尋ねですが、本町も担い手の減少、高齢化が進み、耕作放棄地が増大し、農業が厳しい状況に直面している中で、持続可能な力強い農業を実現するには、基本となる人、農地の問題を一体的に解決していく必要があります。国営事業実施中の11換地区においては、国営緊急農地再編整備事業を進めていく中で、集落営農法人など担い手の育成を加速化し、農地集積を進め、効率的かつ持続的な農業経営を確立していく必要があると認識し、関係機関と連携のもと取り組んでおります。

現在、追加要望に向けて地元の合意形成を行っている集落、地域においても、農業構造並びに農村環境に大きな変革をもたらす国営事業を実施することに伴い、国営事業後の新たな農業構造に対応する施策を円滑に展開できるように、地域の農業・農村の現状及び将来を見据えた農業構想が必要であります。

このため、工事着手までにそれぞれの集落、地域において、地権者、地域住民へのアンケートを行い、アンケート結果をもとに、集落、地域の多くの方に参加してもらい、1つ、今後の地域農業を支援する担い手がいるか、足りているか。2つ、新規就農者等をどうするか。3つ、農地中間管理機構を活用し、地域の農地を任されるものを見出すかなど、担い手とそれ以外の農業者、地域の方の役割分担を踏まえた今後の地域農業のあり方と農業、農村の有する多面的機能の維持発揮のため、その地域活動等について徹底的な話し合いを行い、集落、地域を抱える人と農地の問題を解決するための将来設計図となる人・農地プランを作成していただきます。

人・農地プランに位置づけられる意欲のある中心経営体担い手による高度土地利用農業の展開、経営の合理化、水田汎用化による麦・大豆の生産拡大等や多面的機能の維持発揮のために地域活動等を通じて農業振興を基幹として集落、地域の活性化につながるとともに、美しい田園を保全することにより農村集落の魅力ある定住環境、交流空間づくりを行い、美しく魅力ある農業地域の形成を目指したいと思います。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） 御答弁の中にありました人・農地プランを作成というのは、今からつくる農地プランの中でということなんでしょうか。

○議長（林山 健二議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） 今から事業をやっていく中で、新しく追加するところのこれから採択を行って、国の採択を受けられれば、そこの地域の方々に集まっていただきまして、地域の方々と私どもと一緒に、将来の設計図みたいなものをつくっていき、そのプランをつくっていきたいと思ってお

ります。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） そうしますと、この人・農地プランで田布施町のこれからの農業は発展的にみていけるものになるというふうにお考えでしょうか。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 新たに取り組んでいく対応であります。農業というのはやっぱり地元に住む皆さんが基本であります。そのためにも、やっぱり人・農地、これを実際に持っておられる方、あるいは持っていない、もう私はできないというような方、その辺をしっかりと組み合わせた人・農地プランという形態の中でしっかりと取り組んでいかないと、ただ話をするだけじゃだめだということで、今から進めていく状況であります。これがちゃんとできれば農地はちゃんと守っていけるし、立派な農地を確保しながら対応できるというふうに思っております。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） 条件のいい農地は圃場整備をしました後の条件のいい農地は、これは当然借り手があるだろう、あるいは作り手があるだろうというふうに考えるんですが、草ばかり刈る、こういう、圃場整備が終わったら何と草を刈るところも増えたという声も聞きますけれども、こういうところが果たしてきちんとそういう計画に持っていけるものでしょうか。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 実質的にこれまでも県営等でやった地域においては非常に草を刈ったほうがいいということで、共同的な運営をしながら、草刈りは昔のように一緒にやりましょうといったような話があるわけです。これも事実続いているところもあります。そういうところもないところがあります。中山間地域直接支払いの平地版であります地域水環境保全、多面的機能の環境保全対策については、そういうものを含めて、地域みんなで一体となって、農地は持っていないがその地域に住んでいるから、やはり地域の農地周りはきれいにしましょうよということで、農免、水路等、あるいは河川等の協力いただいている地域もございます。そういうものがやはり今回の人・農地プランに対しては、やはり一緒に取り組んで、組み込んでいけるような地域づくりをつくっていかないと、國永議員の言われるとおり、山の際のほうは、そりゃ草が生えて誰も手伝うてくれんじゃないかということのないようにしていくこと、この辺がやはりこれからの圃場整備以降の農地の管理の仕方、地域全体でやっていくんだよという感覚がないと保てていけないというふうに思っております。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） わかりました。

3月6日の中国新聞に、最初の答弁の中で町長が触れられましたが農地中間管理機構、ここがどういいうものを目指すかということがちょっと新聞記事にございました。目を通されたかもしれません。

「小さな農地を大規模化を目指す法人や農家に集めることで、農業の生産効率を高め、輸入農産物に対抗する競争力を強化するのが目的」というふうにしております。まあ、それはそれでよろしいんですけども、今の段階で説明会あるいはいろいろこれから進んで、実際に圃場整備の工事が始まる中で、皆さんがおっしゃるのは、昨日も、今から工事が始まる地域の方と出会いましての話。みんなで作るみんなで作る、みんなで作ろうと、こういうふうに言われるんですけども、一体それから先が分からないというふうにおっしゃるんです。ですから、そこにおいてもきちんと、町のほうも説明をすべきじゃないかなというふうに私は思います。

それから、今、吉井地域、私も関係するんですけども、新たに吉井地域が今から進むのか進まないのか、ちょっとまだ何とも言えないところでございますが、それでも、例えば法人をつくるということがどういうことなのか、こういう細かいところですか、あるいは専門用語、減歩ですとかいろいろ出てまいります。換地、こういう言葉すら説明を求めないと分からないと、こういう声も聞きますので、専門用語だけではなくて、そういう言葉もしっかりと皆さんに分かるように説明をしていた

だきたいと思ひますし、いろいろな場所での説明というのが納得できるもの、理解できるものに十分していただきたく思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 私どもも平成4年頃から実際にその事業に携わってきました。専門的用語がたくさん出てきます。そして、それぞれ役員を選任をお願いしながら、その方に理解してもらわないと説明ができないというようなことじゃ困るよということで、年間数十回という総会あるいは役員会、あるいはその会議を開いてその辺を進めていっております。

今回の場合は国営でありますから、事業主体が国営の関係で進んでいる部分がありまして、県営とは違って、なかなかその辺の密着したところができないのでは、やはり困りますので、これからもそういった専門的用語についてはしっかり関係各位に分かってもらうことが大事だろうというふうに思ひます。

換地一つにとっても、その中身については数の言い方がありますから、そのそれぞれに専門用語がまたあったり大変だろうと思ひますが、高齢者で、わしは、はあ土地は要らんけえ、そねえな難しい話は要らんというような方もいらしたり、あるいは、いや分かってもらわんとそれが困るんだという説明をしないと、要らんのなら、はあ知らんでいいじゃないかじゃなしに、しっかりとその辺は地域で話す、これがやはり大事であります。

それと、質問の中にありましたように、やはりつくり出してから将来像が見えないんじゃ困ります。やはり将来に向けてこの農地をちゃんと維持管理していけるにはどういう方法があるんか、集落がいいんか、あるいは法人組織をつくり上げて別の組織でやるんがいいんか、あるいは若い担い手さんにしっかりそれをお願いしてやっていってもらおうという方法がいいんか、その辺はやはり地域で話し合われないと、外からいってで、ああせいこうせいじゃないと思ひます。地域の皆さんの承諾が得られて初めて農地は守ることができるし、それがないとやはり農地自体が守っていけないというふうに私自身は思ひますので、これからも担当を含めて、町ででき得る限りの協力はしっかりしていくということの体制で進めていきたいというふうに思ひます。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） 大変よく分かりました。皆さんに細かく分かりやすく説明をしていただくことを求めて、この質問を終わります。

3番目に、介護保険についてお尋ねいたします。

昨年6月に、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が成立いたしました。この医療介護総合法になりますと、介護保険で言えば、多くの高齢者が介護サービスの対象から外れることが指摘されております。介護心中とか介護殺人などの痛ましい事件が起きないように、公的介護の充実が望まれます。

法の改定で、4月からどのように変わるのかということでお尋ねいたします。

まず、特養に入居できない人が全国で52万人いると言われております。本町の特養入居を希望する待機者はどのくらいありますか。今後は、特養入所できる人を原則要介護3以上に限定します。要介護1、2でも特例入所は認めるとしてしております。現在、入所している人を追い出すことはしないと聞いております。町内の対象者にどう影響いたしますでしょうか。

次に、新総合事業の導入についてであります。

要支援者の訪問介護、通所介護を保険給付から外して地域支援事業に移行するとされておりますが、本町の場合は、このことに関しては本定例会に経過措置を定める条例案が出されておりますので、この条例が議決されれば2年間は現状で行い、2年後の移行となるのだらうと思ひます。このことで影響を受ける人がどのくらいありますか。その他にも保険給付から外れる場合がありますでしょうか。

3点目に、今年8月から利用料の2割負担が導入されるということでございます。この2割負担の対象になるのは、個人の所得で決まるということであり、町内ではどのくらいの方が影響を受けま

でしょうか。

介護保険制度は、家族介護から社会で支える介護へということでスタートしました。この度の介護保険の改定では、保険料を払い続けても必要なときに希望する介護サービスが受けられない状況が広がるのではないかと懸念いたしますが、町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えいたします。

今後、さらに進む高齢化に伴う介護サービスの利用者の増加に備え、将来にわたって制度を維持できるように医療や介護の仕組みを見直し、医療提供体制の改革と介護保険制度の改革を一体に進める地域医療・介護総合確保推進法が昨年6月に可決、成立しました。

これに伴い、医療法や介護保険法などの改正が予定されていますが、介護保険の制度改正の主なものは、「予防給付のうち、訪問・通所介護予防事業の地域支援事業への移行」、「特養入所者を原則要介護3以上に限定」、「一定以上の所得者の自己負担を2割に引き上げる」などがあります。

まず1点目は、特養入所者は要介護3以上を原則とすることについてですが、入所を望む待機者の中でも特に在宅生活が困難である中・重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化を図ることとされました。

本町の特養における待機者については、本年2月末現在で95人となっています。その内訳は、要介護3以上が44名、2以下が51名となっています。

次に、町内の対象者への影響についてですが、要介護1や2であっても、現在入所している方は経過措置として継続入所が認められており、やむを得ない事情により特養以外での生活が著しく困難な場合には特例的に入所できるとなっていることから、入所要件の変更の影響は小さいと考えております。

次に、2点目は、新総合事業についてですが、要支援に対する介護予防給付のうち訪問介護と通所介護のサービスにつきましては、全国一律の予防給付から市町村が取り組む地域支援事業に移行することになります。その影響を受ける対象者は現在のところ、約200名と見込んでいます。

また、訪問介護や通所リハビリテーションなど、その他のサービスについては従来の通り介護予防給付費として継続されますので、保険給付から外れることはありません。

なお、事業の実施は本年4月からとなっていますが、2年の移行期間が設けられており、平成29年4月までに全ての市町村で実施が開始することになっております。現在、関係機関と協議しておりますが、実際にどの程度の活用を見込むことができるかなど課題も多く、担い手の育成や確保、組織の体制づくりに一定の準備期間が必要なため、本町では平成29年4月からの事業実施に向けて取り組んでいきたいと考えております。

このため、平成27年及び28年度については、従来通りの介護予防給付が行われることとなります。また、平成29年度から、地域支援事業として、現在の訪問介護や通所介護と同等のサービスを受けることができますし、新たに開始するサービスを受けることも可能となります。

次に、3点目は、8月から一定以上の所得のある利用者の負担が2割となることについてであります。

従来から、利用者負担は所得にかかわらず1割としておりましたが、負担の公平を図っていくために導入されることになりました。どの程度の方が影響を受けるかですが、昨年試算したところ、介護認定者全体のうち約1割程度の方が影響を受けることとなると考えております。

なお、利用料上限額に達している方は高額介護サービスの基準が3万7,200円から4万4,400円に引き上げられますので、月に7,200円の増加になると考えられます。

参考までに、国の推計では65歳以上の被保険者のうち所得上位20%に相当する基準を設定していますが、実際に影響を受けるのは在宅サービス利用者の約15%、特養で5%、老健で12%となっております。

次に、4点目は、必要なときに希望する介護が受けられない状況が広がると懸念するが、町長の見解はどうかとお尋ねであります。

今回の制度改正では、持続可能な介護保険制度の構築のために給付の効率化と重点配分を行ったものであり、理解はできますが、サービスの低下や切り捨てになってはいけません。町としても、希望するサービスが受けられる仕組みをつくっていく必要がありますので、国、県、関係機関と連携のもと、地域性を踏まえた地域包括ケア構築に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） 町長が最後にお答えになったとおりでらうと思います。現状の介護サービスから後退してはいけないということでございます。もしそうになりましたときには、本町独自の高齢者福祉策をさらに充実させるということも考えていかなきゃならないかと思ひます。今でも、寝たきり老人の介護なりですとか、それからおむつ支給ですとか、そういうものも、独自のものもありますけれども、今後さらにここを充実させなければ介護保険だけで対応できない部分が出てくるかなと私は思っております。

最初の特養の件からお尋ねいたします。

今、2以下は51とおっしゃった。そうなりますと、この方たちは確実に影響を受けますね、もう3以上でないと入れない。今でも、ずっと、どれぐらいお待ちになっているのか分かりませんが、待っていらっしゃって、さらにもうこれ以下になると、よほどのことがない限りは入れない、入所できないということになります。特例入所というのが、認知ですとか虐待とかひとり世帯、あるいは同居家族が大変高齢であったりとか病弱であったりと、こういう勘案事項がありまして特例入所というのが認められるというふう聞いております。そうすると、この51人、2以下の方でも特例で入所できる可能性がある方がいらっしゃいますか。あるいは、ちょっとその可能性はないでしょうか。

○議長（林山 健二議員） 中田健康保険課長。

○健康保険課長（中田 正美君） 51人のそれぞれの個別の状況については、詳細に調べていませんので。ちょっとこの場で全部特例になるかどうかとか、そういうことはちょっとお答えできません。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） 分かりました。もしかすると、特例で入れるという可能性の方もいらっしゃるかもしれませんよね。その特例入所ですけれども、これはなかなか難しいといひますか、各施設に設置する入所検討委員会の議決を経て認めるというふうに文書の中に書いてありましたけれども、これは施設が勝手に決めていいんじゃないよ。市町村の承諾のない特別入所はあり得ないというふうに書いてあったんです。施設が勝手に選ぶということになったら、これはまた大変大きな問題が出てくると思ひますけれども、ここは田布施町であれば田布施町がここのことに承諾をしなければ特別入所はあり得ないんだというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○議長（林山 健二議員） 中田健康保険課長。

○健康保険課長（中田 正美君） 施設が市町村の意見を求めることができるという規定があるんですけども、これは義務ではなくてできる規定。ですから、一応意見を求められた場合は意見を述べることができるというふうになると思ひますが。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） 義務ではないというところが大変曖昧な点なんですけれども。そうすると、施設が勝手にこれを選ぶことができるということになりますね。特例入所は施設が選んで入れる。それはまた、少し別な問題が発生するんじゃないかなと。やはり、意見を求めるというきちんとしてそこは市町村が承諾をしなければいけないんだというふうにしなないと、勝手に選び、そこから介護保険がきちんとしていなければ外れてしまう。本当は私の方が上だ、本人さんはちょっとあれですけど、周りの家族の人が、いや、もっとこれは入れてもらってもいい状況なのにとひいうような場合が

出てくるんじゃないかというのが私は懸念される。私は、そこはやっぱり町がきちっと関わっていくべきだと思いますので、ここのところはもう少し検討していただいて、町がしっかりとここを見ていくという方向にさせていただくようお願いしますが、どうでしょうか。

○議長（林山 健二議員） 中田健康保険課長。

○健康保険課長（中田 正美君） 今言われたとおり、一定の基準をもとに公平に判断する必要がございますので、町のほうも適切に関与していきたいと思います。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） 介護報酬が2.27%引き下げになりまして、在宅支援を手厚くするとしておりますので、そうしますと、施設の運営というのは大変厳しくなるわけです。これから特養が増えていくという可能性がないんじゃないかというふうに思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

特養を、入所できる人が入所できやすくするということ、お考えにはなっておりませんか。もう町で特養をつくるというのは難しいでしょうけれども。何かこの圏域で特養が増設されるようなお話はなかったでしょうか。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 以前ちょっと聞いたような気もするんですが、最近はその話を聞いておりません。ですから、大体の高齢者のそういう介護に関わる方のバランスがあるんだろうと思うんですが、今現在は、正直いって、先ほど申しましたように、待機者が非常に多いという状況の中で、やってほしいんですが、将来ということになると、やっぱり経営される関係団体も随分慎重にやられているんだろうという気がします。聞いておりません。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） できれば、希望する介護サービスが受けられるといいなと思います。新総合事業ですけれども、保険からは外れないということなんですが、財源はこれはどうなりますか。

○議長（林山 健二議員） 中田健康保険課長。

○健康保険課長（中田 正美君） 財源は、予防給付と変わりません。町が12.5%、財源構成も変わりません。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） 2年後、移りましたときもこの財源は同じでございますか。

○議長（林山 健二議員） 中田健康保険課長。

○健康保険課長（中田 正美君） 財源は同じでございます。ただ、地域支援事業に移行するということは、地域支援事業は上限が設定されるんです。国からすれば上限が設定できるということです。ですから、その上限を超えた場合はもう市町村で出すというようなことになりますので、今、介護給付費の3%が地域支援事業費になっています。将来的には、それを超える可能性もあるかと思いますが、まだ国のほうでもいろんな改正を予定しています。できるだけそういった移行にしても、地域支援事業の中でできるように、賄えるように国の方も検討しているところでございます。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） 新総合事業といいますのは、こないだいただいた資料にもありましたけれども、地域の多様な主体による多様なサービスを活用して高齢者を支援するという。いかにもいろんなサービスがあっというんじゃないか。むしろサービスが増えるんじゃないかというようにちょっと錯覚もするんですけれども、いや、実際はそうではないんですよというのがちょっとございまして、そこが心配なところなんです。NPO、民間企業、ボランティア、こういうところが参加するというんですけれども、これはどういう形で参加をしていくんでしょうか。

○議長（林山 健二議員） 中田健康保険課長。

○健康保険課長（中田 正美君） 今、まだ具体的には決まっておりません。11月からなんですけれども、関係機関がいろいろ集まって、研究会を立ち上げていろいろ、まず何をやるという以前に、今ある地域資源、どういうサービスがあって、何が足りないか、ニーズ調査とかやっておりますので、まだ何をやるかということまではまだ決めておりませんが、基本的に国が示しているのは、今までの決まったものではなくて、地域資源を活用して、いろんな人が支え、元気な高齢者が高齢者の方を支えていく、地域で支え合うというようなサービスを想定しているというところであります。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） そういうところで問題となるといいますか、少し考えていかなければいけないのが、専門性がどうなんだろう。ここが問われるというのが1つございます。

それと、結局ボランティアがいけないというわけではないんですが、ボランティアはボランティアとしての活動があってそれはいいんですけども、要するに安上がりな事業の方に振ってしまうのではないかと、この2点が言われているんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（林山 健二議員） 中田健康保険課長。

○健康保険課長（中田 正美君） 言われるように、なかなか田布施町の場合もボランティアの方もなかなかいらっしゃらないですし、ボランティアの方だけに頼るとするのは難しいと思いますので、有料ボランティアとか、他のサービス主体をいろいろ研究いたしまして、また検討させていただきたいと思います。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） わかりました。今からのことなので、しっかりやっていただきたいなと思いますが、先ほど言いましたように、介護サービスから後退をさせてはいけないということと、それから、もしそういうことになりましたときには、高齢者福祉策の充実というのを町で考えていただきたいと思ひまして、次の質問に移ります。

教育長にお尋ねいたします。

昨年6月に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が行われました。このたびの改正にあっても、教育委員会制度発足の3つの根本方針、1. 中央集権ではなく地方分権、2. 民意の反映、3. 一般行政からの独立、これは変わらないと聞きます。

改正法は4月1日から施行になりますが、経過措置がございますので、本町では尾崎教育長の任期が終わってからのスタートとなることと思います。新たな制度の内容についてお尋ねいたします。

現在は、教育長に対して教育委員会が指揮監督する権限がございます。新教育長は、首長が任命します。教育委員会による教育長への指揮監督権はなくなります。このことについて教育長はどのようにお考えでしょうか。首長は新たに総合教育会議を設けます。それは首長と教育委員会が協議する場となります。このことでは、教育内容への首長の介入が懸念されるところでございます。総合教育会議は、対等・平等な協議体としての位置関係が保てるとお考えでしょうか。

次に、自治体の教育政策の方針となる大綱を首長が策定する権限を持ちます。首長と教育委員会が協議して策定されると考えますが、教育の政治的中立性は保てるでしょうか。

昨年、7月11日の文科省通知では、会議の透明化が言われております。いろいろとこの通知の中に書かれておりますが、この会議の透明化が言われております。このことについてはどのように対応されますか、お尋ねいたします。

○議長（林山 健二議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 失礼いたします。

それでは、今回の教育委員会制度改革について、特に地公行法の一部改正に係る各御質問についてお答えをいたします。

申し上げるまでもなく、今回の教育委員会制度改革の主な特徴としましては、「教育行政における責任体制の明確化」、「教育委員会の審議の活性化」、「迅速な危機管理体制の構築」、「地域住民

の民意を代表する首長さんとの連携強化」、また、「いじめによる自殺等、学校における重大な事案が起きた場合において、後に再発防止のために国が教育委員会に指示できることの明確化」などであり、加えまして、教育委員会は引き続き執行機関であることや、総合教育会議で首長さんと協議・調整を行うが、最終的な執行権限は教育委員会に保留されるといった旧来の考え方も引き継がれているところでございます。

それでは、1点目の教育委員会による教育長への指揮監督権がなくなるのではとのお尋ねについてお答えします。

教育委員会の委員による教育長に対するチェック機能につきましては、改正後においても教育委員会は合議制の執行機関であるため、その意思決定は教育長及び教育委員による会議において出席者の多数決によって決せられるものであり、教育委員の役割が引き続き重要となります。

また、教育委員会は必要に応じて教育長に委任する事項についての方針を定めることや、委任した事項について教育長から報告を求め、教育委員会で議論し、必要に応じて事務の執行を是正し、または委任を解除することが可能など、教育委員会の指揮監督権は引き続き機能するものと考えております。

2つ目は、総合教育会議における首長との対等平等な協議体としての位置関係についてのお尋ねでございます。

総合教育会議の設置につきましては、首長が教育行政に果たす役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育行政について論議することが可能となり、首長と教育委員会が協議・調整することにより両者が教育行政の方向性を共有し、一致して執行に当たることが可能となるため、各種教育課題において教育委員会の権限に属さない事項についても課題解決に向けた取り組みが可能になり、首長が教育政策に参画することについては大変心強く、また大きな期待を寄せているところでございます。

3点目は、首長が策定する大綱の中立性についてのお尋ねです。

教育に関する大綱を首長が策定するに当たっては、地方公共団体としての教育施策に関する方向性を明確にしていくということが求められていることから、これまでの教育委員会サイドの教育施策から、町政全体を見通した教育施策として策定していくこととなり、町政全体の視点から教育が進められ、社会総掛かりによる地域教育力、田布施であれば山口県一の取り組みに弾みがつくものと期待しております。

4点目は、総合教育会議の透明性についてのお尋ねです。

法改正に係る国の指標では、教育総合会議は個人の秘密を保つために必要があると認めるとき、また、会議の構成が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときを除き公開となっております。

また、議事録を作成し、これを公表するよう努めることとなっており、本町においてもこうした国の指導に沿って進めていけるものと考えておりますし、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） 御答弁からすると、教育長のみの判断で何でもできるわけではない。決して、教育長が暴走することはないよというように受けとめました。そうことでしょうか。

それから、総合教育会議でございますが、政治的中立性を確保するというのもできるというふうには、ただそれよりももっと期待しているんだというふうにもおっしゃいましたけれども、その辺は、保ちながら期待をするということなんでしょうか。

それともう一点は、振興計画の方針についてですけども、必ずしも国のものを持ってこなくてもいい。教育長がおっしゃったように、田布施町のこととは、これはきちっと守っていかれるということでしょうか。

○議長（林山 健二議員） 尾崎教育長。



○教育長（尾崎 龍彦君） 主に國永議員さんがおっしゃるのは、大綱なんかの内容のことがあると思いますが、これはいわゆる首長さんが表明するということです。これは今のところ、大綱につきましては非常に今の町政と本町の首長さんの使っておられますそのものを掲げることもありますし、事細々と教育の内容については大綱に載せるということは余りやっておらないようです。

現在、田布施町でも試案を今つくっているところですけど、主に町政のものを踏まえてやっていると。例えばちょっと紹介しますと、考えられる言葉としては、ほんと大綱ですから、ほんと骨組みになるものだけでございますが、例えば長野市なんかであれば、あすを開く深く豊かな人間性の実現ということで、その後、広い視野から自立心、あるいは自然と文化、そういったことで受けとめております。

田布施町であれば、試案でございますが、幾つか考えられることはあると思います。ちょっと今ここにはないんですけど、うちは明るくとか元気にとか、それからそういった言葉を入れておりますので、そういった町政で用いるような、元気で心豊かな人が育つまち田布施の創造というようなことは今までやっておりますので、そういったものですから、政治色が入るというようなことは余り、余りというよりもありません。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） 最初に御答弁をいただいた内容、きちんと通知のほうにもございますので、私はちょっと安心をしたんでございますが、よその町、県外のところでは大変問題が起きたりしておりましたので、やはり教育長の暴走というのが、あるいは首長の勝手にというのは大変気にかかる所でございます。そのことが、要するに教育行政の最高の意思決定機関である教育委員会がというふうに解釈をいたしますが、よろしゅうございますか。

○議長（林山 健二議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） おっしゃるように、簡単に申し上げれば、1つは教育委員会制度、教育委員さんのそういった目がしっかりあること、もう一つは、首長さんと教育長のそういった最高権限者をやるにしたって、公開性とかそういったのが必ずありますので、いつの間にやら分からないことが進んでいたというようなことはあり得ないということでございます。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） 安心いたしました。

1点ほどお尋ねいたします。例えば、公開についてです。傍聴できるというようになっています。当然前段階、いつありますよというのを知らせなきゃいけませんし、会議も傍聴者が入れるような会議室でなければいけませんけど、その点も考えていただいておりますでしょうか。

○議長（林山 健二議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 現在までの教育委員会議は、中央公民館の教育長室でやっておりますが、これも事前に教育委員長の名で案内をしておりますし、その御案内のガラスのケースの中に入っておりますし、それから会場にしても、いらっしゃればすぐ椅子が出せるようにしております。

今度については、今度は首長さんと一緒ですから、かなり大きなもので、より関心も高くなると思いますので、またそれについては町長部局と検討しながら、また考えていきたいというふうに考えております。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） 最後にお尋ねいたします。

教育委員会の独立性、自主性、これがなければいけないというのが私の思いでございます。考えてございます。当然、子供が不在の教育行政であってはいけないと、このように思いますけれども、教育長もその点については同じでございますか、どうでしょうか。

○議長（林山 健二議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） これは、どの教育委員会の教育委員も教育長もそうでしょうけれど、子供

のためにやっているわけですから、子供あつての教育委員会でもありますし、我々ですから、まず、いろんな、教育委員会というのは仕事を持っております、御存じのように。けれど、ほんとこれはまず児童生徒、いわゆる若い子供たちを育成していくということが教育の大きな目的です。それに加えて、大人の方とかいろんな文化を守るとかそういったものも加わっています。スポーツの普及もありますけど、やっぱり児童生徒、次代を担う子供の育成というのが一番これは大事なことですし、私自身もそれに全霊を向けて、力不足ではありますけど取り組んでいるところでございますし、今後も取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） 終わります。

○議長（林山 健二議員） 以上で、國永美恵子議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（林山 健二議員） 暫時休憩します。再開は10時40分とします。

午前10時30分休憩

.....

午前10時40分再開

○議長（林山 健二議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木本睦博議員。

○議員（10番 木本 睦博議員） 3問ほど、質問方式は一括質問一括答弁、2回目より一問一答でお願いします。

最初に、圃場整備の質問ですが、國永議員もしておられましたが、平成23年度から国営緊急農地再編整備事業が行われておりますが、入札不調等で大幅に工事が遅れております。

わたしの地元、波野地区も数カ月遅れて工事が終わり、現在、崩れた箇所補修工事をやっております。法面の崩れ、数十カ所、用排水路の復旧工事、56カ所、その他、擁壁工事や芝の張りかえ工事などあります。用排水路にしても、直角に切っているところもあります。水が直角に流れることはありません。上のほうでは50cmの土管、下のほうでは30cmの土管、まるっきり水があふれて、下のほうの民家では雨水が流れ込んで、土嚢を何十個も積んで大騒ぎしたところもございます。何せ、ずさんな工事でありまして、この補修工事にかかる費用は約5,000万円と聞いております。結局、町や地元負担がかかってきます。これだけ大規模な補修工事の原因は設計ミスにあります。設計段階で地元の意見をよく聞かないし、事前調査もそうです。

例えば、圃場にしてもトラクターが落ち込み、危険な目に遭い、大騒ぎしたこともあります。また、用排水路が不完全なため、全10ヘクタールのうち、稲作ができたは、5.5ヘクタール、圃場整備前より悪くなった圃場もあります。法人は早くも赤字です。さらに、この冬完成予定のフォアス工事遅れ、今年も昨年と同様の収穫と思われま。工事の遅れは3年と聞いておりますが、さらに、4団地の追加工事もあります。負担金は全地区の工事終了後となっております。

農家の皆さんは高齢で焦っておりますが、質問の1つ目。全地区工事終了予定時期をお聞きします。

また、中心経営体農地集積促進事業というのがあり、県が土地改良に交付するお金ですが、南すおう地区の採択内容は集積率75%から80%で、助成割合が1.9%になり、今まで言われていた負担金が3.14%から1.24%程度になると思われますが、現在及び工事終了後の集積率をお聞きいたします。

2つ目の質問ですが、長合駅裏地区の水害についてお聞きします。

当地区は大雨の降るたび、床上・床下浸水をしております。大きな事由は平成21年度7月21日の豪雨災害の際、JR線路下を横断している暗渠が詰まり、水が流れなくなったことと考えられます。現在にあっても、近隣住民は大雨のたび、不安な生活を余儀なくされております。長合地区の水害に対し、今後、どのような対策を考えておられるのかお尋ねします。

3つ目の質問ですが、有害鳥獣対策についてお聞きします。

近年、田布施町に限らず、日本全国で有害鳥獣が増え社会問題になっています。山が荒れ、動物の生態系が変わったのか、集落に出没し、農作物を荒し被害を与えております。中でもイノシシ、猿の被害が多大了。特に、石城山、行者山周辺の集落では猿の被害に悩まされております。猿のワナの捕獲が困難で、猟友会の人も撃つのを嫌う人もおります。おまけに頭がよく、屋内にもよく侵入してきます。煮ても焼いても食えない動物ですが、農家は生産意欲をなくし、人的被害に及ぶ恐れもあります。国も5月末から、改正鳥獣保護法をつくり本格的な捕獲方針を打ち出しました。町としても、このままでは防護柵やワナ等対策費が増えるばかり、そろそろ本腰を入れて捕獲取り組みが必要と思いますが、町長のお考えをお聞きします。

以上、3問、お願いいたします。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それではお答えいたします。

1点目は圃場事業の事業完了時期についてのお尋ねです。今年度、国営事業所で、発注を計画していました事業について、南周防地域農地事業所によりますと、昨年度の山口県下豪雨災害復旧等の影響による入札不調が続き、契約ができない状況となりました。

このため、圃場整備予定地域全体の工事発注時期や工事の期間の見直しが行われ、各地区で地元説明会が行われ、地元の理解に努力をされているところであります。また、入札方法もこれまでの一般競争入札に加え、新たに見積り活用方式等による新たな入札方法を取り入れることにより、工事契約が締結されつつあると聞いております。

お尋ねの工事完了時期ですが、国においては現計画にある22団地の整備を早急に進めることを基本として、現計画に沿って早期に事業が完了できるよう事業管理を徹底するとともに、受益面積、事業費の変動等を見極めながら計画変更要件に該当すると判断された時点で、速やかに計画変更手続きに着手すると聞いております。

その中で新たに事業参加を要望される団地につきましては、地元の合意形成がなされ、地形条件や営農状況などから、国営事業として取り込むことが適当と認められる団地であれば、計画変更の手続きを経て、事業に取り組むこととされております。この場合、計画変更手続きの完了後に土地改良法手続きに取り組むことによるとともに、現計画で整備が予定されている団地の整備が完了した後に引き続き、新規団地の整備を着手することになります。

このため、南周防全体の工事完了時期は事業計画変更手続き後に決まる予定で、町としまして、これまでも事業の早期完了を国営事業所に求めたところでありますが、今後、より一層、早期完成を求めてまいります。

次に、中心経営体農地集積促進事業による促進費についてのお尋ねですが、この事業は国営事業の受益者負担金の償還のために土地改良区が実施した借入の償還に充てることを目的とした、直接的に地元負担金額の軽減を図る事業です。事業内容は工事完了後において、国営事業南周防地域全体の受益地の中心経営体への集積状況を把握した上で、達成状況により助成割合が決まります。

国営緊急農地再編事業南周防地域の担い手農地利用集積計画及び営農計画書によりますと、事業実施前の集積率は20.4%でしたが、事業完了年度には65.4%となる計画で、営農定着後には83.5%となる予定ですので、助成割合は国営事業の事業費の1.9%が土地改良区に交付される予定です。

現時点での集積状況は、平成25年度に面整備が完了した本町の木地地区や葛岡・瓜迫地区に法人組織が結成されたことや、また、柳井市において既存法人への集積が進み、南周防全体の集積率は約50%となっております。

2点目は、長合の駅裏地域の水害についてのお尋ねです。

この地域における浸水の原因としては駅裏上流区域の開発により、一気に雨水が駅裏地域に流入し、

これらの雨水を排水する下流の水路等の整備が遅れていることが原因と考えられます。

長合の駅裏地区を含め、駅付近の抜本的な水害対策の基本的な解決には、現在、本町地域から順次整備を進めております雨水整備事業が駅前付近まで進まなければなりません。こうしたことから、今後の下水道事業には水害対策として、雨水事業費を増大し、取り組んでまいりたいと考えていますが、整備には長い年月を要することとなります。

このため当面の対策として、田布施駅裏東側の水路に常時雨水を滞水し、土砂が堆積する状況を解決するため、水路底の高さ調整工事を平成27年度に予定しております。この工事により、雨水のたまりや土砂の堆積を少なくすることができると考えております。

次に3点目は、有害鳥獣対策についてのお尋ねであります。

鳥獣被害防止特措法では、町村は被害防止計画に基づき、捕獲、防護柵の設置等を実施するため、鳥獣被害対策実施隊を設置することができるとなっております。また、平成24年に同法が改正されたことに伴い、実施隊の設置を推進し、実施隊が中心となって効果的かつ効率的に被害防止対策が行われるよう体制整備を図った基本方針の見直しを進めております。

実施隊員は被害防止対策への積極的な参加が見込まれる者のうちから、市町村長が指名、または任命するものであり、従来の捕獲隊とは組織系統の形態が異なるものとなっております。実施隊は民間人及び市町村職員で構成され、民間の実施隊員は非常勤の公務員となるため、他団体の報酬を得るなど職務専念義務や営利企業等の従事制限に抵触してしまい、条例化を行う上で課題となっております。現時点では実施隊の人選の中心となる猟友会を含め、現捕獲隊との協議においても、その課題の克服について話し合いを進めている段階であります。

今後、実施隊の組織化を進める上では、狩猟税の軽減、公務災害による補償、市町村が負担した経費の特別交付税措置などのメリット措置を活用し、猟友会等の関係機関と十分な事前調整を行い体制強化を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（林山 健二議員） 木本睦博議員。

○議員（10番 木本 睦博議員） 工事の終了時期がいつごろかって、町長、明快に言われなかったですけど、大体、予想で何年ぐらいかかりますか。

○議長（林山 健二議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） 今、町内で新規地区の要望が45、6件あります。これが今から国がやります計画変更時点で見られるようになると思います。この計画変更をするのに、南すおうの整備所が岡山の中国四国農政局と協議を行います。それで協議が整ったら、農林水産本省と協議になりますので、これに約2年ぐらいかかるんじゃないと言われております。

それで、採択されれば、今度は土地改良法手続きがあります。この土地改良法手続きというのは、現在の田布施土地改良区、全ての方の同意とかが必要になります。その同意の印の取得とか、その辺を含め、まだ、営農計画等も全て、国のほうに出す中においての作業が約1年半から2年かかるんじゃないかと。それで様子を見るのが大体4年。その後、実際に工事等にかかっていくこととなります。今の11換地区が、大体32年ぐらいが達成目標です。それに4年を足して、それから工事をやればやっぱり、もう5年ぐらい追加になり、今、やっているところも平成18年から始めてやっと今10年ぐらいたって、こういう状況ですので、新しい地区が全部できるのはまた、32年から10年後ぐらいになるんじゃないかと思われませんが、明確な時期としましては、計画変更の中で国が工期を定めると思います。

○議長（林山 健二議員） 木本睦博議員。

○議員（10番 木本 睦博議員） ほとんどの人が死んじゃると思いますけど。

工事が終わってもあれですよ、補修工事だ、実測だ、登記だ、また2、3年かかりますから。私もおらんと思いますけど。しょうがないですから。

この工事によっていろいろな弊害が出ております。西山なんかは草ぼうぼうで、草を刈って、1反当たり2万ですか、払っております。結局これも、最後は農家の負担金で跳ね返って来るわけです。私らのところも、フォアスの工事がまだで、来年も赤字と思います。

工事の着工前に、私のところへ業者が来て、従業員を住まわすから、空き家を何軒か探してくれっちゅうて探しまして、従業員が住んでいる。そこで。たしか4年契約と思ったんですけど、部落の人が掃除、炊事、洗濯やって時給1,000円で、それは4年間随分、地区が潤うなと思ったんですけど。結局、赤字だということで半年で出てしまいました。いろいろな弊害が出ておりますけど。

要は、私のところの工事では、入札が少しありました。結局は赤字が出たんで、圃場整備はもうからんちゅうことで、各業者が手を挙げるのを断ったみたいですが、国の言うように機械がない、人手がないっちゅうばかりじゃないと思います。

私のところに、今、5,000万円の大金をかけて、補修工事をやっておりますが、この始まる前に直してくれっちゅうことで二百何カ所の補修工事。(笑声) 要望書を地区のほうから出してくれっちゅうことで、要望書を出しました。

その要望書をやる、やらんを、今ごろになってから回答書をよこしまして、汚いことするなって言ってから、この前も文句を言ったんですけど。今ごろ回答を出したって遅いわけですよ。しかも、やれないところがいっぱいあります。

例えば、町長の御存じのように、うちの前の町道なんかは急に2mぐらい狭くなっているわけです。側に危険です、近寄らないでくださいって看板が書いてあります。こんな町道で危険ですっちゅうことがあるかって、直せって言うと、夜、人でも落ちたらどうするかって言うと、それは町道だから町の責任だっばかなことを言っておりますが。こういうところ、例えば、町はどうするんですか、直すんですか。

まだ、進入路なんかも結局、金がない、何だって、断られました。結局やるのは、今度は、私らがユンボで進入路を直さなければいけません。地域の人が圃場整備、手伝うようじゃどうしようもないですが、どうですか、町長、その辺は。

○議長(林山 健二議員) 町長。

○町長(長信 正治君) いろいろと議員さんから、私のほうにいろんな意味でお話を聞かせてもらっております。

私自身が県営事業でやった経緯がありますんで、県側と密着して話ができましたが、国営の場合には、事業所の関係でなかなか、設計の段階から、私は直接関わってない関係もあるんで、目を通すことになかったんですが、その辺も地域地権者の皆さんとの協議がしっかりいっとったかどうかという不安がありますから、今、南すおう推進協ということで推進体制の柳井、田布施、光の一部を含めた推進協が、今度、また総合で行われます。その中ではしっかりとその辺を明確に、国営事業所のほうへ、国の事業に対してははっきりと話していきたいと思います。

ただ、議員の言われるように、やっぱり地元の方が本気でやられるところへ負担をかけるということ、地元が事業をやらんやいけんような工事っちゅうのは決してあってはならない、いうふうに思います。

あそこの町道につきましては、先般、予算的にはわずかですが、今後、対応していくということで、これは町のほうでの対応の部分になります。最初の計画段階から、その地域の隣接地と一緒に圃場区域に入っておれば、町道の一部連帯を見込んだ形で、国営圃場の枠内で対応ができる部分と、枠を外れてしまう部分とがありまして、やっぱり区域指定の関係のときから、その辺はしっかりと含んでいかないと、私も県営事業でその辺を失敗した例がありまして、随分、やかましく言ったことがあるんですけど、やはり、その辺は土地改良法に基づいて、こういうところは含みませんということを、先ほどの國永議員さんじゃないですが、専門的な知識をやっぱり持たんにゃ難しいかなという不安もあったんですが、あくまでも地元がやはり、しっかり話を進めて国営との協議をしていかないと、国営

の言いなりじゃないかと。遅れても言いなり、事業も言いなり、そういうことのないように、これからは間に入った町として、しっかりと説明していくことをしていきたいというふうに思います。

議員さんがよく言われる意味合いを聞いております。その都度、関係の町の所管としては話はしておりますが、全体の国営との協議自体が、まだ十分すんなりといっていないところが。一番、悪い例が縦割り行政かどうか知りませんが、国営の初代所長はもう交替して、おりません。今、2代目が来ておる。事業所自体がそんなにころころ変わっちゃ困るよということで、1回、言ったことあるんですが、これは国の方針でやられるんだろうと思いますが、今後はその辺も踏まえ、やはり、うちが一生懸命やっている、この、国営圃場整備が言われた期日どおりに完成することが、一番の望みであります。

今回の場合は先ほど、課長が申したように追加案として、できるだけ田布施の荒廃農地をなくするというのが目的の一部にもありますし、私の気持ちの中にもありましたから、新たに追加してできるところは、今回、増やすということで方向性を進めて、今、おります。最終的な段階はまだ、区域見直し、全体の見直しがでないと出てきませんが、その方向性でいってくれるものと信じておりますから、それに向けてやりたい。

木本議員がおられるところについては、できるだけ早く、補完工事を含めて、完成して、営農法人としてちゃんと営農計画が進められるよう、我々も努力していくし、そういう補完工事を行っている国営事業に対してもしっかりと推し進めていくように言います。

ただ、金額の上限について、私もそこまで詳しく分からないので、5,000万円かかったのかなんぼかかるか分かりませんが、それは、木本議員が一番、よく話をされていますので、大変だなという気持ちはよく分かります。

それと、今日の質問にはごさいませんでした。補完に石灰を使って、河川を痛めているということも聞いておりますので、その辺をはっきりと国に対して、事業所に対しても、話していくつもりであります。

○議長（林山 健二議員） 木本睦博議員。

○議員（10番 木本 睦博議員） 町のほうも5%、負担金を出しておられるので、十分、通していただきたいと思います。

今、町長が石灰の話がされましたけど、先日、土地改良の臨時会がありまして、ちょうど農政局の所長が来られたときに文句言ったんですけど、この圃場整備が始まる前に、生物の生態系の調査、山大のほうから来て、1週間、2週間やったんです。私もつき合いました。蛍の調査から蛙の調査、いろいろ、つき合いましたけど、実際、今、やっている工事っていうのは、20m、30m崩れているところに大きなコンボを持って来て、バケットの中に石灰を何十袋も入れて、それを上からばさっと移すわけです。あたりは石灰で真っ白になるし、結局、そういう工事で、あと、ばんばん、ばんばん叩いておるだけで、雨が降ったら石灰がどろどろ流れるわけです。すぐ近くの小川に石灰が流れて、蛍はおろか、魚の死体がいっぱい浮んでおります。

生物、絶滅するんじゃないかっていって文句言ったんですけど、何のために、この生態調査か分からんですいね。結局、今度は、宿井の工事、この工事でやると、蛍は全滅するわ、田布施町の小川から生物がいなくなっていくんじゃないかと思いますが、町長の、こういう工事どう思われますか。

○議長（林山 健二議員） 町長。

○町長（長信 正治君） 国自体の事業で、ちゃんと調査した上において、こういう事業ができる、こういう工事をやるんだということだというふうに私は認識しておったんですが、地元議員さんの木本さんが言われるように、地元でそういう状況が起きているのであれば、国に再度、その辺はしっかりと、実際に先般所長のほうに話されております。工事のやり方が、また、多少あると思うんですが。

私自身はせっかく補完として畦畔を直すのであれば、直した畦畔にちゃんとした養生をして安定するまではそれをやるという工事方法もあるというふうに思うんですが、これはあくまでも国の事業と

してやっているのに、直接、話はしておりません。

その辺はまた、機会を見て、国営がそういう考えがあって、生物生態調査をした上で、それができると判断のもとで、そういう石灰での土の畦畔固めをするのであれば、その説明はちゃんとしてもらわないと困るというふうに思っておりますし、どちらもお金を使って、国の事業としてやって、最終的にはその費用の一部負担が我々にかかってくるのであれば、その上に、なおかつ、生物がそこでいなくなったのでは、それは地域を崩壊する。多面的っちゅう、町の一番大事な農地に関わることから言いますと、生物自体、蛭にしろ、めだかにしろ、蛙にしろ、ちゃんとやはり多面的な面から言うて、完全に守ってもらうというのも事業の一環の中に入ってきてやっていくべきだと、私は思いますから、その辺はまたしっかりと話していきたいというふうに思います。

○議長（林山 健二議員） 木本睦博議員。

○議員（10番 木本 睦博議員） 私らが言うても、国のほうは、一つも聞きはしません。何を言ってるかというようなことで。また、前の人から聞いたことで、もう転勤しておりますし、町のほうからもそういう事業を考えてからやるように言ってもらいたいと思いますが。

今回のこの、国営の緊急農地再編事業、一つも緊急じゃありませんが、池と暗渠と圃場ですか、3本立てですが、今回、また、ため池工事が、当初は、始まる前は2%だったはずで。木地にはため池がありますが、これは工事が1億円かかるという、結局200万円の負担が払えないということで、国がやらんちゅうことだったのですが、今回、また、経常賦課金390円ですか、土地改良のほうに払えば、0.1%でできるようになりました。

また、急に、工事をやろうじゃないかということで、10件の水利権者、分ければ、1万円ですから、ただのようなもんですけど。これが、悪いことに、圃場整備不参加の人ばかりでどうするか分かりませんが。この工事もそうだし、当初は、この圃場整備3.14%だったわけです。それが急に1.24%になるっちゅうような、こういううまい話が次から次に出てきます。どうして、最初からそういうふうな話が出なかったのか、出てきておれば、うちの年金暮らしで金を出すのが無理だっちゅうのが圃場整備をやめております。今になって、これぐらい安けりやすりゃあよかったと言っておりますが。なんで、今後、こういう、また、うまい話が出てくると思っておりますが、今になって何でこういう話が出てくるわけですか。

○議長（林山 健二議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） 国営事業の負担金自体は3.14%のままです。それは、皆さんの、農家さんの頑張りにより、中心経営体の集積率によって促進事業というのができました。これができたのが、平成25年の国の補正予算の中で新しくできた事業でございます。この中心経営体農地集積促進事業というのが、今までは県営事業には一部あったんですが、国営事業にはありませんでした。実際、25年度の国の補正予算で出た事業ですので、今になってということになった。それと、ため池が0.1%と。この事業は土地改良区が交付受ける事業です。だから、どの負担をどうするかというのは、田布施土地改良区において決められることで、今、土地改良区臨時会において、単純に1.9%事業費をいただけるんなら、負担割合から1.9%を引いたものにしますよというふうに、土地改良区が決められたものでございます。

○議長（林山 健二議員） 木本睦博議員。

○議員（10番 木本 睦博議員） 意味はわかりますけど。もっと早くこういうことを言ってもらえれば、話しても、歯抜けな状態で、圃場整備が終らなかつたと思っております。

町長、この中山間・棚田ふるりの和づくり応援事業っていうのは御存じですか。

○議長（林山 健二議員） 町長。

○町長（長信 正治君） 言葉は今、初めて聞くんですけど。

○議員（10番 木本 睦博議員） これは、先ほどの鳥獣被害対策と一緒になるんですけど。要はこういう事業がありまして、去年、ちょうど、南すおうの会議がありまして、県の課長が来ておりました。

て、木地には水路に随分、水が出るっちゅうことで、水力発電に何とかならんじやろうかということで相談したところ、来られて、こういう事業があるよっちゅうことで、できるんじゃないかということで、この事業要件はいろいろありますが、今、木地のほうでは、2,300mほど、鉄のフェンスを5,6人で2週間ぐらいかけて、寒いのにやりまして、それは国の補助100%でイノシシ対策、その上に猿対策で、電気柵をやるわけです。だから、結局3mぐらいになります。その電気をとるのに、この事業で、県が100%出すちゅうことです。

それは、地元じゃ、大晃が引き受けるんですが。そういう、水力発電をつけて、小水力発電で、電柵全部とるわけです。結局、それが3カ所できるということで、1カ所が5ワットですか。電柵には1ワットしか要りませんから、あとの残りは売ってもいいし、私らは防犯灯なんかをやりようと思うんですけど。防犯灯でもいいし、ハウスでも。そういうところに利用しようと思うんですけど。

こういう地元の活性化にもなるし、地元の企業にも宣伝にもなるし、要は何が言いたいのかと言いますと、事前にこういうところがあるのに早う、町の方が言うてくれりゃ、二重工事にならなかったということです。工事が終わったところにまた、水力発電の工事をしなきゃいけないわけです。金にかかるし、こういういい取組みがあるのに、私のところが、県下で一番、最初の取り組みですから、終わったらマスコミ発表もするそうです。

こういういい事業に、早く気がついて、町の圃場整備担当の方も、よく見てもらいたいということで、これは答弁は要りません。時間がないので。

次は、長合地区の水害ですが。

町長、これはJRとか地元の人と話されたんですか。

○議長（林山 健二議員） 鳥上建設課長。

○建設課長（鳥上 清史君） この前の、平成26年度の自治会長集会でお話をしまして、現地に行きまして話はしました。

最終的には、やっぱり、長合の駅裏の水は、本町のほうまで行って水路に行って、県の新堀河川のほうに出て、新堀河川から県河川の灸川に出て、最終的には田布施川に出ています。

平成21年度の大雨のときには、やっぱり、田布施川の水位も上がりますし、灸川の水位も、新堀川も。本町のほうも床下浸水。八和田も床下浸水。全て地域が、床下浸水がすごく多くなりましたけど、やはり最終的には水路が飲めない断面なので、最終的には水路の断面を太くしないと、どうしようもできませんので、今のところ、町長が答弁をいたしました駅裏の常時、水が滞水しているのを解消するために、嵩上げをするようにします。今のところ、差し向き、対処の仕方とすれば、それぐらいしか、今のところは、当面、ございません。

今、本町のほうから順次、中央雨水事業を始めておりますが、それがやっぱり駅前のほうに行くまでこない、どうしても、断面が足りませんので、そういうことを解消しない限りは、今のところ、申し訳ございませんというのが。以上です。

○議長（林山 健二議員） 木本議員。

○議員（10番 木本 睦博議員） 駅から見ると左側のほうもやっぱり、土管が詰まっていますね、ほとんど流れん状態だけ。あれはどこへ、駅の下を通ってるんですか。やっぱり。

○議長（林山 健二議員） 鳥上建設課長。

○建設課長（鳥上 清史君） 駅の定井手側の方ですか。定井手側は今、もとのキッシュ印刷のところの水路に出ています。

○議長（林山 健二議員） 木本睦博議員。

○議員（10番 木本 睦博議員） どっちにしても、駅の下を通っているんじやから、JR側と協議をしてから、時間がかかる問題ですが。できるだけ、当地区の生活が安全にできるように。

あそこの右側のどぶですよ。えらい水が流れんと、臭いし。夏は蚊がいっぱい、ぼうふらがあるし。ひどいときには、ラーメンのカップだなんだ、毛布が浮かんじよるときもあります。あれは、



課長か誰かが、これは1年に1回ポンプで吸い上げるとか何とか。地元の人が自治会長と約束されたんですか。

○議長（林山 健二議員） 鳥上建設課長。

○建設課長（鳥上 清史君） 今の水が堆積しているところから、線路の下をくぐって、駅の駐車場のところの升を越えますけど、その升を見る限り堆積はしていません。水路の中だけ、今の駅裏のほうの水路の中だけ砂がたまっていますので、大雨が降るたびに全部、本町川のほうへ出ておりますので、今のところはそんなにバキュームで吸い取るということはしていません。

○議長（林山 健二議員） 木本議員。

○議員（10番 木本 睦博議員） これ、何か、1年に1回ポンプで吸い上げるって言って、誰か約束されたんですか。

○議長（林山 健二議員） 鳥上建設課長。

○建設課長（鳥上 清史君） そういう約束はしていません。

○議長（林山 健二議員） 木本睦博議員。

○議員（10番 木本 睦博議員） 来るたび、係員が変わるから、誰かが約束されたのかもしれませんがね。地元の人たちが、吸い上げてもらうて期待してるわけですから。それはいいとして。平田地区もかなり浸水が出ております。これは、上ゲの農免ができてから、こういう状態になったと思います。が、全般的に駅の北側の方もいろいろ直すところを考えていただきたいと思います。

時間がないので、次の鳥獣被害に移りますが、今年、猿は何匹捕られます。

○議長（林山 健二議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） 私が聞いているのでは、5匹です。

○議長（林山 健二議員） 木本睦博議員。

○議員（10番 木本 睦博議員） それは、木地だけでないですか。木地は猿だらけで困っておりますが。私の手掴みで1匹とりまして、ここでどうやって獲ったかって喋ると時間がないから、喋りませんが。妻が紐をつけて、散歩をさせておりますが、それぐらい、私が捕れるぐらい猿が多いちゅうことなんです。農作物も全滅だし。大根がないちゅうので、友達が大根を持って来て、女房が大根を洗おうと思って、炊事場に置いたら、本当に15分か20分で猿が持って行くぐらい多いです。

まだ、人身被害がないけど、私の近所の65歳の目の不自由な、足の不自由な人が猿がぎゃあぎゃあ言うて、表に出た途端に、ボス猿が体当たりをしてくまして、大けがをしそうになった事例もありますし、猿は人間の弱い、強いを見分けることができまして、老人の女の人のなんか、股の下をくぐって逃げるそうですから。いろいろ、猿被害が出ております。

1月ですか、農業委員会で、萩市のほうに、鳥獣被害対策で行ってまいりました。萩市では1年間にイノシシを350頭、猿を140とっております。結構、人身の被害もあるみたいなんです。余りあるので、町の職員に鉄砲を持たして、猿狩りをしている、猿に限りやってみるみたいなんですけど。これも、勤務時間に限り、職員が活動をしています。

田布施町も、私のところなんか、猿が何匹も出たりしてから、撃ってもらおうと思って猟友会の人のところへ電話すると、留守が多いし、なかなか、連絡が付きません。町長、田布施町も町の職員なんか免許を取らせて、活動をするようにしたらどうですか。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 鉄砲の免許ちゅうのは非常に難しく、私もワナの免許を持っていますので、鉄砲の免許まではちょっと持っておりません。町の職員にちゅうことになる、これはまた、それぞれ、考えが違いますんで、今のところはそういうことは考えておりません。

ただ、ニュース等で萩とか、そういうところで、職員が活動しよる。これ全国あちこちあるんだそうなんです。やっているとありますが。一番、懸念されるのは、先ほどちょっと、言われてましたように、人に危害を加える状況が出てくるのが一番困る。シシにしる、猿にしる。問題はそういうこ

とのないように、できるだけ猟友会と協議しながら。

カラスとかっちゅうのは撃ってくれるんですが、なかなか猿は撃ってくれないのが、どうも本音なようです。一部、猟友会の方でも、猿も撃っていただける方がおるとのことなので、その辺をしっかりと話して、対策はこれからしっかり立てていかなきゃいけないかなというふうに思っております。

イノシシのほうはおかげさまで大分、ようけ、皆さんがとっていただいて、猿をようけとるようなことは聞いておりませんので、なかなか猿の対策は今後の課題として、しっかりとやっていかなきゃいけないという気持ちを持っています。

ただし、野生ですから、木地に一時おったと思ったら、今度は小行司のほうに行ったり、あるいは石の口のほうに行ったり、いう状況で、群れをなして行動する状況でありますので、しっかりとその辺は調査して対策を立てていかんといかんというふうに思っています。

○議長（林山 健二議員） 木本議員。

○議員（10番 木本 睦博議員） 猿も30も40も出まして、猟友会の人もずらっと並んでいるから、こういうことを言っちゃいけないが楽ですいな、真ん中を撃っちゃたらどっかに当たりますから。そのぐらい出ます。

それだけ、イノシシはとったら食えるし、猿はなかなか、私が埋めるんですけど、死ぬと、顔が紫色になるんです。気持ちが悪いです、実際。なかなか、猿とらないから、増えるばかりで、そのうち、高崎山のようになるんじゃないかと思いますが。この猿に限り、どうですか、通年、猟はできるようにならないですか。禁猟区が狭まってくるので、おかげで1年中活動ができますが、通年できないですか。

○議長（林山 健二議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） 猿も、農作物への被害状況で、主要農作物に被害があるようであれば、地元から要望があれば、出したいと思います。

○議長（林山 健二議員） 木本議員。

○議員（10番 木本 睦博議員） 要望があればちゅって、自治会長か誰かが、要望書を出せばいいかわけですね。時間が経ちましたので、そういう、イノシシやら猿やらが暴れる限り、田布施町のキャッチフレーズですね、「笑顔と元気あふれる 住みよいまち」、木地のほうではもう住みよい町ではないです。

よく、町長、お願いいたします。以上で質問を終わります。

○議長（林山 健二議員） 以上で、木本議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（林山 健二議員） 次に、瀬石公夫議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） それでは、通告のとおり質問を行ないます。質問方式は一問一答でお願いします。

1点目の質問は、国の地方創生に対する当町の対応について伺います。答弁者は町長でお願いします。

それでは、質問をいたします。

国は地方創生を掲げ、急減する人口、超高齢化の加速など、疲弊する地方の再生は大きな課題だとしている。地方が活力を失い、人口減少が進んでいくという危機意識のもとで今後、5カ年の目標や具合的な政策メニューを盛り込んだ国の総合戦略がまとまった。この総合戦略では、各地方が自ら考えて行動し変革を起こしていくということであり、これまでのように国がメニューを考え、これをやりたい自治体という型ではなく、各市町村や都道府県がみずから改革し、自らアイデアを出していくところがポイントとなっている。こうしたことで、次の4点について伺います。

1点目は、当町の少子高齢化・人口減対策は。

2点目は、当町における産業活動の活性化による雇用の創出策は。

3点目の地方創生政策に対して、町総合計画の見直し及びすり合わせは。

4点目の国の地方創生施策を活用すべく、現時点での基本的な田布施町版総合戦略の概要は。そして、この事業の企画から国への申請までの取り組み体制と準備は。

以上、町民が期待を持ち、輝く社会づくりの実現のために地方創生事業の成功は不可欠と思うが、それに向けてどのように取り組まれようとしているか、所見を問います。

それでは、よろしく。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、瀬石議員さんの質問にお答えを申し上げます。

昨年、12月27日に国は2060年時点での総人口1億人推計を目標とした長期ビジョンと人口減少を克服し、将来にわたって活力ある日本社会を実現するための5カ年の計画を示し、総合戦略を取りまとめ、都道府県は国の総合戦略を勘案し、市町村は国、県の総合戦略を勘案して各地域の実情に応じた「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」を、平成27年度中に策定することとなっております。

山口県は今年2月中旬に、「山口県人口ビジョン」及び「山口県まち・ひと・しごと創生事業総合戦略」の骨子を作成しておりますが、最終的な策定は10月を目途とすることを知事が県議会で答弁されておりますので、本町の総合戦略の策定スケジュールは、県の状況を見ながら進めていくこととなると考えており、4月に国から提供されます「地域経済分析システム」を利用し、人口の現状と将来の展望を提示する「地方人口ビジョン」を策定し、それを踏まえて、今後5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「総合戦略」を策定してまいりたいと考えております。

それでは、4点の質問にお答えします。

まず、1点は、本町の少子化高齢化、人口対策についてであります。地方創生の基本姿勢は人口減少の克服であり、田布施町の実情にあった人口減少対策につきましては、今後の総合戦略策定段階で検討してまいりたいと考えております。

人口減少対策は、少子高齢化と人口減が関係するように捉えられがちですが、少子化と高齢化とは分けて考える必要があると考えておりますので、本町の高齢化対策につきましては、いつまでも元気で長生きしてもらうことが大切であり、高齢者福祉の推進を総合計画に基づき、各種施策を実施しております。

少子化対策につきましては、人口減少対策の重点項目となると考えております。昨年5月に日本創成会議の人口減少問題検討分科会が発表した本町の数値は、子どもを産む人の大多数を占める「20歳から39歳までの女性人口」が2010年、平成22年の1,623人に対し、2040年、平成に直して52年には、911人となり、43.9%も減少する厳しい数値となっております。

この若者女性を田布施町に移住・定住してもらう施策も大切であります。出産・子育てができる環境整備をしっかりと整えなければ、この若年女性が本町から転出されることとなります。これは田布施町だけの問題ではなく、山口県を始め、近隣市町と連携した対応が必要だと考えております。

なお、今回、議案上程しております3月補正予算に地方創生型の交付金を活用して、柳井保健医療圏の分娩施設に対して、産科医、人的支援など、分娩体制を整えるため、柳井地域1市4町で支援する経費を計上しております。

2点目は、産業活動の活性化による雇用の創出施策についてであります。

国の総合戦略の4つの政策分野の最初に、地方における安定した雇創出することがあります。本町ではこれまで、総合計画で農林業、水産業、商工業及びサービス業の振興を重点施策として実施してきましたが、新たな企業誘致については適した用地等がないため、現時点で難しいと考えております。

しかし、徳島県神山町は全国屈指の高速ブロードバンド環境を実現し、古民家や蔵を改装したサテライトオフィスプロジェクトで、ICTベンチャー系企業の誘致を推進し、人口増に転換していると

先進事例もありますので、今後、国の交付金を活用して、空き家や空き店舗の調査や計画策定を行うもの、光ファイバー整備を行うよう民間会社に支援を実施していきたいと考えております。

3点目は、地方創生に伴う総合計画の見直しについてであります。

地方版総合戦略と総合計画後期基本計画につきましては、27年度に策定を行います。総合計画の前期基本計画には、地方創生に関する移住・定住施策や、雇用創出施策の記載がないため、後期基本計画にも反映していることになると考えております。

しかし、地方版総合戦略は地域課題に対する適切な短期・中期施策目標を設定し、実施した施策事業の効果を検証し、その改善を図るPDCAサイクルを確立していきますので、後期基本計画には基本的部分の施策しか盛り込むことができないのではないかと考えております。

4点目は基本的な総合戦略の概要及び取り組み体制と準備についてであります。

総合戦略の概要につきましては、県の骨子案が2月中旬にできたばかりでありますので、今後、「地方人口ビジョン」の内容を分析しながら、総合戦略の骨子案を策定し、議会に報告したいと考えております。

計画策定の推進体制の準備状況につきましては、「総合計画後期基本計画」と「総合戦略」を一本化した組織で実施していきます。2月23日に庁舎内組織である総合戦略推進本部を立ち上げ、第1回の会議を開催したところであります。外部組織につきましては、地域の産業界、行政関係、教育関係、金融機関、労働団体、メディアに加え、多様な世代の住民代表で構成する組織となるよう、現在、人選に当たっている段階であります。議会におかれましては、総合戦略の策定段階や効果・検証において、協議をさせていただき予定にしておりますので、その際には御意見をお願いしたいと思います。

○議長（林山 健二議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） 今、いろいろと聞きまして、いろいろ計画をされてるようでございますが、県が今、いろいろ示してるということでございますが、それは、後、言うとしたしまして、今、この、これ、本に載っちゃったんで、国では人口5万人以下で希望する自治体には若手官僚や民間の人材を首長の補佐役として派遣し、中央官庁にも窓口を設置するなど、支援体制をすると強調していると書いてあるわけですが、若手官僚を地方に持ってくる。そして、もちろん、予算については、そのように全力で支援をすると、国は職員の派遣や予算などを、あらゆる方策を使って全面的に支援していくと、このように言っているわけですが、先ほど述べられたように、町の中だけで考えると、なかなか、行き詰まると思うんで、今後、国等とのそのような人的支援、予算も県が今から考えるから、それに乗っていくじゃなしに、自分たちが考えて、早くその事業に乗れば、国もかなり面倒を見てくれると思うんですが、そのあたりをお聞きしたい。

○議長（林山 健二議員） 亀田企画財政課長。

○企画財政課長（亀田 典志君） 国のほうは、地方創生で人的支援、それから財政的支援等々行っております。財政支援につきましては、今回3月補正で、新しい交付金ということで、地方創生先行型では、約3,000万円の交付金を受けていただいて、今、計画を国に提出しているような状況であります。

先ほど、今、瀬石議員が言われました、首長の補佐役というのも制度もありますし、相談窓口という制度もあります。

うちのほうにつきましては、その制度については、相談等につきましてはどんどんしていきたいとは思いますが、今、外部の組織につきまして、学識経験者、それから県の職員の方にも入っていただいて、外部の意見等につきましても、いろいろ生かしていただくような組織体制にしたいというふうに考えて、今、人選を行っているというような状況であります。

県のほうもこの2月に骨子案ということで、まだ、よいよの概略というようなところでありますので、それに先んじて、田布施町が地方創生の総合戦略をつくるということではなくて、やっぱり国、

県の施策をうまく活用するもの、そして田布施町の地域の実情にあったものをつくるというのが、私としてはベストなものだというふうに考えておりますので、そういった中で県が10月ということで、つくるということを知事が表明されておりますので、これに基づいて、できますれば12月、そして、もし、遅れるようであれば3月ということで検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（林山 健二議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） 今、県、国等が、ちゃんとした方向が定まってからということであつたと思うんですが、もう既に京丹後市、京都の日本海側の地では、これをひと・しごと創生総合戦略を策定しているところもあるわけなんです。

先ほど町長が言われましたように、高齢者を始めそういう人の長寿のまちづくりとか、そして高齢者自体を町に呼び込むとか、いろんなそういう施策を出している。市でも、もうつくってるところもある。町長は、日本一住みよいまちづくりを邁進していくということです。日本で早くやってももういいわけです。そういうこともやっておられて、特に、田布施町なんかは、私は早くつくったかどうかというのは、この町には国会議員さんもたくさん出てるし、早くプランをつくって渡すとかなり有利になるような気がするわけなんです。町はお金がない、お金がないと。それは分かる。お金がなけりゃとって来んにゃ。そのあたりを町長にお伺いするんですけど、今後、そのような陳情、トップセールスはどのように考えておられるかお聞きしたい。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） ありがたいことに、本町には、2名の国会議員の先生がいらっしゃいますから、連携は十分にとれるんですが、要はそのトップセールスで、それぞれ衆議院、参議院の諸先生方に行って、予算が高うできるのであれば、私は毎日でも行きたいと思えます。お金が回してもらえるのであれば、そんなもんじゃないんで。

それにはやはり、田布施町の方向性を持って、田布施がこうあるべきだっていうのをしっかりとつくった上でお願いをしていかないと、思いつきでの物事では前に進まない部分があります。ただし、ありがたいことに、そういう諸先生方がおられるんで、政治的活動としては、しっかりそういうものを活用して、まちづくりにはしっかりと協力をいただき、支援をいただきたいという気持ちで、今後もしっかりやっていくつもりであります。

これは、私が町長だからというのではなくして、議員さんもしっかり一緒に活動してもらうのが一番いいわけでありまして、やはり、政治的活動としては、そういうことからまちづくりも基本として対応していく必要があるというふうに思っております。

このたびの創生事業につきましては、まだ出始めたばかりで、本当をいいますと、先ほど、財政課長が言いましたように、3,000万円なりのお金をくれて、あとはお前のところがしっかりそれで創生をやれというような事業で回って来るのであれば、我々もしっかり持てますが、現在の補正で来た3月については、いろんな、ある程度の決め事があり、決められた言葉がある。その決められたことの中においてやっていかないといけないということも多少あります。

国もお金はしっかりつけたから自由に使ってください、これだけをとということであれば、我々も考え方はあるんですが、やはり、ある程度のメニュー、以前よりはたくさんありますが、その中において基づいた形として地域おこしをすると、地域創生をしていくという形の中が多分にありますので、しっかりと腰を据えてやらんにいけん。急がんにゃいけないが、その辺もあるというふうに思っていたらと思います。

それで終わるわけじゃありません。今後、何年間もこの事業は継続するものと思って、我々は対応していく。それがやはり、総合計画との関わりになってくるわけでありまして。国は、1回、1年限りで、はいそうですかじゃないと思えます。我々、町としては総合計画としっかり整合した形で、今後のまちづくりのために活用できる、やはり創生資金として活動していかなくちゃいけないなという気持ちを持っています。

以上です。

○議長（林山 健二議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） いろいろ、本やら見ますと、地方でそういうアイデアを出せば、少々の予算的支援もしてくれるということでございますので、腰を据えてやっていただきたいとこのように思っております。

そして先ほどありました、この度3,000万円の補正がありましたが、これも、私がブロードバンド光ネットについては、先般、一般質問をしたわけで、そういうことを言うておけば、いつかは、この度の3,000万円のうちで500万円もらわれたというようなことがありまして、そういうアイデア、そういうものを出せば必ず実現するというのでございますので、やっていただきたいと。そして、昭和63年だったと思うんですけど、竹下内閣の1億創世のとき、職員からアイデアをとったと思うんです。

これからいろんな検討会なんか立ち上げられるから、する必要ないかもわかりませんが、アイデアをとって、どのようにするかというのもいいと思います。そのとき、たしか、図書券をもらったような気がするんです。賞で。賞を出さんと、なかなか、職員も本気になれないんじゃないかと思まして、私もそのとき、賞をもらったんです。そのようなことを検討、どのようにお考えか。

○議長（林山 健二議員） 亀田企画財政課長。

○企画財政課長（亀田 典志君） 先ほど、町長のほうから答弁させていただきましたけど、2月の終わりに、内部組織の戦略本部をつくらさせていただきました。

その中で、まだ始まったばかりでありますので、議員の御意見に対しましても含めて、また、検討させていただきますと思います。

○議長（林山 健二議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） よろしく願いいたします。

これ、失敗が許せん、地方が消滅するというときでございますので、腰を据えて性根を入れてやっていただきたいと思います。

それでは、次の質問を行います。

質問事項は公共施設の適正配置についてです。答弁者は町長でお願いします。それでは質問をいたします。

高度成長期に建てられた公共施設を中心に老朽化の進行や耐震問題などにより、今後、公共施設の改修、建て替え、修繕等が必要になる。一方では人口減少社会の進行により、利用者が減る中、同規模を維持するのはなかなか困難になってきている。全国の自治体を取り壊しを検討する公共施設が、1万2,251棟になると。総務省が求めている人口減少や老朽化で利用者が減っているためという。県内で取り壊しを検討する公共施設数は山口県と市町の合計で402棟となっており、全国で6番目の多さである。

国は今年度、公共施設の解体に地方債の発行を認めるとともに、将来の人口見通しを踏まえた管理計画をつくるよう自治体に求めている。人口減少に直面する自治体が公共施設のリストラを加速させており、慣れ親しんだ施設の集約や廃止に住民の反発は根強い。本町で、公共施設の取り壊しの計画はあるのか。

また、平成25年9月定例議会で、役場庁舎は築後50年が経過する平成32年までに建て替えることが必要であり、旧田布施工業校舎への移転が最適とプロジェクトの答申を受けていると答弁があった。

公共施設の取り壊し、移転、建て替えは住民生活の利便性の問題、慣れ親しんだ施設での活動、町の風景を大事にすること、財政措置など町民生活に直結する問題であり、町民への情報開示と徹底した対話が欠かせない。学識経験者、各種団体の推薦者、町民を対象の公募委員等で公共施設適正配置及び庁舎建設に関する検討委員会を立ち上げ、検討委員会の意見を踏まえて、町民への説明、対話に

よる民意、町民の意の集約は欠かせないと思うが、見解をお尋ねします。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えを申し上げます。

まず、全国的に老朽化等により、公共施設の取り壊し等が多く検討されているが、本町でも、そうした計画があるかとお尋ねであります。

現在、本町には、具体的な公共施設の取り壊し計画はありません。今後、策定予定の田布施町公共施設管理計画の中で、将来における公共施設の適正配置、統合、廃止等を検討したいと考えております。

次に、本庁庁舎の建て替え、移転等については、「公共施設適正化配置及び庁舎建設に関する検討委員会等で検討し、住民への説明、民意の集約が欠かせないと思うが」との御質問であります。

現在の本庁舎は建築後、45年が経過し、老朽化に加え、耐震性もなく、庁内プロジェクトチームからは遅くとも平成34年度までには新たな庁舎に移転することが望ましいとの提言を受けております。

また、この提言では、旧田布施工業高校を活用した移転案が最も低コストで、行政サービスにも支障がないとしています。この田布施工業高校跡地については、県教育委員会では田布施総合支援学校高等部の移転先と検討されてきましたが、先の3月2日の県議会一般質問に答える形でこうした移転計画が公表されたところであります。

町では田布施工業高校跡地について、これまで役場本庁舎の移転案として考えていることを県に申し入れておりましたが、今回、田布施総合支援学校高等部の移転計画が具体化する中で、田布施工業高校の本館、4階建ての本館棟について、役場庁舎として利用させていただきたく協議が進められている段階となりました。

議員が申されたように、役場移転等は町民の皆さんにとりましても、大変重要なことでありますし、新年度早々、県と今後のスケジュールを検討していく中で、あわせて町における協議組織等も提案し、移転計画を具現化していきたいと考えております。

以上です。

○議長（林山 健二議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） これから、検討委員会等いろいろ立ち上げて検討するというところでございますが、こういう話が出る前に、住民との対話集会、懇話会等も開かなきゃいけないんじゃないかと思っております。話が進みだして開くっていうのは、どうもボタンのかけ違えではないかと思ってるわけでございます。

この地域、砂田、長田、中央南、名倉等、ここからよそに行くと不便になる方もおるんで、早急にそのあたりの話をしていただきたい。そして、今後、5人に1人ぐらいは75歳以上になるといわれておる中で、私もあそこへ行ってみたんです、どういうところか。そしたらなかなか入り口から、門からあそこまで坂で、また、こっち側の藤岡モータースのほうから急な坂があって、なかなか、お年寄りにはああいうところは向くんじゃろうか。ちょっと町の中心部からも外れているしというような気がしましたが、そのあたりは検討されたわけでしょうか。ただ、経費の問題、役場の都合だけで、あそこを考えられたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 答弁の中でも申しましたように、本庁舎の耐震施設、耐震強度がないということで、もう当時、地震以降の耐震問題が取り上げられた段階において、この件はいろいろな形で取り組んできております。

議員さんのほうにも、そういう形で以前、庁舎の改築等についてはお話をした経緯もあろうかと思いますが、あそこを実際に、それぞれの方が行って見られて、本当にあれがええか悪いかっていう問題、それは我々が、町の施設でもないし、県の施設であったと同時に、農高と統合した段階において

将来における考え方を県に対して話は聞いていたんですが、話がありませんでした。

最終的な話があったのは、昨年の暮れぐらいからの話でありまして、緊急の状況であります。できることであれば、あそこが住民のためになる、町の庁舎施設として、一番良くなることを願うわけですが、そうは言いましても、まだ、現在、決定したわけじゃありませんが、やはり住民の皆さんが実際に使える庁舎でありますから、これはやはり納得いただける状況の中において話を進めていかなければならない。議員さん各位におかれましても、同じことでもありますので、その辺を含めて御意見をいただきながら進めていければというふうに思っております。

○議長（林山 健二議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） まだ決定ではない、今から県のほうも、今からの話ということでございますので、よく詰めていただきたいと思います。私も先般の議会でも、関連ぐらいでちょろちょろと説明したんですが、耐震性がない、そして災害のときはどうするんか、それじゃもたないんじゃないということ、そう言われると、私も次のことが、素人でございますのでなかなか分からないんですが。

耐震は、ここは5,000万円でできると聞いておるわけで、向こうに移すと5億ここを建て替えると10億円と、そのあたりはどのようにとるかは別といたしまして、私もそういうことで家に送ってきておりましたハザードマップをいろいろ調べてみました。

そうしますと、高潮は、ここは基盤（チャイム）どうも失礼しました。止めんでもえかったんかもわからんけど、やめた。

これを送ってきたんで、見てみたわけなんです、津波に対しては地盤高6mが最高でもそういうことです。津波は、ここは地盤高6m以上だから、これはもう、津波はここは関係ないと思う。災害のときに言われるように。

それで、今度は洪水避難地図でございます。これじゃったら、よいよ洪水のときは、下から50cmは浸かる可能性があるということ。それと、耐震、ここで常に言われる地震が来たらどうするんか、どうするんか、指令本部が壊れたんじゃあということ。

このあたりで、田布施で想定される震度は6強となっております。6強ということは、耐震性の低い木造建物は傾くものや倒れるものが多くなるということ、鉄骨は倒れんような現状にはなっちゃうわけです。このハザードマップじゃ。そういうことで少し、手を加えれば、かなり、山口県というのは地震も少ないわけで、かなり、もつんじゃないか。

耐震を、補助金をもらおうかと思うと、ある程度のことはせんと、このぐらいでというわけにはいかんと思うんですが、そのあたりを。雨も漏って古いということとごちゃごちゃにされてから、はあここはだめなんだというようなお考えのようですが、そのあたりをお聞きしたい。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） ここが、先ほど申しましたように、45年経過した庁舎であります。山口県すばらしい庁舎ということで、当時はスタートしたと思っておりますが、耐用年数は鉄筋コンクリート、RCで言いますと約50年、そうしますと、あと4、5年の耐用年数です。

耐震工事をやったら耐用年数がこの分だけ、10年、20年、30年と伸びていくんだということが建築法的に実際にあるのであれば、それはその対応の仕方もあろうかと思っております。先ほど、5,000万円と言われたのは、当時、3年前の耐震補強工事をやる段階において、ここのRC構造が、ISが3. 何ぼです。ちょっと忘れましたが。先ほど言われましたように6. 何ぼの地震に、それを超えさせんにゃ大丈夫だという考えかもしれませんが、正直言いまして、この建物自体、いろいろ補強も改修もしてる部分があるし、まだ1つ懸念されているのは、議員さんからも指摘を受けましたが、3階建てに、今、エレベーターのついてないちゅう、こういう庁舎はほとんどございません。

木造の2階とかでも、もうエレベーターをつける時代ですが、公共施設の中で正直言いまして、



3階程度であれば、皆、全て、今、高齢者を含めて身障者の方を含めて、エレベーター付の庁舎をやるのが当たり前だという考えになっている、この時代に、先般、議員さんからも、庁舎にエレベーターをつけたらどうかというお話もありました。いろいろ、研究もしております。

ただし、やはり建物は45年たった建物に、それだけの投資をしてもいいか。あるいは耐震を、今、5,000万円と言われましたが5,000万円じゃ、到底、無理だと思います。もっとかかると思いますが、それをかけてやって、そして、今後10年、20年と耐用年数が延びていくのであれば、考え方は変わりますが、現段階での建築施工法の関係でいきますと、耐震工事をやったら耐用年数が延びるんじゃないかと、あくまでも耐震事業に対する安全度を補強していくんですよという、確か回答だったように、私は記憶しております。

そうしますと、コンクリートの老朽鉄筋の腐敗率、あるいはX軸、Y軸方向の耐震に対する強度、これをカバーしただけでは、建物自体として管理維持していけるかどうかという問題が多く出てきます。

先ほど、ちょっと言われましたが、質問席の前で雨漏りして申しわけないんですが、正直言います、あちこちに庁舎はもう、雨漏りをしています。できるだけ、その辺はカバーして対応的に直してきています。随時、今、このあたりも、随分、工事をしております。だけど、それは本当の簡易工事みたいなものであって、それが半永久じゃなしに何十年もこれを持たしていけるかっていうと、私は自信がありません。

ただ、使用される町民の皆様に、やっぱり役場は安心して行けるところだっていうことだけはちゃんとやっていかなきゃいけないかなという気持ちを持っておりますので、そういう気持ちで今後、しっかりと検討していきたい。また、議員さん方におかれましても、そういうことを踏まえて、一番、財政、全て含めた、安定した庁舎はどうなんだというのは、今後また、ご相談も申し上げていかなきゃいけないし、検討もしていかなきゃいけないというふうに思っています。

以上です。

○議長（林山 健二議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） 先ほど、耐震をやってもこの家は寿命は延びるんじゃないということでしたが、広島の方は記念資料館も寿命を延ばすということで、国のほうが、文化省があそこを、これは歴史的建物だから壊すんじゃないに建築寿命を延ばして、ずっと使おうというようなことが新聞にも載ってました。

そして、国のほうでも、今までは50年ぐらいで建物を、公共施設は壊してたけど、それは無駄なんだと、そういうことで80年ぐらい延ばすような形の、建築寿命を延ばそうということも検討されていると、今、思うわけでございます。

それと同時に、広島の平和資料館を設計された丹下さんが、この庁舎は設計されていると思うわけなんです。そういうことも踏まえて、もうちょっと本気で、このふるさとの景色を大事にするとか、そういうことも真剣に考えていただきたいとこのように思っております。

今のことは重要なのでお聞きするんですが、これは世界的に有名な建築家が設計されたということで、そのあたりを残したいとか、そういうことは全く、どのようにお考え。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 残すという表現なんです、残すのは放ちよっても残るかもしれませんが、使用できるかできないか、完全に庁舎としての機能を全うした状態でできるかできないかが、私は大事だというふうに思います。丹下健三さんがやられたというのは確かに話は聞いています。ただし、丹下健三建築プロジェクト設計事務所というチームで設計されたんであって、実際の施工は設計監理イコール設計・工事監理ということで、丹下健三さんのこのアイデアでこの庁舎はたしか、つくられたように、私も聞いています。ですけど、実際には地元でこちらでやっていただいた業者さん、あるいは、大手、当時はJV等がない時代につくった建物だというふうに思っております。

これを残す、残さないとかじゃなしに、やはり住民の皆さんから、あれは立派な庁舎じゃから修理してちゃんと使えるようにして残してくださいという要望が数あるのであれば、それはそれとして対応していくのが、私は責任だろうと思います。議員の皆さん方も、その辺も考えて、住民代表とされて、やはりその辺はしっかりと話をされていかれて結構だと思います。

早急に、すぐここがどうかこうっていうんじゃなしに、今、せっかく来たチャンスを生かしたいし、そういう話があるのであれば、このタイミングを逃すこともないなという気持ちでお話を出している状況でありますので、この辺は確定しているわけではありません。そういう状況の中で、もう将来における、子や孫はちゃんとこの地に住んでもらって、安心して総合庁舎として活用できる、町として対応できるようにしていくのが、私の務めというふうに思っておりますので、そういうお答えをさせていただきます。

それと、先ほど言いました耐震に対する建物内の寿命というのは、ある程度謳われております。改修することによって、その寿命が延びるんじゃなくして、その建物自体の耐用年数自体が延びませんよということですから、耐用年数というのは別に基準法上じゃあるし、あるいは、鉄骨関係の職場にしろ、鉄筋コンクリートにしろ、あるいは何にしろ、耐用年数というのは、建築学会の方が、たしか、こういう構造はこういう状態と出しておると思います。

それを解消することによって、寿命が延びるっちゃうのはあるかもしれません。耐用年数が伸びるとは決して言わないと思いますから、私もその辺をよく調べてみたいと思いますが、そういう記憶があります。

以上です。

○議長（林山 健二議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） 今、耐用年数と寿命、それを認めてもらえりゃええんで、耐用年数は、これは税法上の問題で、何回で償却するかっていう問題で出しよる。これは延びりゃせん。が税金の関係が大いに絡んでいる。その辺、建築寿命が延びることなら……。

それと先ほど言われました丹下健三さんが設計事務所をやってるということ、十分、御存じということで安心しました。そういうことで、よく検討してもらって、住民との民意の集約にとにかく努めていただきたいと。

それで、これをもう1つ、時間が長うなって大変御無礼です。先ほど、ここはもう50年たつと言われるが、今度、向こうに移ろうとしてる建物については、昭和63年だから、この建物と18年しか変わらんわけなんですけどね。

また向こうに行っても、50年で、その耐用年数は変わらんから建て替えんにゃいけんっていったら、引っ越しても18年しかもたんということなんですけど、そのあたりをどのように考えるか。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 要は、50年でここの庁舎の総合的な金額を計算してもらい、また新たなものをつくったときに、また耐用年数、あるいはその寿命が100年なら100年で費用対効果の関係を十分調べながらやっていけばいいわけで、今現在ある、あの建物へ、もし仮に使用させてもらえれば、何ぼの予算で何ぼでできるかっていう計算になってこようかと。じゃあ、ここへ幾らお金をかけてどれだけのことをやるかっちゃうことで、これを話しますときりがないです。私の考えは自分もそういう関係の仕事をやった関係がありますんで。

また、議員さんのほうから、どうだとあれば、言いますが、あれは耐震もクリアした、昭和56年以降の耐震基準をクリアした建物であることだけは間違いない。1棟だけはそれをクリアしていませんが、それ以外はクリアしているというふうに聞いております。

それは、うちがそういう話を出す段階において田布施工業高校がどういうつくりだったのかっていうのを知る必要があるということで、調査をさせてきました。以前、その話を皆さんのほうに図面を添付してお渡しをしている部分もあろうかと思いますが、今言う建築基準法的なものでは18年間は、

これは、確かに耐用年数はちゃんとあるという。それ以上は基準から言えば現代の基準に合いません。18年間。

○議長（林山 健二議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） 最後にそういうことで、向こうに移れば、これから50年耐用年数があるわけじゃなしに、あと18年しかない、ここが建って45年ですか、それから向こうへ移ってもすぐ壊さんといけん時期が来るということを十分心得て、今後、検討してもらおうとともに住民の皆さんとよく対話をしていただきたいということを申し上げて質問を終わります。

○議長（林山 健二議員） 以上で、瀬石公夫議員の一般質問を終わります。

○議長（林山 健二議員） 暫時、休憩します。

午後0時14分休憩

午後1時30分再開

○議長（林山 健二議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、藤山巖議員。

○議員（2番 藤山 巖議員） それでは、最初に逼迫しておる町財政について、町長にお考えをお尋ねをいたします。

本議会に提案されております平成27年度の一般会計の補正予算、総額で54億6,200万円、対前年度比マイナス3.0%でございます、1億6,700万円の減額予算でございます。23年度から右肩上がり、この予算額というのは、予算規模というのは推移してきたわけでございますが、今日の社会保障費、これ非常に影響したんだろーと思っておりますが、急激に減少に転じておるといのが、この27年度の予算案でございます。

向こう5カ年計画の財政見通しということを見ましても、財源不足というのは避けられてる。平成28年度は2億7,900万円、29年度、3億4,000万円の大幅な財源なのであります。入るところが御存じのように限られているものですから、財源なんてものはどうするんかと言いますと、予算規模を縮小するしか前に進めない。果たして、これがどこまで進められるのか、非常に私は危惧して、今回、この問題を提起するわけでありまして。

この逼迫する財政状況を町長は、まずどのように現時点でお考えなのか、あわせて今申しますように、自主財源というものを何とかしてでも、何としてでも確保しないと、前に私は進めない、そのあたりをあわせてお考えをお聞かせください。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えします。

近年、高齢化の進展により、社会保障経費が急激に増大し、その結果、国及び地方財政の硬直化を招く状況が続いております。御承知のとおり、平成26年度4月から消費税率5%から8%に引き上げられ、上乗せ分については全額社会保障経費に充てることとされ、地方消費税分につきましても、同様の趣旨が地方税法に明記されたところです。

本年度は、引き上げ分に関わる収入が平年化するため、本町の地方消費税交付金の当初予算の計上額は1億8,000万円と前年度に比べ2,500万円の増としております。しかしながら、今後とも社会保障経費はさらに増大していくものと予想され、そうした中において各種行政サービスを維持し、まちづくりを推進していくためには、議員御指摘のとおり、自主財源の確保が急務であると考えております。

自主財源の確保については、大きく2つの視点があると考えられており、まず1点目については、収納率の向上であります。やはり公平性の観点から引き続き、町税また使用料等の税外収入の収納率の向上に努め、収納対策室を中心に取り組んでいく必要があると考えております。

2点目は、地域経済の活性化による町税等の増収であります。企業誘致は多大な効果が期待できませんが、現在、町内には企業立地に適した町有地等はありません。しかし、国と地方が一体となった地方創生の取り組みが動き始めた中で、本町においても、今後5カ年の目標や具体的な施策などをまとめた地方版総合戦略を27年度中に策定することとしており、その中において地域経済の活性化対策についても新しい視点等も交え議論を進めていく中で、効果的な施策としてまとめたいと考えております。

今後、人口の減少が予想される多くの地方自治体にとって、自主財源の確保は容易ではなく切実な課題であります。本町も例外なく、私といたしましては今申し上げましたことを軸に、町有財産の売却やふるさと納税のさらなる推進、事務事業の見直し等、さまざまな施策や対策を組み合わせながら、健全で持続可能な町財政の運営を目指してまいりたいと考えております。

○議長（林山 健二議員） 藤山議員。

○議員（2番 藤山 巖議員） 財政の基本であります「入るを量りて出ざるを制す」この進言通り、これまでは歳入に応じて、歳出計画というのがある程度立てられ、予算計画がなされてきておりました。ところが、昨今の急激な社会保障費の増大と、それに関する民生関係費用に至っては、町税収の全額を充てても間に合わない、そういう状況まで今、来てるんですね。

さらに、特別会計の国民健康保険税に至りましては、対前年度比14.3%の増、23億2,200万円で3億円も増えております。このさらに遡って平成23年度で見ますと、5億3,800万円という大幅な増加でございます。もちろんこれは税源である程度カバーできるわけですが、この国民健康保険の基金というのには2,000万円しかないんです。もう一般財源から繰り入れをせないかんというのも目に見えてるわけですね、これは。しかも、この費用そのものはどんどんどんどん増えていく。いわゆる出ざるを制するのが、もう限界に来てるんです、これは。しかも国、特に国でございますが、地方交付税を中心とした、入るほうというのは、私はまず無理と思うと、減る一方ではないかと。

そうしますと、この出ざるを制する基準というのは、もう崩壊状態なんですね。そこで、今、町長もおっしゃっておりましたが、その自主財源に向けて、事業費の抑制などをして何とかと、こういうお話でございますが、平成20年度のこの自主財源比率というのは41.1%、ここはてっぺんであります、ピークでありましたが、新年度27年度は幾らかと言うと34.7%の大幅な落ち込みなんです、これは。私がいつも言うように、町村部で大体40%を維持してないとやっていけないんです、これは。前々から私は町長の方にそのあたりを指摘したんですけども、どうも目立ったような、その活動が見えない。

当面の策として、私が思うのは、さっきもちょっと町長、触れましたが、この法人町民税、これを増やす方に当面は、その活動をしてみると、さっき申したように企業誘致は適地はありませんよと、前の人の質問ですか、これでも言われましたが。私は本町に合ったような企業誘致というのは不可能じゃないと思います。もちろん何万平米とかという大規模工業用地は難しいかもしれませんが、ところが、本町に合った、あるいは食品加工、水産加工、いわゆる1,000平米から5,000平米以内ぐらいの用地であれば、何とか私は確保できるんじゃないか、そういうことを念頭に置いてやれば、企業誘致というのも活動次第によっては可能である、私は思っております。

以前、申し上げたかも知れませんが、周東町のテクノパーク、周東でしたかね、あれは岩国市に、旧周東町は岩国市に合併して、岩国市周東であります。あの時、私が訪れた時は3社しか来てなかった。その時、まだ町長さんは、小倉、九州のほうまで行って誘致企業は、立地企業はないだろうかと、こういう活動をしておられた。合併と同時に、そうした旧来の活動が功を奏して満杯になったんですね。それも私が周東の首長に確認しますと、いやもうありませんと、全部埋まりましたよと、こういう話なんです。企業ちゅうても長期的な計画がありますから、言ったからすぐ来てくれるというもんじゃありません。要は活動次第なんです。

そこで、先ほど申しました法人町民税であります、これは平成24年ですか、これ1億3,700万円、これピークですね。25年度決算で8,600万円、40%近くも減ってきてるんですね。新年度は、予算上9,400万円というの見込んでおりますよ。これ景気次第でありますからね。これもどうなるか分からない。

こういうことを言いますと、私は積極的に、この企業誘致に対する取り組みというのが必要ではないか。東京なんかのニュースによると、地方にかなり回帰の現象が見える、企業によってはね、あるいは事業所によっては。だから、以前も申し上げましたように、町内立地の企業、町内立地の事業所、それらをやはり行脚して、今どういう状況ですかねと、企業の状況を聞く中で、私は本町にどうでしょうかとということがあろうと思うんです。おたくの企業は別かもしれませんが、関連の企業でそういう御希望があったらひとつお願いしますよと、そういう動きでもいいと思うんですが、全く手を拱いて、そのあたりが進んでないというのが、私が大変はがゆい気持ちなんです。

そういう意味で、ひとつ積極的な自主財源を確保する、こういう状況ですから、今すぐということは難しいかもしれませんが動いてみる、町長の気持ちをお聞かせください。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 藤山議員さん、以前からそういう状況で、私どもに御指摘いただいておりますこと、よく承知をしております。手を拱いてずっとしよったわけじゃないんですが、御承知のように、本町の事情等も含めて、私になりましてから何軒かは当地にお見えいただいた企業さんもいらっしゃるんですが、大変厳しい状況だということも承知しております。

それは、用地確保というよりは、田布施町で一番懸念される自分たちが経営していく中において、厳しい状況の中であるということも聞いております。その辺も解決を含めて、多くの方に企業、田布施にどうですかという話を進めていかなきゃいけません。私になりまして、近くにお見えになったのは、食品関係、あるいはボードとか何とか作る、そういう関係の企業さん、あるいは電気関係の企業さん、自動車関係というふうに、本町においでいただいた企業もいらっしゃいます。

今後も、その辺は自分なりに動ける範囲で動くと同時に、やはり関係議員さんも含めて御紹介いただきながら、関係企業さんとの連携を取っていただくということも、これからは進めていかなきゃいけないというふうに思っております。

現段階で、今そしたら目新しい企業はおるんかということではありますが、それは現在、私にはありません。ただ、今日最初に御答弁しましたブロードバンド等による考え方を持って、一番田布施町は安心して安全で、そして気候も温暖で、非常に住みやすい生活住居の整った地域であると同時に、そういうところに来ていただける企業というのは、また新たな考えを持って進めればあるんじゃないかというふうに思いますし、今言った高速通信形態ができる状況であれば、徳島の来た企業等を参考に、これからも研究していかなきゃいけないかなという気持ちであります。企業自体が「はい」と言っただけで来てくれる状況ではないのは、議員の言われるとおりであります。だけど、少し長い目で見ながら、できるだけその辺の対策を立てていきたいという気持ちであります。

○議長（林山 健二議員） 藤山議員。

○議員（2番 藤山 巖議員） 島根県の海士町ですが、これもやはりそういう危機感の中で、今日、非常に全国的にも成功した町として紹介されておる、いわゆる地場産業を中心に活発な活動を展開されておる。

私は、このままでいきますと、海士町の町長しかりであります、町長の給与を半分、本町もこのままでいきますと、議員はしかり、町長の報酬も半分にしてでも取り組まんと、私はやっていけんような気がするんです。

国からの仕事は増え、それに対する、どう言いますか、仕事が増えて、逆にそれに対する繰り入れといいましょうか、交付金にしますかね、それは極力、地元に行ってもらううちゅうわけで来ないんでしょ。今の政策、これ自治法にもその辺、関係しとるんかも分かりませんが、まさに兵糧攻め

なんです、これ。

そうしますと、ある程度まで予算規模は縮小せざるを得んかも分かりませんが、最低限の住民サービスというものは、これやっぱり維持せんといけんわけですね。そうすると、どうしても手持ちに自由に使えるお金、この確保ちゅうのに早く町長、体制を立ててやってもらいたい。これ長く続きませんよ、このままで行っとったら。

例えば、さっき言いましたね。29年度で3億円何ぼって言ったでしょ。29年度で3億4,000万円、3億4,000万円ちゅうことは、今の50億円を場合によったら切るちゅうことなんですよ、予算。切るちゅうことは、それだけ住民サービスの低下ちゅうことですからね。皆さんの方から道路を補修してください、ここの道路を直してください、これ建設課長が一番悩むかも分かりませんが、いやもうありませんから自治会でやってくださいと、こういうことなんです、端的に言えばね。

そういうその状況にまで、私は来てる。で、日本創成会議というものが、これは本にも出ておりますが、地方の消滅ということを書いておりますね、増田さんのところ。まさにこの消滅というのが、私は現実味を帯びてきてるんじゃないか、そういう危機感すら、私自身持っております。人によっては、それぞれ見方があるかもわかりません。あなたは、そう言うがそう簡単に地方自治体というのは消滅はしませんよと、こういう意見があるのかも分かりませんが、財政的に非常に厳しい。私は、ここ5、6年が最も山じゃないかと見ております。

これは進言の一つであります、吉田松陰の言葉に「志士は溝壑こうがくに在るを忘れず」という言葉がありますが、実現のためには屍しかばねをさらしてでも構わない覚悟を持って事に当たれ、当たれというそういう気概を松陰は言ってるんであります。そのぐらいの気概を持って、私はこの財政というものに、町長もう少し真剣に当たっていかないと、将来非常に厳しい状況になる気がするということをここで申し上げておきます。

さっきもちょっと口にされましたが、昔は町有林の立木を折って財源確保ちゅうこともあったんです。ところが、今その立木すら値段にならんのでしょ。売るものはないわけです、はっきり言って。土地も下がる。

そうすると、どうしてもそういう法人町民税に頼るしかないんです。それか、もう事業をやらない、そこまで来ておりますから、ひとつ県も県の東京事務所を東京営業本部、このように名前を変えて、地方に対する活性化に取り組むんだと、こういうことを知事も書いてありますが、県の出先、国の出先、そうしたものも大いに活用することも最も必要だろうと思っておりますから、ひとつ幅広い動きで、活動で、この町を末代まで未来まで維持するにはどうしたらいいんか、ひとつ再検討のほどお願いして、この項は終わりたいとしますが、町長ちょっと決意のほどを。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 今朝ほど新聞を見ますと、安倍総理の党大会において、日本の国を今から建て直すのは地方なくしてならん、それと同時に農林業のことをしっかりやらなきゃ駄目だということ今朝ほどの新聞で、私は目を通しました。ありがたいことです。私どもの地域は、地方の中においてもそういうところに関わっている地域だという気持ちを持っております。今からやっていく農地の関係含めて、やはり地方が豊かになっていくには、やはりそういったとこがしっかりやっていくというのも一つの基本だろうと思う。企業誘致ももちろんですが、そこに元々あるいろんな事業をできるものを再度見直していくということも私の気持ちの中にはあります。

田布施町の農地が生きて、これからという時がくれば、必ず田布施に住む人も豊かにいけるしという気持ちを持っておりますので、そういう気持ちを持ってくれたら、御指摘いただいたことはしっかり身に、頑張っていきたいと思っております。

○議長（林山 健二議員） 藤山議員。

○議員（2番 藤山 巖議員） よろしく願いいたします。それでは、2番目ではありますが、圃場整備について確認いたします。

本町では平成23年度から国の緊急農地再編整備事業で、町内の農地200ヘクタールを対象に事業が計画実施されております。整備完了後の圃場では、既に麦や大豆の作付が行われております。この事業の目的、ここをちょっともう一度認識したいと思って述べますが、担い手への農地集積、耕作放棄地の解消・防止、大豆・麦の生産拡大を進めることにより、担い手の経営合理化を図り、農業振興を基幹とした地域の活性化に資する、こういう謳い文句であります。

この担い手というのは、大きな施策かもしれませんが、本町ではまだ進行中のところもありますが、現時点でこの集落営農団体、あるいは法人ですね、これはどの程度、数、固まっているのか教えていただきたい。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 2点目の圃場整備に関しての御質問にお答え申し上げます。

独自の営農プランと農産物の高価格対策についてのお尋ねですが、先ほどの質問にはそういった具体的なことはなく、現在の圃場整備に関わって、町の担い手、あるいは法人、あるいは参画する企業についての御質問でありましたので、あと担当課長のほうからその点についてはお答え申し上げますが、通告をいただいた項目についての御答弁をさせていただきます。

「強い農林業」、「美しく活力ある農山村」に向けて、新たな農業・農村施策を策定され、国内外の需要拡大、農林水産物の加工、付加価値向上、多面的機能の維持・発揮、生産現場の強化の4つを柱に位置づけられた農業の再生に向けた方針を示しております。このような状況の中、田布施町では国営緊急農地再編整備事業を進めていく中で、集落営農法人など担い手の育成を加速化し、農地集積を進め、効率かつ持続的な農業経営を確立していく必要があると認識し、関係機関との連携のもと取り組んでおります。

また、国内の米の主食用需要が減少している中で、主食用以外の需要のある水田有効活用作物の生産拡大に向け、「水田フル活用ビジョン」を南周防地域農業振興協議会の中で策定し、水田の高度利用を図りつつ、稲作と他作物を組み合わせた収益性の高い水田農業を推進しております。

御指摘の通りの米以外の作物、特に麦、大豆については戦略作物に位置づけており、経営所得安定対策の中でも、交付単価が高くなっておりますが、単なる補助金頼みではなく、これまでの協議会での収量、品質向上対策や、機械や有効利用体制整備に向けた検討などの取り組みを踏まえ、法人連携体制による生産を行い、需要のある県内需要者、その供給契約体制を農協を中心に整備し、販路拡大、需要に応えられる産地づくりとして推進しており、欠かせない柱となっております。

あわせて国営緊急農地再編整備事業において行われる地下かんがいシステム、フォアスの施工により、反収効率を上げ、これによって数量等による増益につながり、麦、大豆が大幅に増加することを予測されることから、広域の連携体制による麦・大豆兼用乾燥調製施設の利用拡大を図り、安定した稼働を見込めるものとなっております。

農産物の加工等、高付加価値対策についてですが、麦についてはパン用小麦の作付拡大を推進し、学校給食等への需要に対応した生産供給体制づくりを、大豆については需要調査で南すおう管内、豆腐業者からの使用要望が確認されており、流通体制制度の見直しを踏まえ、大豆の販路拡大を図られるよう、加工需要に対応した生産・供給体制づくりにJ A南すおうと連携し、取り組んでまいります。

また、田布施町特産品委員会におきましても、これから生産量が増大します麦・大豆を使用した特産品の開発を行っております。

○議長（林山 健二議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） ただいまのところ農業生産法人は、町内に4つあります。来年度また1件設立されるようです。農業法人の企業が1業者あります。

○議長（林山 健二議員） 藤山議員。

○議員（2番 藤山 巖議員） ちょっとお断りせんにゃいけませんでした。質問の本旨にちょっとずれておりました。

それで、城南地区は早かったもんですから、既に麦、大豆というものは作付が行われておるんですよ。それに参加されてる農家の話でございますが、これは麦作の場合ですが、今日まで麦踏みも2回、除草3回、それに追肥を何回か、さらに法面の草刈りがこれまで年間通して4回か5回は必ずやるんだと、こういうことでありますが、機械化になっても面積が広がったもんだから容易ではありませんと、しかし用水、あるいは排水、この面から見ると、この圃場整備事業というのは非常に良かったと、こういう本人も喜んでおられました、こういう言葉でございました。

そこで、大体これに対する営農といいましようか、それぞれ農家が、あるいは法人もそうだろうと思いますが、営農のプランというのは立てておられるんですが、今のところ水稲、麦、大豆、3作で大体国のほうから年間500万円ぐらいの補助がどうも入るらしい。大型機械を買えば、その半額は今のところ国が補助してくれる。

ところが、先ほど1番目の項目でも申しましたように、国そのものが非常に財政厳しい状況ですから、これがいつまで続くか、これ非常に疑問なんです。農家自身も不安です。こういうことなんです。いわゆる今では、国からの補助金頼みのこの農業なんです。

そういうことでありますから、しかも米価というのは非常に安いと。先日もこれほどこのテレビですか、やっておりましたが、あきたこまちで60キロ、8,000円、水より安いんだと、こういう表現で言っておりましたが、ここまで実は米価そのものが落ち込んだら、これも一つ不安材料だろうと思います。

問題は、こういうふうにならざるに国の費用で大規模農業になって行きつつあるんです。それも国の費用です。ところが、それを受けてやる農家ですね、これの栽培指導といいましようか、営農プランといいましようかね、この辺は私はやっぱり町の指導だろうと思うんです。

だから、前の質問者の話にもありましたが、非常にこの圃場整備事業をやっても不安だというのは、その辺だろうと思うんです。私は、この事業に入る時に、まず町長、どういう作物を作らなんでしょうかということ質問したことがあると思うんですが、覚えておられると思いますがね。一応、整備されて、あとは指導といいましようか、栽培指導、経営指導、農家のね。この辺というのはやっぱり町が細かく指導していかないと、農家は僕は迷って何を作ったらいいのか、この辺も非常に気になるどころなんです。ちょっと町長、そのあたりを、指導プランというのをもう少しきめ細かく、せっかくこういうふうな圃場整備をされたんだから、それに携わる農家の皆さんと将来こういうものを作っていこうじゃないかとか。例えば一つの例を挙げますと、これ40年なんです。私もちょっと新生活運動というのをタッチしておりましたから知っておるんですが、山陰側の三隅町ですよ。あの当時、もう既に圃場整備をやってましてね、町長の稲田さん、この人がその跡地にスイカを植えたんです。三隅ズイカというのが非常に当たりまして、このほうまで三隅ズイカが来ておりましたよ。それが今日の山陰側の今は萩の相島ですが、その産地になってるんです。

そういうふうにならざるに何か私はそこまでは言いませんが、本町に合ったような営農計画といいましようか、経営が農業経営が成り立つ、成り立つなら若いもんも戻って来るわけですから、そういう町長にちょっとお考えを聞かせください。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） あと詳しい状況については、課長のほうから答えますが、先ほど来から質問の中で、麦、大豆、あるいは今、最後に申されました本町の特産品として何かできんのかということだと思います。経営計画はどう立てる、それが無い限り町の農業将来見通せんぞというようなお話になるかなという思いがしますが、私、正直言いまして、今、自分自身はやってませんが、麦も作っております。いろんなことで農業に関わってやらしてもらっております。補助がなきゃ到底やれん



ぞというような、いつも私の息子から聞くんですが、いやそれは補助がなくてもやっていけるようにせんにゃいかん、それが営農計画の中に出てこんど、やれんぞということで、先ほど言われました麦踏みから除草から肥やしから溝上げからずっとやるのを私は見ておりますからよく分かります。それだけの手間をかけて、これだけの単価でやれるんかといったら、到底補助がなきゃやれんというのが本音なんです。

ところが、それだけで物事を納めようとするなど、麦を作った後の二作、次の米作と麦とで一つの圃場の収益を計算してみろということからも入るんです。これは個人農業みたいなもんですから、私のところは7町ぐらい作ってますが、そのくらいでやってきております。ですから、それでやれんわけはないだろうという話。それだけじゃやれんから何かほかに方法があるかというていいたら、将来はフォアスに関わったところ、あるいは非常に排水のいいところでは他のものを作りたいということ息子は言うておりました。やるかやらんかわかりません。私がやるんじゃない。ただ、その辺を工夫していけば、5、6町の田んぼで一家生計立てていくことはできる計算ができんかって言ったら、息子はやっておりましたよ、一生懸命。できんことはない、それは本人が到底その楽な生活にはならんし、めいっばいの生活ぐらいのもんだというんです。だったら、今後のことを自分でしっかり研究しろということ言うておられます。

我々、今、町がということを極端に言われましたが、町も指導はできる範囲であります、農作物の生産等の指導については、県の農林部を通して、うちのまた後でお答えさせますが、小行司地区の生産にしろ、あるいは柳井の奥の法人の集団にしろ、しっかりと県が指導して入ってきて、いろんな形で対応してくれてるんで、本当は以前、藤山議員が言われたように、農協自体がその辺をしっかりとやってくれるのが本当だろうと。農協改革も今、国がやっております通り、これからどういふふうにいきますが、生産体制ができないで農業を守る、農業を守るっていったって守れるわけないんです。ですから、そこでどういう生産をすることによって、農業が守っていけるかということ、本気でやられる農業をやられる方は、イチゴハウス作ったり、イチジクのハウス作ったり、あるいは共同で大規模な生産体制を考えていかんと対応できんかというのが本当だろうと思います。

これからは、そういった面にもしっかりと連携を取ってやっていく、それがこれからのせつかく圃場整備で作った農地を守っていくと同時に、そこに関わる農業者がちゃんと生活していける、収益を上げて、利潤を上げていける農業体制づくりというのを今後、考えていかなきゃいけない。それは、町として指導できる範囲内で指導はしていきますが、実質的にはそこに住んで、実際にやられる方の熱意と誠意をしっかりと酌み上げていけるような方法を取ることが基本だろうと思います。

体制でいろんな指導体制ができればいいんですが、現在で田布施町ではそれができない。ただ、一つ可能性があるのは、本町の高校が田布施農業高等学校の関係との連携は、今後しっかりと酌んでいかにゃいかんという気持ちは持っております。その辺を踏まえて、田布施の農業、農地の関係はしっかりとこれから対策を立てていくという気持ちであります。

○議長（林山 健二議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） 先ほど交付金はいつまで続くのかというのがありましたけど、やはり日本の食料自給率40%不足です。だからといって、農地は担い手で減少により、だんだん絶えてきております。なので、いかに農集落を守っていくとか、法人組織で守っていくというような展開が行われると思います。

米につきましては、29年度まででなくなります。大豆、麦につきましては、食料自給率が17%とか12%不足ですので、これは大幅に続いていくものと思います。また、面的な農業をやろうと思えば、やっぱり稲作と大豆と麦とか、大型機械による農業になろうと思います。

先ほど町長のほうも答弁しましたが、若い人が施設園芸ですか、野菜とか、イチゴとか、イチジクとか、そういうなのにも取り組んでいただければと思います。今、また新しくできた法人、大変ほんと経営苦しいと思います。と言いますのは、まだフォアスの工事が完了してありません。排水の悪

い中で大豆、麦を作っていたいております。

営農指導ですが、営農指導につきましては、法人、毎月定例会を行って、農林事務所と町とJAとで経営栽培のずっと話し合いを続けております。

○議長（林山 健二議員） 藤山議員。

○議員（2番 藤山 巖議員） 町長さんの息子さんは、非常に優秀ですから7ヘクでほぼ経営が成り立つということになるのかもしれませんが、実は今、課長も言うように、補助金が切れた段階なんです。また、放棄地に返っていく、このままで行けば。

そこで、私が聞いた農家の人も言うておられるんですが、付加価値ですね、この一次産品にいかに一次産品をいかに高く買ってもらうか。そのためにはやはり付加価値をつけて売るところまで考えないと、この農業は成り立たんちゅうことなんです。

私は、そういう面でもう最後の3項目で挙げておりますが、例えば、米にすれば当面、生改連なんかで作っておられますが、甘酒とか、あるいはどぶろくというのものもあるかもしれませんが、みそであれば、しょうゆとかみそとか、大豆でもそうですね。そういう加工まで考えた、その営農計画ってありますか、そこに重点が行ってるんじゃないんですか。町で一次産品がこれだけ大量に産出されるんだから、それをいかに高く売るように工夫するか、それはまさに私は町と思いますよ。これは変わってるんですよ。

さっきも県がというふうに言われましたが、昔は県の農業改良普及所というのがここにありまして、それはもう優秀な職員さんがどんどん活動してやっておられた。今の県の体制というのはそうじゃありませんからね。要は、まさに地産地消みたいな格好になっちゃるんですよ。だとするんならば、こういう営農計画ちゅうていうのも、町独自で立てて、農家とタックルになって、よしほいじゃ、この麦については、こういう加工まで持っていこうと、そこまで私は取り組まんと、これからの農業ちゅうのはやっていけんと思いますよ。長続きしませんよ、これは。

それを大変危惧しておりますから、このもうかる農業、この6次産業まで計画を立ててやるお考えがあるかどうか、最後に。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） せっかくつくる圃場整備、ちゃんとできた農地を遊ばしたり、だめにしたりする気はありません。今後、それぞれの地域で法人、あるいは集落法人、そういう形でしっかりと体制を守っていくためには、その辺との協議をしっかりとしていくことによって、生産した産品がいろいろな加工をもとに、6次産業的になっていくような方法を取らないといけないと思います。

1つだけ言えることは、お米を売ったって政府に買い上げてもらう、農協に預けるんじゃないし、自分で販売ルートを確保した農業者もいらっしゃる、そういうところから考えると、決してこれからの農というものは、人間が生きていく上での一つの大きな大事な食に対してちゃんとやっていけば、必ず生き残っていけると、私は自信を持てますし、そういう国づくりをしないと、地方はもたないし、日本の農業はもたないという気持ちであります。

将来に向けては、外国まで足を伸ばせるぐらいの地域の集団法人が出てきて、私はしかるべきだという気持ちでおります。それに向けて、町として一生懸命努力していくという気持ちを持てます。

○議長（林山 健二議員） 藤山議員。

○議員（2番 藤山 巖議員） とにかく私素人から見ましても、大して作っておりませんから、申し上げるんですが、とにかく農家の立場に立った営農計画というのを早く立てて、加工までいけるのであれば、どの程度いけるのか、具体的に行動してくださいよ。理屈でとやかくどうこう言うたって、これどうにもなりません。とにかくもうああいうふうに圃場は整備して、作付はどんどんされておるわけですから、これに乗って農家が迷うようなことをするだけはしてもらいたくない、町農政として、ひとつ強くお願いをしておきます。

3つ目に行きますが、この田布施地域交流館であります、これを直営にしたらどうかという、私

の考えであります。田布施地域交流館は、平成14年4月にオープンしまして以来、設立から13年目を迎えます。当初は、店の運営というのは出荷者で組織しておりました地域交流館運営協議会が町から委託で運営をしておったわけでありましたが、その後、平成15年からは国の指定管理者制度の導入によりまして、協同組合田布施地域交流館が運営管理を行って、現在に至っておるわけであります。

ところが、10年余りたつわけですが、今日、運営方針をめぐって、出荷者とのトラブルが絶えません。この問題は、先の12月議会でも取り上げられまして、大変議論が白熱したところでありますが、利益優先の運営手法に、町内の中小農家の出荷は軽視され、したがって、その影響による出荷減少分というのが町外の大口農家、あるいは業者、これに依存して、大量に出荷されておる、こういうことに、今なっておるわけであります。

この店舗そのものというのは、始めた当時、税金で建て、しかも駐車場として使っておるというのは、これは税金で買った土地であります。町のための店舗運営というのは、いわゆる町民のための町内農家のためと言ってもいいと思いますが、ための店舗運営というのはまさに必須であります。町の直営にして、このトラブルも含めて、それから先ほど言った6次産業の育成、こういうことも念頭に置いて、私はここで直営店にしてやるほうが、まさに町の核施設としてなるんじゃないか、このように思っておりますが、町長いかがでございますか。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えします。田布施地域交流館を町の直営として、6次産業の核施設として拡充強化しながら再起を図ってはとのお尋ねです。

昨年の12月議会におきまして、議会からの提案をいただき、町内とそれ以外の出荷者の年会費及び出品料を明確化するなど、田布施町地域交流館の設置及び管理に関する条例を改正いたしました。そうしたことを踏まえ、これまでの地域交流館の運営実績や今後の事業計画を審議いただき、向こう3年間の指定管理としての議決をいただいたところであります。

御承知のように、地域交流館は、地域の農林水産物及び特産品の販売による農林水産業、地場産業の振興とさまざまな地域情報の発信によるふれあい交流館、交流活動の推進を図ることを目的に、平成14年4月にオープンいたしました。

管理運営については、オープン当時は町営として、任意団体の田布施地域交流館運営協議会に委託しておりましたが、平成18年度からは指定管理制度の導入に伴い、協同組合田布施地域交流館に指定管理し、現在に至っております。売上実績は、オープン年度当初は約7,400万円でありましたが、平成25年度には約4.8倍の3億5,600万円となりました。また、年間来客数もオープン年度は約10万人でしたが、平成25年度は約3.2倍の約32万人と、県内でも類を見ない飛躍的な成果を収めています。

一方、平成25年度には「2013直売所甲子園」で優秀賞を受賞するとともに、「がんばる中小企業・小規模事業者300」にも選ばれるなど、全国的に評価されております。これらは、協同組合田布施地域交流館及び前身の田布施地域交流館運営協議会が民間活力で安く、新鮮で生産者の顔の見える直売所として事業展開をなされるとともに、常に先進的な取り組みを行ってこられた成果と高く評価しております。

御質問の管理運営をめぐる会員の出荷者との間でトラブルが絶えないということではありますが、管理者からそうした報告はなく、協同組合田布施地域交流館の理事会に出席している職員からもそうした報告は受けておりません。

また、地域交流館を町の直営に見直す考えはないかとの御質問であります。先に申し上げましたように、3年間の指定管理について議会の議決をいただいておりますし、今日までの運営実績から、地域交流館を直営に戻すような考えは持っておりません。

○議長（林山 健二議員） 藤山議員。

○議員（2番 藤山 巖議員） ちょっと言葉を返すようでございますが、町民からはそういうトラ

ブルを聞いておりません。町民代表が町長室に嘆願書を持って、町長、何とかしてください、こう言って申し入れてる、これは12月議会前です。私も12月議会で、私はその時、議長でしたからオブザーバーで聞いておりましたが、全くそのあたりの認識がない。嘆願書を持って、こうこうこういう問題が起きてる、町長何か改善してほしい、これを言ってきてるんであります。

それから、売り上げとか、いろいろ評価すべきだと、こういうことでありますが、幾らそういう売り上げが伸びても、町民のための店から離れたんでは何の意味もないんです。税金で作った施設でありますからね、これは。町外の業者を育てるための店じゃないんです、これは。何のために税金を投入したのか、全く生きていない、それは全部とは申しません。そういう認識の人もおられます。ひとつそのあたりを十分、町長自身もお考えをいただきたいというふうに思います。

これは先の中国新聞の記事でございますが、「指定管理曲がり角」、こういう大きな見出しで中国地方の指定管理制度の見直しの動きを大々的に取り上げておりました。この記事で、広島県三次市は、今年度から3分の1の施設を市の直営に戻す。山口市は柔剣道場の運営を直営にする、そういう記事が載っております。これは理由はそれぞれその自治体によって異なるようですが、この交流館も直営にして、6次産業の特に加工部門を整備拡充することによって、先ほどの質問でも申し上げましたように、米、麦、大豆を中心とした一次産品に、さらに私は付加価値をつけることができる商品が開発されるんじゃないか。したがって、販路もそれによって拡充をして、農家の就農者も増えるといいましょうか、ひいては町の活性化にもつながると、このように思うわけです。

いわゆる最初、申し上げたように、ここを核とした田布施町独自の6次産業の中心施設ですね、こうして育てていくのが最も将来の町のためにとってもいいんじゃないかと思うんですが、ちょっとこの交流館を6次産業の拠点施設にするお考えはありませんか。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 議員質問の12月に嘆願書をお持ちしたと、私は受け取っております。よく承知しております。ただ、この時にお見えになった皆さんにお話したのは、これは地域交流館の協同組合の中の問題ですから、しっかり話をしてくださいということでお話を申し上げました。その後については、別にございませぬ。

管理者ということですから、あそこを実際に管理されてる理事長さんからの方からそういう問題等は一切私のほうに入ってこないという意味で、答弁の方では問題は聞いてませんと、議員から言われたことを決して否定したわけではありませんし、そういうことは聞いてませんよということでもあります。

それと、6次産業ということで、地域交流館を6次産業の核というふうに申されましたが、本町には今6次産業に関わるいろんな話を議員も御承知かと思いますが、その関連を含め話も出ております。そういった面を含めて、あれを6次産業の核というんじゃないし、あれは地域交流館として田布施町の顔としてしっかりとやってほしいというのが私の願いでありますし、そういうことで今は交流館を核にする考えはありません。

○議長（林山 健二議員） 藤山議員、残り時間5分です。

○議員（2番 藤山 巖議員） あと5分ね。中国新聞のこの記事を続けますと、尾道市、これは指定団体に対して、36項目ものチェックマニュアルを策定、また鳥取市は経営状況を点検する体制の強化を打ち出したと、このように中国新聞は言っております。

先の12月議会でも交流館の問題というのは、大変議論されました。そこでこの交流館の責任者に対して、この議論を受けて、町は運営上の改善策というのを当然示しておると思うんです。これはまたそのどういふふうな内容のものを示したのか、あるいはまた町はこの尾道などのように、指導チェック体制、この構築はしているのかどうなのか、ちょっとその2点、教えてください。

○議長（林山 健二議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） 私の方が地域交流館に行きまして、理事長とも何回かお話しております。

議員御指摘のようなことはですね。今回、指定管理をこの4月に結ぶ時に、仕様書にも書き込む内容とかも今、協議しておりますし、こっちでも考えておりますし、また今度、契約結ぶ時に、きちんとしたもので結んで4月から体制整えてやっていこうと思っております。

○議長（林山 健二議員） 藤山議員。

○議員（2番 藤山 巖議員） 結んだ時の協定書、それから今日まで出した12月議会をとらえて出した改善書、この2つについて、今議会に提出してください。ひとつお願いをしておきます。

それから、運営面もさることながら、今、交流館は事務所を建てて使って、交流館が作った事務所でございますが、この建設費は240万円というふうに聞いております。この交流館の会計事務というのが、どうも不透明で分かりにくい。

例えば、この事務所を建てた時に、見積書は取ったのか、入札はしたのか、全く今日まで誰にも誰も分かんない、こういう状況なんですね。ましてや責任者の報酬等も明らかにされておられません。私がお願いするのは、ひとつ公認会計士でも入れて、このあたりの会計の透明化、これをぜひとも諮って、会員に分かりやすい会計経理事務を公表してもらいたいというふうに思います。これは町長にもお願いしておきますが、町長、どうでしょうか。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 地域交流館は、法人組合としてちゃんと組織されてやってるのでありますから、町長の私の立場からの施設を実際に持ちよる町長として、そこの中の運営まで入って行って、どうこうはちょっとできません。それぞれ組合員さんと、そこにおられる役員さんがしっかり話をされて、その状況を把握して、組合員の皆さんに報告する義務があるんだろうと、私は思っております。

○議長（林山 健二議員） 藤山議員。

○議員（2番 藤山 巖議員） 町長、必ずそういう私に言えば逃げの発言なんでございますが、指定にしたのは誰がしたんですか、町がしたんでしょ。指定管理制度そのものというのは行政処分、本来、行政でやるべきものですよと、こう書いてある、制度では。それは丸投げにしたのもええですよ。だから、尾道とかほかの町村というのはチェック体制というのを強化して、そうは言っても町民に分かるようなガラス張りの店にしよう、運営にしようということをやっているんですよ。町長の発言は、はなから、いやあれはもう内部のことですから内部の役員が決めて、会員が決めて、私ら入る余地はないと、そういうことであれば、指定を取りやめりゃええんです、まず逆説から言えば。誰が指定したんですか。町長が指定したんです、これは。そうでしょ。指定したんなら、ある程度介入して人を監督するちゅうのは当たり前なことなんです。さっき私は中国新聞の記事を言いましたね。だから、責任持ってやっとなら、それでも聞かんから直営にしましょう、他の町村はそういうふうに動いとるんです。

時間がありませんから、これで終わりますが、ひとつ逃げるもいいです。ひとつ前向きに、この店をどうすべきか、真剣に考えて町政の活性化に結びつけてもらいたいということをお願いして終わります。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 答弁の時間がないと言うたが、議長から許可をもらいましたがお答えします。

交流館は、御承知のように田布施町の顔として言えるぐらいに、私は安心を持ってやっていただいているものと思ってました。今、藤山議員の質問で、それほど問題になる、大きな問題になるかと、指定管理は町がやってる指定管理の6項目指定あるやつの一つの指定管理としてやってもらってます。

それはその法人がしっかりやってもらってるから指定管理するんであって、だめなところは指定管理だろうと、これは町は見直していきます。

○議員（2番 藤山 巖議員） 議長、私の時間内に収めてください。

○町長（長信 正治君） お話を申し上げておりますから、決して逃げてるという表現をされましたが、逃げておりませんし、皆さんのお話も承っております。そういうことだけははっきり申し上げてお

きます。

○議長（林山 健二議員） 終わります。

○議長（林山 健二議員） 以上で、藤山巖議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（林山 健二議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 4問あります。一括質問、一括答弁で、町長、教育長にお願いします。

まず1問目。田布施町の都市計画まちづくりと題してお願いします。少子高齢化で急激な人口減少社会の到来が予想される。田布施町民は、安心安全な従来どおりの生活を望み、今の生活スタイルが続くものとして危機意識を持たずに暮らしているのが現状だ。ここで考えてみたい。少子化で出生数の減少、高齢化で死亡数の増大で人口は減少する。人口の自然減は、あらゆる需要の減少である。今、田布施町には人口の大きな社会増は期待できない。人口の減少で全ての事象が縮んでいる。

例えば、商店の売り上げ、病院の患者数、学校の学生数など減少し、それに伴う働き手も必要なくなり減少する。田舎の田布施は都会に比べ、需要が小さい。縮む社会ではこの小さい需要が一段と縮む。都会は需要の絶対量が大きいので、何とかしのいでも、ここ田布施の田舎では成り立たない事業が発生する確率が高い。

流れを示すと、人口の減少、需要の減少、事業の縮小、廃業、働き手不要、都会へ人口流出、このような流れになると。働く場を求め、若者が都会に流出する負のスパイラルは防がねばならない。風船の空気が抜けるような、急激な縮みは絶対に避けねばと思う。田布施町民みんなが協力し、知恵を出し合い、未来を担う子供たちのため、1人でも2人でも多く、ふるさとに残れるような町づくりを目指したいものです。

昨年、地方消滅が大きな話題となった。田布施町は単独町政存続に向けたグランドデザインは描けているのか、お尋ねしたい。

2問目。小学校等の将来展望について。4月1日に麻里府小が麻郷小に統合となる。田布施町の新生児の数は、既に年間100人前後と減少している。さらなる今後の減少が懸念され、田布施町の小学校在校児童数が全域で600人未満となるのは、遠い先のことではない。小中一貫校の利点が叫ばれ、移行している学校がある。コスト、効率などを考慮すれば、町内に1校で十分と考えられる。将来に向けての適正な小学校の姿をお尋ねする。幼稚園、保育園についても、同様に将来展望をお聞きしたい。

3問目。人口増の対策はと題して。地域の活性化は、いかに人を集めるかと私は考えております。別の言い方をすれば、人口の増加こそ活性化の早道と言える。そのためには、若者の人口流出に歯止めをかけるか、新規住民の呼び込みが必要である。人口増加に、具体的にどのような対策を実施するのかお尋ねする。

4問目。インフラの維持管理と題して。公園、道路、河川の整備、補修などの作業は、今まで各地域のボランティアで行われていたが、少子高齢化により不可能となっている。地域からの要望による維持、管理を将来どのように実施していくのか、具体的にお尋ねします。

よろしくをお願いします。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、松田議員さんの御質問にお答えいたします。1点目は、田布施町のグランドデザインについてのお尋ねであります。

平成の大合併から10年が経過しましたが、私は町長就任当時より進めております、健全な行財政運営を念頭に置きつつ、本町のグランドデザインもあります。田布施町総合計画に基づき、さまざまな課題に取り組むとともに、将来を見据えた施策を展開してまいりました。財政状況は議員御指摘のとおり、町税、分担金、負担金など、自主財源の比率は増えておりませんが、国や県の補助金を積極

的に活用しながら、事業の実施を進めております。その結果、10年前の平成17年度の基金残高は5億円でありましたが、平成26年度末の約10億4,000万円となる見込みで倍増しております。

また、一般会計の地方債残高は平成17年度末は、約81億7,000万円でありましたが、平成26年度末の見込みは約67億5,000万円と、約14億2,000万円、17.3%の減となっております。少しずつではありますが、着実に財政状況を改善しつつあります。人口減少時代に入っている現在、日本全体、特に地方の人口の減少に歯止めをかけるため、国、県の総合戦略を勘案し、各地域の実情に応じた「地方人口ビジョン」と、「地方版総合戦略」を平成27年度中に策定することとしております。

平成23年度の策定しました、第5次田布施町総合計画の前期基本計画は平成27年度に終了するため、平成27年度中に後期基本計画を策定いたしますので、人口減少克服のための施策等を盛り込んだ、地方版総合戦略の内容を勘案して対応してまいりたいと考えております。

2点目は、小学校の将来展望についてであります。まず、将来に向けて適正な小学校規模とのお尋ねですが、平成20年2月に田布施町小学校適正化配置検討委員会から、「学校の適正規模として、1学年が50人から60人程度の2学級以上の編成を目指すことが、必要」と提言をいただいております。適正規模の考え方については、私もこの提言と同じであります。実際にはこの適正規模だけで学校の数を決めることができないのも事実であります。

次に、保育園と幼稚園についてですが、町内には現在、公立保育園が2園、私立保育園・幼稚園が6園ある。それぞれが特色ある保育・教育を提供されております。今年4月から実施される子ども子育ての新制度では、保育の基準などの充実が図られます。また、今後の多様な保育ニーズに対応するため、幼稚園から認定こども園への移行なども5年間の間で計画されており、各園がさらに特色ある魅力的な保育教育を実施していくこととなります。今後、少子化は進んでいくと考えられますが、そうした中で、本町のみならず、近隣からも入園希望者が集まるような経営手腕を問われるために、各園それぞれが切磋琢磨して、ともに発展していくことが大切ではないかと考えております。

ここで、教育長の答弁を間に入らせていただきまして、その後、次の点を御答弁させていただきます。

○議長（林山 健二議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） それでは、教育委員会の範疇に関わる点について、お答えいたします。

1点目は、本町の小学校における近い将来の児童減少に対応した、小学校の適正配置について、町内1校制にしてはどうかというお尋ねでございます。お答えいたします。

児童数の推移を見ますと、現時点における平成27年度入学予定者数は136名ですが、平成30年度には102名、平成31年度には100名、平成32年度には90名と、さらに減少していく傾向にあります。ちなみに、平成26年4月2日から平成27年3月3日現在の出生数は77名となっております。こうした事態に対応すべく、小学校の適正配置につきましては、平成19年に田布施町小学校適正配置検討委員会の答申を受けて、平成20年6月に田布施町教育委員会では、小学校の適正配置に関する基本方針をお示しをいたしております。基本方針でお示した適正配置についての基本的な考え方につきまして、要約して申し上げますと、1点目は「複式学級の回避」であり、2点目は町長も触れられましたが、「将来にわたり1学年50から60人程度の2学級の編成の確保」、この考え方は今も変わっておりません。

学校統廃合に関しては、国におきまして、本年1月に「公立小中学校の統廃合に関する手引き」の策定を公表、通知しております。そこでは、1学年1学級以下となる、小学校の6学級以下と、中学校の3学級以下で統廃合するかどうかの検討を自治体に求めております。こうした方針等を勘案した場合、当面は現状を維持していけるものと考えておりますが、今後に向けては、先の小学校の適正配置に関する基本方針でお示ししているような、2校体制による小学校の再編成を議論するような状況にならないように、願っているところでございます。

以上です。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、3点目の人口増加対策についてのお尋ねであります。本町の国勢調査人口は、昭和60年までに上昇傾向で推移しましたが、それ以降、微増減を繰り返し、近年は減少傾向となっております。これは、出生、死亡の差による自然減少において減少傾向が続いていることに加え、転入転出の差による社会減少においても、マイナスの傾向が表れてきたことによるものであります。

第4次総合計画までは、目標人口を実績値より上回る推計値で設定し、各種施策を実施してまいりましたが、人口増加傾向に転じることはできませんでした。このため、平成23年度4月に設定した第5次田布施町総合計画では、初めて「人口の増加を見込むことは困難」として、国勢調査人口で平成17年度実績が1万6,287人を平成32年度の目標人口を1万5,300といたしました。この目標人口の設定は、平成32年の推計人口に、約150人を加えた数値であります。

少子化等により、現在の日本は人口減少時代に入っており、人口増加対策ではなく、国と地方が一体となって、人口減少の克服を基本姿勢とする地方創生の取り組みを行われています。本町におきましても、平成27年度に地方版総合戦略の策定を行いますが、国の補正予算により、地方創生先行型の交付金が約3,000万円予定されておりますので、その事業費を盛り込んだ費用を、3月補正予算に計上しております。この交付金の実施計画書は、事前協議が終了し、3月初旬に国へ正式提出した段階であります。大きく5つの事業に区分しております。

1つ目は、田布施町地方創生総合戦略策定事業であります。これは、地方創生戦略計画を策定するための委員報酬や印刷製本費などの経費と、小学校が閉校となります麻里府地域の活性化計画の策定費用であります。

2つ目は、田布施I J U促進事業であります。主な内容は、平成25年度より取り組んでおります地域おこし協力隊員を、引き続き平成28年度より実施するための募集経費や移住推進を行う協議会を新たに立ち上げ、本格的に暮らしツアーや広島でのPRを実施する田布施町独自の事業と、柳井地域の1市4町で取り組む広域移住定住促進事業などです。

3つ目は、しごと支援創生事業で、主な内容は空き家等の調査や利活用を行う事業を初め、サテライト方式等を推進してできる環境整備とするため、民間会社に助成する事業、町のホームページを県外移住者が求める仕事・生活関連等の情報に効率的に結びつけた、また効果的に情報発信できるスマートフォンなどの活用のできるようにする改修事業及び柳井地域合同就職面接会の実施事業です。

4つ目は、観光開発関連事業であります。これは、観光協会が実施します観光パンフレットの作成、観光資源・特産品の掘り起こしや柳井地域での観光関連事業などに対して、補助を行います。

最後の5つ目は、周産期医療支援事業であります。これは現在、柳井地域の分娩施設が1施設となったことにより、人的支援など分娩体制を整える支援を、柳井地域1市4町で行うものであります。

これらの5つの事業は、地方版総合戦略の中に盛り込んでまいりますが、この他にも従来からあります国や県の創業支援などの事業や、国・県の総合戦略に基づく事業などを考慮し、田布施町の現状に合い、人口減少問題に効果的・効率的な内容であるかなどを検討しながら、平成32年を目標に実施してまいりたいと考えております。

次に、4点目はインフラの維持管理を将来どのように実施していくのかのお尋ねです。まず、現状の維持管理についてですが、公園につきましては、各自治会等と管理委託を結ばせていただいておりますし、道路や水路の川浚いにつきましては、各自治会の一斉清掃等で主に行い、一部は町の直轄管理としてシルバー人材センターへの委託を行っております。また、各地域からの要望については、基盤整備事業や道路修繕や道路補修等で対応しております。

次に、どのように維持管理をしていくのかということですが、町道だけで延長162kmにのぼり、その他農道や赤線、青線の水路等もごさいますので、全てを行政だけで維持管理していくことは困難



であります。仮にそうなれば、莫大な維持管理費用も毎年かけていかなければなりません。このため、町といたしましては地域の実情等もお聞きしながら、できる限り住民と行政とが協力し合い、この美しい田布施町にいつまでも維持していくことができるよう、お願いしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（林山 健二議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） それじゃあ、1問目からいきます。

基金は5億円だったのが増えたというふうな答弁をいただきました。しかし、先ほどの藤山議員の質問の中にも、自主財源がピーク時は約40%あったのが、今は3分の1ぐらいまで自主財源の比率が下がってるというふうな話が先の質問でありました。それで、ちょっと数字を出しながら話を進めていきますが、自主財源、確か19億円で、そのうち人件費が10億円強で、確かに町役場職員大量退職、大量採用で若返って、今が人件費の底かもわかりませんが、確か来年度はこの人権費も若干の伸びを示していく、今後はますます人件費が伸びていくような傾向にあって、その自主財源も少ない、人件費は伸びる、やらんにゃいけん道路維持管理ら含めて、ますます地域高齢化していきますから、先ほど町長、行政と地域で協力していかんにゃいけんという、そういうお話でしたが、地域の協力も得にくくなるという自主財源が乏しくなるような状況で、今後行政の仕事が大変やりにくくなるんじゃないかというふうに懸念しています。

ほかにもまだあります。ちょっと読ませてください。

総務省が発表した地方の2013年度決算によると、財政破たんが懸念される自治体はゼロ。夕張市を除く全ての自治体が地方財政健全化法が定める4つの指標をクリアしたと。自治体のエンゲル係数と呼ばれる経常収支比率です。13年度は91%。税などの毎年決まっている収入に対し、社会保障費など必ず生じる支出の割合比率が高いほど、財政自由度が乏しい。田布施町は経常比率これが増加傾向にあると思います。数字的にも全体の平均91.6%を超えてるというふうに覚えております。将来的な、この経常収支比率です。財政の硬直度を表しますが、この将来的な数字の予測というんですか、見込みというんですか、町にはあるのでしょうか。あれば、教えてほしいと思います。

もう一つは、増える社会保障費や自主財源の減少で、将来、夕張市のような財政破綻の可能性というのは田布施町はどうなのか、お聞きしたいと思います。この2点、教えてください。

○議長（林山 健二議員） 亀田企画財政課長。

○企画財政課長（亀田 典志君） 経常収支比率につきましては、確かに国の91.4%以上に超えて、25年度でありましたら97%という、これは弾力性が全然ないというような状況であります。先ほどから言われますように、自主財源比率のことに對しましてもそうでありますけど、やはり経常的な支出が多いということで、そこの比率が出てくるということでもあります。今後の展開につきましては、私どももこの経常の支出、それから収入、自主財源の比率、収入につきましても、その確保につきまして、先ほど藤山議員の御質問にも答弁させていただきましたけど、収入体質の強化等々を行ってまいりますし、今回の地方創生ということで、田布施町に新たな事業、産業、創業という形で、しっかり考えてまいりたいというふうに思っております。

それから2点目の、夕張市のような形の再建団体にならないかということでもありますけど、この4つの指標というのがありまして、これにつきましては、どんどん今良くなっている。先ほどの基金とか、あるいは地方債とか、特に地方債の関係が多く支出に出てくるものが多いわけでありまして、先ほどの町長の答弁でもありましたけど、支出的には今、良くなっている状況でありますので、夕張市のように再建計画を立てなきゃいけないという見通しは、今のところ全然ありませんので、そのことは申し上げたいと思います。

○議長（林山 健二議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 先ほどの、また再度、藤山議員の質問を引用させていただきますが、質問の中で自主財源が乏しくなって、町長を初めとした報酬もカットせんにゃいけん、議員の報酬も

カットせんにゃいけん、そんな時期がなんか5、6年ぐらいの先ぐらいにゃあ、ふが悪かったらくるんじゃないか、そういう懸念をしとるていうふうな意味のことを、先ほど言われたんです。僕ですね、行き詰ってから対策を打つんじゃないくて、もっと早く、例えばどうせカットするならもう少し前からカットをして、そのカットしたお金を町長を初め特別職の皆さん、あるいはここにおります議員のみんなが、行き詰って対策を打つんじゃないくて、少し前からそれを何かプールして、町おこしのために使えるようなことも進められると面白いなというふうに思っております。

1 問目は自分の思いを言いまして、次の小学校等のことについて質問したいと思います。私は、コスト削減で、小学校あるいは幼稚園、保育園、どんどん統合して、早期に学校であれば小中一貫校の実現を望んでいるわけではありません。学校や公民館は地域活動の核です。なくすということは、その核がなくなるわけですから、地域の活性化にこの方向からいけば、逆の方向に進んでいくというふうになりますんで、たとえ田布施の自主財源が乏しくても、頑張れるうちはみんなで頑張って、地域の理解を得ながら続けていくほうがいいというふうに私は考えております。1つ教育長にお尋ねしたいのは、小中一貫校の利点がよく新聞等に載りますんで、教育長として小中一貫校、これにはどういうふうに考えておられるか、この点だけお聞きしたいと思います。そして、次の質問にいきたいと思います。

○議長（林山 健二議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 小中一貫については、いろんな論議がされておりますが、一般的にされているのは極小小学校、極小中学校の統廃合ができないような、非常に統合が難しい、距離が数十キロも離れたような学校の中では、もう小学校も中学校も統合できないと。それよりも小中一貫で、1つの校舎の中で、今、山陽小野田市に1校ありますけど、同じ建物の中で同じようにやっていくという形をとって、これから増えると、大島もそういう方向が検討もされているようです。これはそういった面では、少しでも先生の指導体制が充実するということがあると思います。加えて、マスコミ等で行われていることは、いわゆる中1ギャップといいまして、小学校は担任制、中学校は教科担任制になりますので、その間で子供たちが非常に戸惑いは感じるような、昔からあったことではありますけど、今はそういうのが多いと。

これについては、今、田布施町においては中1ギャップの弊害は、いわゆる小学校5、6年の教科担任制を今、4小学校、来年になりますけど全て行くといい形で、こういったものは取り払われる。大きな問題は、非常に小さい小学校と中学校がどんどん統合していっても、これは今議員がおっしゃるように、地域に学校が1つもなくなる。それよりは小学校と中学校を一貫にして、少しでも小中で学校を残していくという形が多くなっていくんじゃないかと思えますし、これが今から、私も個人的には賛成です。

ただ、ここで問題なのは小中の教員が乗り入れをしなければなりませんので、それぞれ教職員全てが小中免許を持っていないとできないと。特に小学校の先生は小学校の免許を持った上に、中学校の教科別免許証があると。これが9教科そろそろ。全部取らなくても、そういう大きな障害があります。だから、こういったものを、やはり山口県教委も小中高等学校の免許を持って一括して採用して、それを今後は小中高、今、秋田はそういう形をとっています。ですからそういう形というふうな、いわゆる大きな県教委を含めた、人事が県教委ですから、そういった面を、免許のことも考えていかないとなかなか難しいということで、今議員がおっしゃるように、小中一貫校というのは、今非常に効果があるのは、本当に小さな村とかそういったところで、学校がなくなるのを小中一つにして、最低限ここで学校を存続させようと。これは非常に効果があるし、私もいいことだと思っております。

田布施町の場合は非常に小さい、狭い中での学校ですから、小中、規模も言うても、これまた大きな学校の規模ですから、なかなかその辺の心配はないと思えますけど、先ほどおっしゃっている小学校のというのは、先ほど申し上げた通りでございまして、そうならないと思っておりますけど、できるだけ多くの方が住んでもらえるような、そういう取り組みを我々も頑張りたいと思っておりますが、議員

さんにも御尽力をいただけたらというふうに思います。小中については、そういう考え方と捉え方で私は考えております。

○議長（林山 健二議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 次にいくと言いました。人口増対策ですが、2の先ほどの2番目の項にも関連して、今、子ども子育て支援ということが非常に叫ばれて、この子育てのしやすい環境の町をつくれれば、人口の社会増を望めるかもわかりません。若者に対して、子育ての支援策として、この田布施町では幼稚園、保育園なんですけども、小学校に上がる前の子どもたちですが、他市町に預ける、あるいは他市町の子供たちを受け入れるというふうなことが、現在、可能なんでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（林山 健二議員） 川添町民福祉課長。

○町民福祉課長（川添 俊樹君） 現行の保育園の制度で、田布施町に住民票があつて、例えば光とか徳山の保育園に行くというのは可能ですし、逆に例えば平生とか柳井から田布施町のほうの保育園、実際におられます。人数的に言えば、他市から町に来られる方が40名ぐらい。それを逆に田布施町の方が他市の保育園、大体20名程度ぐらい、いらっしゃいます。

○議長（林山 健二議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 経費的には受けるのが多いのと、預けるのが多いのとは、どっちが田布施にとっては得なのでしょう。田布施の人が他市に預けるんですよね、職場の関係とか。それと田布施に受け入れてもらう。

○議長（林山 健二議員） 川添課長。

○町民福祉課長（川添 俊樹君） 実際の市町の保育料で預かってますんで、だから田布施の方が他の、例えば光市の保育園に行かれても、田布施町が決めた保育料でやってますから。だから全体的な措置費というのは国の基準で入ってきますんで、だから保育料に関して言えば、どっちが得かどっちが得でないかというのはあると思いますけれども、全体的な流れはその町での保育料を基準にして、それぞれが預かる。で市町で、そのやりとりを行っておるというような状況なんです。勤めの関係なんかで預けやすい市町に預けたい。幼稚園なんかであれば、例えば、特殊なというのは、それは自由であると思いますけども。得とか得でないとかというのはあまり、ちょっと経済的な面は分かりません。状況はそういう状況です。

○議長（林山 健二議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 申し訳ないんですが、僕は他市町にまたがって預けたり、預け入れたりはできないっていうぐらいに思っておったんです。田布施、具体的にこういうふうなことを実践されているわけですから、若い人にもっともっと宣伝して、どうせ家建てるなら、子育てなんか子どもを預けるところ関係なしに、保育なんかはできるから、田布施に、あんまり大きい声じゃ言えませんが、水道代は高いかもわかりませんが、田布施便利ですから、田布施に家を建ててくださいよというふうな、こういうふうにとんどん宣伝していったらいいっていうふうに思ってます。

それじゃあ、最後いきます。

住民対応でお金がないので、何もできんと。職員がこういう話をするっていうことを、よく聞きます。住民の皆さん方が、どうせ役場へ言うてもダメなんじゃけえ、言わんというあきらめ。何も言わなければ改善されないし、改善の見込みもないと思います。住民の地域への関心が薄れると、安心安全なまちづくりに向けた、いい方向の活動もできなくなるというふうに思います。

町役場職員、先ほども言いましたが、随分若返りました。自主財源がなくて、経常比率が高くて、非常に動きが取りにくい現状があるかもわかりませんが、行政と住民が協力、話し合つて、地域活性化に向けていい田布施町、いいまちづくりができればっていうふうに、私思ってます。

終わります。ありがとうございました。

○町長（長信 正治君） 質問じゃないけえ。（「それじゃあ、座ります」と呼ぶ者あり）

○議長（林山 健二議員） はい。

○町長（長信 正治君） すいません、松田議員さんが言われましたやつに対して、一方的に言われただけで、私のほうから答える権利がないんですが。質問じゃないんでそこはないんですが。今の先ほど前議員さんの質問に対して関連して、町長以下3役の給料は、18年度からずっと下げて、一切上げないできております。早くからそういうふうのやれと言われましたが、それ以上下げてもええもんならそりゃあ下げたいですが、現状の中においてはそれで18年から8年間、そのまま下げて一切いってません。途中で議員さんにも協力をいただきました。職員にも協力をいただきました。財政再建という意味からいって自主財源、もちろん確かに厳しい田布施町ですが、努力は一生懸命これからもしていきますし、議員さん方から言われることは真摯に受けとめて、やっていくつもりであります。

それと、正直申しまして交付いただいている、国の交付。本町は正直言いまして、いろんな交付金の対応が法律の関係でちょっとない。過疎債もなければ離島もなければ、そういうふうな状況中で、他の自治体と比べて非常に厳しい財政運営をされてますが、一生懸命、議員含め皆さんの努力のおかげで何とかやりくりしながらやってきている。

そして、今最後の質問にありました、銭がないから町に言うても何もやってくれんのじゃけえという話でしたが、そういう答え方は町の職員には、私は言うては困ることと言わせてないつもりなんです。もしそういう状況で、町の職員の中にそういうのがおりましたら、ぜひとも言ってください。話を聞かないで、ただそういう回答は決してしてないはずですよ。ですから、住民の皆さんから本町に対して要望、あるいは町としてやるべき項目で、いろんな予算を含めた話があったんなら、銭がないから町はできませんというような話を冒頭から申し上げるようなことは一切ありません。私はそう思っています。ちゃんと話を聞いた上で、その説明をしっかりと納得してもらって初めて、住民の皆さんに理解をいただくというのが町の方針でありますから、もしそういう認識で議員さん方がおられたら、非常に困りますので。また、それぞれ議員さんも職員にはちゃんとと言える権利を持っておられるんですから、お前そういう言い方ないだろうと、しっかり話を聞いてから答えるよと言っていただくのが本当の行政の運営の仕方であり、議員さんと執行部のお互いの関連としてやっていける町政だというふうに思っています。

その辺は、ひとつ、よろしくお願ひします。

○議員（3番 松田規久夫議員） 先程、終わったんじやが、まださっきの1時間ちゅうんじやだめかね。じゃあ、10%、15%、認識不足でした。うっかりしておりました。

○議長（林山 健二議員） 以上で、松田規久夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（林山 健二議員） 暫時休憩します。

午後3時17分休憩

.....

午後3時25分再開

○議長（林山 健二議員） 次に、石田修一議員。

○議員（12番 石田 修一議員） 通告どおり4件の一般質問をします。一問一答方式でお願いします。

それでは、1問からまいります。答弁者は町長でお願いします。麻里府小学校の閉校後の活用について。

平成27年3月で、明治5年から続いてきた歴史ある麻里府小学校が麻郷小学校に統合し、閉校となる。麻里府小学校は、地域活性化には必要な施設でありましたが、現在、複式学級で児童数も減少の一途をたどり、児童の教育環境、児童の将来を考えたとき、今回の麻郷小学校への統合はやむを得ないことだと思っておりますが、地域住民としては、断腸の思いで決断いたしました。

ところで、現在までの麻里府小学校は、地域の子どもたちの遊び場や地域の交流の場でもありました。閉校後も地域の子どもたちの遊び場や親子のふれあいの場、そして地域の交流の場にするために整備をしていく考えはあるのかどうか。学校跡地、跡施設についてどのように考えておられるのか、町長の見解をお尋ねします。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、石田議員さんの御質問にお答え申し上げます。

麻里府小学校につきましては、保護者・地域住民の皆さんの御理解と御協力をいただく中で、平成27年4月1日に麻郷小学校への統合を実現することができました。石田議員さんにおかれましては、地元議員として大変御尽力をいただき感謝いたしております。

さて、統合後の麻里府小学校の跡地の活用についてであります。閉校後も運動場、体育館はこれまで通り子どもたちの遊びの場や地域の交流の場として、御活用いただきたいと思います。校舎につきましては、老朽化が進み耐震性もないことから、一般に御利用いただくことは考えておりませんが、埋蔵文化財調査業務にあつて数年間、作業室等が必要となりますので、この使用を予定しております。

なお、今回、御提案いたしております3月補正予算で、国の地域住民生活等支援のための交付金を活用した麻里府地区活性化計画策定事業として、200万円を予算計上いたしております。こうした地域活性化の検討を踏まえながら、地域の方々とも十分話し合いながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（林山 健二議員） 石田議員。

○議員（12番 石田 修一議員） 再質問であります。町長は農業もやっておられましたし、麻里府にはしょっちゅう来ていただいておりますので、学校の状況というのもお分かりと思いますが、運動場は今のまま放置されますと、すぐ雑草が伸びてしまいます。イノシシの遊び場になり、すぐ荒地となってしまいます。そういうこともあつて、運動場、体育館、そしてこれの整備について、特別にお願いいたしましたけど、この件については、ひとつ積極的に御検討願いたいというふうに思っております。

今、校舎の件についてお話がありましたけど、できましたら校舎は取り崩さずに、何とか修復して活用することはできないだろうかというふうに、地域の方は思っております。学校にはインターネット回線があると思いますので、これを有効活用してふれあいのパソコン教室、そういうふうなのに利用したいという声もありますし、まあ、こういうことなれば、高齢者にとっては、頭や指を使う認知症の予防にも効果があるわけでございます。

また、麻里府地区は、御存じのように台風が来た時に一番被害が大きいところでございます。インターネットで気象庁の台風予報、アメダスの予報を的確に、早くつかむことができるわけで、防災にも役立つと考えております。また、地域の方とお話しますと、生涯学習とか産直市場、臨海学校、NPO法人の事務所とか、いろいろ意見が出てまいります。そして、先ほど言われました体育館、これは音響に非常に優れているのでございまして、コンサートをしてはと。

地域住民もいろいろアイデアを持っております。先ほど、教室の一部を利用するというふうなお話もありましたけど、これは、この学校の施設については、行政だけで進めるということではなくて、地域住民と情報を共有化して、そして積極的に話し合いの場を設けていただいて、地域住民と連絡取り合つて、そしてお互いに納得のいく施設利用ということを考えていただきたい。これ、切にお願いしたいんですが、答弁をお願いします。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 以前からも、地域の皆さんから御要望いただいております通り、学校跡地についてはしっかり地域の方と話し合いをしながら、一番理想的な跡地利用ができるようにということで進めていきたいというふうに思っております。

先ほど御答弁申し上げた件は、体育館等については、もう完全に耐震ができておりますが、旧校舎

につきましてはちょっと耐震ができておりませんし、また安全面からみてもほんとは早く解体しなけりゃいけないかも知れませんが、現状段階で解体費用は一切利潤の残らない費用になってしまう部分もあるし、今現在、即 I S の関係から言うても、すぐ除けなさいというような耐震でないために、一時的には、少しあそこを、埋蔵文化財の作業工程的に少しきつところがありますんで、使わしていただくという気持ちであります。

その以降については、いろいろともう一遍、耐震関係のほうの再度チェックをかけまして、軒先のようになっている部分が影響があるのか、建物全体に影響があるのか、その辺はちょっと私もよく分かりません。廊下あたりの軒先部分に、非常に影響があつて、耐震がないのかということになれば、少し工夫を変えることによって、安価な費用で耐震的なことがかなうんなら、それはやはり、地元利用で御希望があれば活用の検討も考えなきやいけないかなというふうに思っております。

また、地域と協議をさせていただくことをお願い申し上げます。

○議長（林山 健二議員） 石田議員。

○議員（12番 石田 修一議員） 今、町長のほうで積極的な御答弁いただきましたが、実は、何とか今の施設を、校舎を活用できる方法はないかというふうに考えましたので、実は、最近の情報で上組に産廃の埋め立てというふうな情報も出ておまして、実は、我々、この歴史ある麻里府小学校が閉校になるという矢先の、町民の神経を逆なでするような情報なものですから、学校は閉鎖、そして産廃の埋め立てというのが麻里府にできるということになりましたら、非常に我々住民としてショックは大きいもんですから、とにかく、この校舎の活用ということで、何とかそちらの方を優先的にして、地域住民としては考えていきたいと思っておりますので、前向きにぜひ御検討をお願いしたいというふうに思っております。

それでは、2問目にまいります。答弁者は、これは教育長と町長にお願いすることになる思います。ほとんどが教育長お願いします。麻里府小学校統合後の児童の環境について。

麻里府小学校の児童は、1学年1人か2人のごく小規模な学校であります。そういう学校から中規模校へのそういう環境へ、環境は大きく変化するわけでありまして、専門のスクールカウンセラーの配置や相談室の設置など、児童のケアはどのようにされているのか。まず、これが1問目でございます。

続けて申し上げますけど第2。バスの運行は、朝1便と思いますが、下校時は、低学年、高学年と時間差があると思います。下校時は何便まで用意されているのか、また、麻里府地区には麻里府地区に着いてから防犯パトロール、特に冬場については考えておられるのか。現在、下校時には防犯パトロールの方の御協力をいただいておりますので、この点についてどうなっているのか。

それから3番目。これは町長のほうへ伺いますが、現在、麻郷小学校の児童クラブは満員と聞いております。麻里府の児童の児童クラブの利用はどうなっているのか、この点について。

4番目。複式学級にはA年次とB年次とがあると聞いております。平成26年、本年度です、これは、B年次で現在の1年、3年、5年生。これは遅れた間、図工、音楽、英語、体育、生活、そのほかにもあると思いますが、A年次すなわち麻郷小学校の授業で、この27年度ですか、調整されるというふうに聞いておりますが、その対応はどのようになっているか。

以上の4点をお伺いします。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは2点目の件の3番目を私からお答えさせていただきます。

現在、麻郷児童クラブの利用者は39名で、現定員の40名を下回っております。平成26年の年度の当初は、数名の待機児童がりましたが、途中退所などにより待機児童は解消しております。また、麻里府小児童クラブにおける現在の利用者は1名です。

本年4月1日の麻郷小学校への統合後には、麻郷小児童クラブを利用させていただくことにはなりますが、麻里府小児童クラブの利用者で、麻郷小児童クラブを利用される児童はありません。

しかしながら、平成27年度募集では、麻郷小児童クラブに53名が入所を希望されて、定員を超えるため、対応を関係者と協議中であります。なお、図書室や空き教室を利用して児童クラブを開設することについて、麻郷小学校と協議いたしましたが、図書室は管理面で利用が困難とのこと。また、空き教室も当分の間はないということでの回答をいただいております。

残りの件につきましては、教育長より御答弁させていただきます。

○議長（林山 健二議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） じゃあ、失礼いたします。

それでは、麻里府小学校の統合問題に対しましては、御理解と御尽力を賜り厚くお礼を申し上げます。統合に向けては、何かと御心配をおかけしておりますが、児童のスムーズな受入体制の整備に向けて鋭意努力をし、準備を進めておりますので、今後とも御支援のほどよろしく願いいたします。

それでは、1点目のスクールカウンセラーの配置や相談室の設置等麻里府地域の児童へのケア体制についてお答えいたします。

本町の小中学校における教育相談体制については、スクールカウンセラーの配置等県のスクールカウンセラー配置事業を活用して、児童がスクールカウンセラーに気軽に相談できる体制の整備を、ずっと現在進めております。ただし、中学校を中心とした時間配分が設定されており、小学校への配分時間は限られたものとなっております。ちなみに、麻郷小学校では4時間分となっております。

このため、このたび町の単独事業としまして50時間分のスクールカウンセラー配置予算を計上し、麻里府地域の子ども、児童や保護者が安心してスクールカウンセラーに相談できる体制を整えたところでございます。

加えまして、来年度、国より、文部科学省より「学校統合に係る加配教員の配置事業」の活用が認められる予定になっております。そのため、1名の教員が定数以上に配置されることにより、きめ細かい指導が可能になります。

なお、教育相談室の設置につきましては、既に専用の教育相談室が配置済みになっておりますので、プライバシー等を配慮した児童、保護者のケアに十分対応できるものと考えております。

2点目はスクールバスの運行計画及び下校時における防犯パトロール体制についてのお尋ねです。

児童の下校は、低学年と高学年で異なるため、低学年と高学年のそれぞれに対応できるよう2便を考えております。また、新1年生は、入学当初は下校時間がそれよりまだ早くなりますので、その期間は3便運行する予定です。

次に、登下校時の防犯パトロール体制につきましては、既に麻里府地域の防犯パトロール隊から計画案を示していただいております。登校時はスクールバスの停留所まで自主パトロール。下校は、通常、今までのような形に加え、月1回の青色パトロール隊で巡回パトロールされるなど、ほぼ従来通りの体制が整えられるとのことですので、御安心いただけたらと思います。

3点目は、町長が申しあげましたので、4点目の教科指導についてお答えします。

麻里府小学校の複式学級のための教科指導につきましては、国語、算数、理科、社会については、学年別指導で、いわゆる1年単位でひとくくりでやっております。図工、音楽、生活科については、2年くくりであるため、御指摘の体育、家庭科、外国語活動についてA、B年度方式で実施してまいりました。

A、B年度方式の体育、家庭科、外国語活動につきましては、途中から統廃合等がある程度決まりました途中から、学年別に切り替えて指導の工夫をしまいましたが、多少の未履修部分が生じることに、御指摘のようにあります。そのため、麻郷小学校において未履修部分が学習できるよう、既に対応策についての引き継ぎがなされておまして、新年度については未履修の部分を補えるような教科指導計画の作成、あるいは教育課程が編成をされるようにしております。御安心いただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（林山 健二議員） 石田議員。

○議員（12番 石田 修一議員） いろいろ気を使っていたいておるようでございます。この度、どうしても児童、保護者、これは我々以上に不安な状態にいると思いますので、常に現場のほう、状況を把握をしていただきまして、カウンセリングなど速やかな対応を、ぜひお願いしたいと思います。これには、教育長、代表されまして、再度、御答弁願います。

○議長（林山 健二議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 御心配をお掛けして本当申し訳なく思っております。今、おっしゃられたことは、この中でも課題となることとございますので鋭意、心を掛けて、そういった子供たち、保護者の方が不安が重ならないように、何か不安があればその都度、解消していただくように学校長等とも連携を密にとりながら、学校教育課、事務局等全てを対象として対処していきたいと思っております。何かまた、お気づき等あれば御指摘いただけたらというふうに思います。よろしく願います。

○議長（林山 健二議員） 石田議員。

○議員（12番 石田 修一議員） それでは、3問目に移ります。3問目は、町長、答弁者は町長に願います。水道事業の安定供給について。

昨年9月議会で、田布施・平生水道企業団や柳井広域水道事業の問題について、一般質問したように、山口県下で一番高い水道料金であります。この現状では、企業誘致は困難であります。第一に柳井広域水道企業団の水価引き下げ等積極的に協議すると、町長は答弁されましたが、その後についてお尋ねします。

第2。人口減少時代を迎え、水道需要は今後減少していくと予想され、さらに効率的な行政運営が必要と考える。柳井広域全体で水道事業のあるべき姿をどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それではお答えいたします。

田布施・平生水道企業団は、現在、柳井地域広域水道企業団からトン当たり120円、1日当たり5,650トンの責任水量で水を購入しております。このため、柳井地域広域水道企業団の水価は、田布施・平生水道企業団の経営にとって大きな影響があります。

この水価について、柳井地域広域水道企業団では、平成27年度において見直しが予定されております。見直しされる水価について協議があれば、少しでも下げられることができるように要望してまいりたいと考えております。また、責任水量の見直しについて、引き続き協議してまいります。

一方で、水需要の将来的に減少すると見込まれる中で、柳井広域全体の水道事業についてのお尋ねですが、効率的な行政運営を考えるなら、現行体制を維持したまま、さらなる経営改善を行っていくことについては厳しいものがあります。柳井地域の他の構成団体とも連携し、広域全体での水道事業をどのようにすべきか、統合の可能性を含め検討を進めていくべきと考えております。

以上です。

○議長（林山 健二議員） 石田議員。

○議員（12番 石田 修一議員） 本町も人口減少が続いておりますが、人口減少を食いとめるために、また、若者が定住する町、就労できる環境をつくる。このことが重要であります。先ほどの一般質問にもありました。企業を誘致するためには、どうしてもまず第一にやって、改善しておかないといけないのが水道料金の引き下げであります。これは避けて通れない問題だと。これもう町長と水道議会でも何回も協議しておりますので御理解いただいておりますというふうに思いますが、具体的に申し上げます。

山口県の家庭用水道料金の平均は1,150円、これは10立方メートル当たりの。だから県下いろいろ基準がありますからそれであわさしていただきますが、山口県の平均は1,150円。岩国市、この近辺でいきます、岩国市が598円、下松市は750円、光市は860円、隣の柳井市は



1,410円、田布施町は2,079円。

工業用水にいたっては、岩国市、下松市、光市は家庭用水の約半分以下の、半分より下と思います。以下の金額。正式にはつかんでおりませんが、半分以下です。柳井市は工業用水、工業団地は950円。本町は家庭用水と同じ2,079円と、こういう状況が続いておるわけです。

これは、長信町長、動いてないんじゃないかと動いておられますから、そのことも申し上げますと、長信町長は平成23年に、柳井広域水道企業団に対して、副企業長の平生の山田町長とともに、責任水量5,650トン、これを4,000トンに変更するために動いておられます。

すなわち、柳井広域水道の水価、これは1,290円を責任水量を下げるといって田布施の浄水場です、ここの。この水価は大体どのぐらいになるかと言いますと、約600円になります。柳井の広域水道は1,290円。ここの田布施の上水を使いますと約600円。この水道料に、差し引きの1,650トンでも安いほうを使えないかということで、水道料金の引下げ交渉をされております。しかし、これは不成立に終わっております。

しかし、この行動については、1回限りでなくて引き続き交渉を続けていただきたい。この点について御答弁をお願いします。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 一生懸命、水道料金については努力してるんですが、これまでのいろんな経緯がどうしても絡んでまいりまして、話が前に進まない状況が続いておりますが、先般、県の新たな知事に対しては同じように要望しました。

担当のほうの関係では、いろいろ考えなきゃいかんということで、県下でもトップクラスの高い水だということで、県の進めている企業誘致を含め近隣を含めて、この地域に産業発展のひとつの基盤ができない大きな要因ですよということでお願いをして、何とか考えていかなきゃいかんという返事をいただいておりますが、結論めいたものはまだ出ておりません。これからも引き続き、しっかりと努力してまいります。

○議長（林山 健二議員） 石田議員。

○議員（12番 石田 修一議員） 長信町長、これ、私はこの部分についてはもう少し、これしつこく、強行をお願いしてもいいんじゃないか。だけど、田布施町だけでできる問題ではありませんので、これ、柳井管内で、柳井広域でこれが1本にまとまるのが大事で、ちょっと私も少し調べてみましたのですが、厚生労働省から広域水道整備計画。これは平成25年12月31日現在で、全国の広域水道整備計画策定状況を出しております。

その中で、山口県ではこの東部です。東部圏域、柳井広域水道。だから、柳井、大島ブロックという形で出ておりますが、この整備計画が作成されております。これは、昭和60年に策定し、平成22年が目標年度というふうな書類には出ております。もう平成27年でございますが、整備計画の基本、これがどういうふうな、これ昭和60年に策定された整備計画の基本であります人口、この人口推計が実際と大幅にかけ離れておるわけでありまして。

平成22年の目標年度、最終年度です。このときの人口推計というものは、これ、国、県それから長信町長の前の前になりますけれども、どうなりますか分かりませんが、その柳井管内の主だった人との話し合いで、テーブルにのったのが22年度の人口推計については12万7,000人という形で出とる。実際には、どのぐらいの人口になっておるかという、御存じのように6万ちょっとです。6万2,000人といいますか、3,000人といいますか。

といいますのは、目標、そういうふうな基本計画を出したもとというのが、人口が伸びるとということで、12万7,000の人口推計のもとに責任水量というのは決められておる。だけど、人口は実際に半分になつとるわけで、そのときのメンバーというものは国交省、県、それからこの柳井広域、だから柳井、大島、田布施、平生、上関それから岩国の一部由宇、だから岩国市が入つとると思うんですけど、そこで決められたこれは責任水量です。

そして、この責任水量、22年で終わってますけど、今度は、22年以降のその責任水量、その他の整備計画について、その事業について見直しをするということになっておりますが、その後、私が調べた資料では見直しはされておられません。間違いだったら、これはポシャっていただいても結構ですが。

その整備計画自体は平成22年から、もう27年になってますけど、長信町長は平成23年に平生町長と一緒に、強行にお願いされたと思いますけど、まだ、私から言えば、まだまだ思い切って何回も交渉されてもいいんじゃないか。

国交省が出したけど、県がつくり上げたその資料には、これは22年以降の分についてそういうひずみがあった場合には見直ししましょうと、そういう項目もあります。だから、そういうことを、その資料をもとにしてしっかり交渉していただきたい。そうすることによって、この企業誘致、これもやりやすくなるんじゃないか。

これを、この柳井管内において、柳井も含め柳井、田布施、平生、上関、周防大島、ここをもう市町はこの件について真剣に取り組んで、水価を下げて企業誘致ができるような環境に持っていく。そうしないと、どういう企業であっても、これほど水価の差があったら来ませんというふうに思うんですけど、ちょっと声が大きくなりましたけど、長信町長、答弁お願いします。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 水価の問題で企業誘致も絡み今、先ほど答弁しましたが、この瀬戸内海地域においては、この地域が一番水価が高いということで、なかなか前へ進んでないんですが。先の知事の前の知事のとときに、ご承知のように国交省の出であったということで話がいくかなという思いが少ししたんです。ところが、直接、若いときに弥栄ダムのほうにも関わっちゃったと。それぞれ柳井市、大島4町、大島、田布施、平生、上関、あと由宇の首長全員とも、その当時の話を知っちゃうとという話の中で、よう分かったと何とかちゅう話だったんですが、御承知のような状況であります。

もうそれで、一旦話が止まった状況で現在にいたっておるというのも事実であります、引き続いて本町を、やはりこれからの将来を見通したときに、この水価の問題はずっと続けて避けて通れないし、やっていかなきゃいけない。

今も、答弁最初に申しましたように、幾らか県のほうがその動きの中が見えておりますので、これから、それぞれ関連広域水道企業団の関連首長としっかり連携をとって、前へ進めていきたいというふうに思います。

御約束がいつだと、どれだけのことができるかと言うことはなかなかできませんが、当議会からも広域水道企業団として議員さんも出て、御協議いただいておりますので、その辺の連携をとりながら、それぞれの自治体に皆、そういう関連がありますので、しっかりと連携をとって、できるだけ田布施・平生水道企業長という立場から、リーダーシップをとりながら、ほかの町との連携、市町との連携をとっていきたいというふうに思います。

○議長（林山 健二議員） 石田議員。

○議員（12番 石田 修一議員） こういう一般質問で、町長に答弁をお願いしておりますが、これ、町長だけの問題じゃなくて、私も水道議会のメンバー3人のうちの1人でありまして、水道議会だけで抱える問題じゃないと。だから、あえてこうして上水道の安定供給、これは当然一般質問できるわけで、この水道のことについて申し上げておるわけで。

ということは、これは議会の全員が、田布施町議会のメンバーだけでも、これもだめで、柳井も平生も上関も、そして今度首長の全員が一致団結してこの問題には取り組んでいかないといけない大きな課題だ。そういうふう認識しておりますので、引き続き頑張ってください。

それでは、次の最後の質問でございますが、地域おこし協力隊について。答弁者は町長をお願いします。

地域おこし協力隊が、現在、馬島・麻里府地域で活躍して、間もなく2年が終了する。地域の活性

化対策として有効な手段と考えているが、その成果と課題についてと、また引き続き継続が大切と思うが、3年を終了した後も新たな地域おこし協力隊を募集する予定があるのかどうかお尋ねします。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） お答えいたします。初めに、地域おこし協力隊の活動成果についてであります。

地域おこし協力隊事業は、地域、行政、協力隊員の3者がそれぞれの未達の状況を補完しあいながら、地域活性化を行うことを目的とした事業でありますので、3者の視点で成果を報告させていただきます。

まず、地域においては、単にその地域の住民が増えるということでもありますが、よそ者、あるいは若者という斬新な視点から、協力隊員の情熱と行動力が地域に大きな刺激を与え、地域の活性化につながっております。

具体的には、のんびらんどましまの管理・運営・補助、麻里府地域の祭りや催しの企画・運営・補助。海岸清掃や子どもを対象としたイベント等を企画し実施しております。また、最近では荒廃地を利用して茶豆を栽培、加工、パック、販売を行い、小規模ながら6次産業化の経験もいたしております。

次に、行政にとっては、人口減少対策の側面もありますが、行政ではできない柔軟な地域活性化の施策の実施や斬新なデザインの作成、インターネット等による情報発信を行っております。

具体的には、広島や大阪で開催された移住イベントへの参加、そのPR手段として前職の経験を生かし、移住パンフレット、ポスター、映像等を作成しております。その他、麻里府・馬島マップや観光パンフレットの作成、ポロシャツのデザインも手がけております。また、馬島ホームページ、協力隊ホームページ、フェイスブックを開設し、町内外に向けタイムリーな情報を発信しております。

最後に、地域おこし協力隊員にとっては、都会の雑踏から離れ、美しい自然の囲まれた場所で、温かく人情味のある地域の中で暮らせることが彼らの幸せであり、理想でもあります。その中で、自身の特徴を生かし活動を行いながら地域の活性化に貢献できていることであります。

続いて、課題についてでございますが、任期は残り1年ありますので、今後の取り組みをお答えいたします。

現在、主な任務として麻里府地域及び馬島の活性化に取り組んでいるところですが、離島である馬島に居住している関係で、どうしても麻里府地域と疎遠になりがちなところがございます。このため、今年3月に、麻里府小学校が廃校となることから、麻里府地域の活性化計画を策定する経費を3月補正予算に計上しておりますので、今後の地域の人が中心となって計画策定する組織に協力隊員も参加させたいと考えております。

また、昨年移住者向けのお試し移住ツアー、「田布施の暮らしツアー」を初めて企画しましたが、応募者がいないため中止をしたという経緯がございました。今回、3月補正予算に計上しております「たぶせIJUの推進協議会」で課題を克服して移住推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、協力隊員の任期終了後の問題でございます。任期終了後も引き続き本町に定住する意思があると聞いております。しかしながら、定住するためには、職の確保が必要であるため、最終年度である平成27年度は任期終了後の職の確保について、真剣に取り組んでいかなければなりません。最後に、新たな協力隊員の募集につきましては、3月補正予算に地域おこし協力隊員の募集経費を計上しておりますので、新たな採用が決まれば、平成28年度から任務開始を予定しております。

以上です。

○議長（林山 健二議員） 石田議員。

○議員（12番 石田 修一議員） 引き続き、募集されるということで、これは継続されることによって効果もより一層出てくるというふうに思っております。

麻里府地区は小さいところではありますが、非常にこちらから言っても、自分の方から自慢する

ようなことを言ってもと思いますが、麻里府地区は公民館活動を中心に、婦人会から、また嵯峨音頭保存会とかいろいろな会がありますが、そこを中心に連携が取れております。そういう地域でありますので、今、こういうふうな協力隊にしましても、この地域と情報の共有化、連携、そしてそういう協力体制というのをしっかりとっていただく必要があるんじゃないか。案外、行政との連携というものはとれておるかもわかりませんが、さっき町長答弁されましたように、地域との連携、情報の共有化がなかったら発展はないとうふうに思っております。これは、町長の方で全部そこまでというわけいきませんが、課長さん方おられますので、企画財政課長の方になるとは思いますけど、地域の方ともよく連携を取っていただきたいと。

まず、申し上げますと地域おこし協力隊、これ今年度の予算案であります。637万3,000円ぐらい町予算を取っております。そして、合わせて先ほど交流館の指定管理がありましたけど、のんびらんども指定管理として、年間473万1,000円、これ指定管理料を払っております。そして、今後あそこののんびらんどの売上経費、差し引いた利益については、馬島の自治会にという形で、だから条件は悪い条件ではない形でやっておりますので、こういう、これだけの協力はしておりますので、やはり地域との連携というのを、もう少し徹底するようにして行って、より一層の効果が上がるように御指導もお願いしたいというふうに思います。

私の一般質問は以上で、終わらせていただきます。

○議長（林山 健二議員） 以上で、石田修一議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（林山 健二議員） 大変お疲れのところではございますが、本日の会議時間はあと2名の一般質問が残っておりますので、延長して午後7時までとします。

次に清神清議員。

○議員（4番 清神 清議員） それでは、通告にしたがいまして、3件質問いたします。質問方式は一括質問、一括答弁。2回目より一問一答方式をお願いいたします。

まず最初に、防犯カメラ設置についてお尋ねを申し上げます。先月2月20日の早朝に川崎市川崎区港町の多摩川の河川敷で、川崎中学校1年生の上村遼太くんが、首筋を刃物で刺され、全裸で死亡しているのが発見をされました。その後、警察の調べで18歳と17歳の少年2人が逮捕されました。捜査本部はラインでの通信記録や河川敷近くの防犯カメラ映像を解析し、少年ら3人が浮上り逮捕に至ったと、新聞やテレビで報道されておりました。防犯カメラの効果がここでも発揮されておりました。

平成24年の9月議会でも町の中心に防犯カメラの設置の要望をいたしました。多額の費用がかかるということで、設置しても事件は減少しないなどで、回答は設置を考えていないとの返答がございました。

しかしながら、駅前駐輪場では自転車盗が発生していることから、防犯カメラを設置したとの報告を議会でも受けたところでもございます。防犯カメラを設置したことで、自転車盗が発生しても、犯人逮捕の手掛かりになることは必然だと思います。

そこで、質問をいたします。設置して現在までに盗まれたという件数の報告は、何件あったのでしょうか。それらは、その防犯カメラ、ビデオを解析しておられるのでしょうか。

2つ目に、今後、他の場所にも設置の計画はあるのか。もしくは、今あるカメラの台数を増やす計画はあるのかをお尋ねいたします。

2つ目の質問ですけれども、町道友石線拡張についてお尋ねをいたします。平成15年12月議会におきまして、当時の田布施西小学校のPTA会長ほか2001名の署名を集めて、地元議員3名の署名とともに議会に提出され、通学路の拡張は合併特例債にて実施するというので、話が進んでおりましたが、合併が実現できず6年間危険なままで放置されておりました。平成22年9月議会で、工事の早期着工をと私一般質問をさせていただきましたところ、やっと工事の着工が3年後の平成

25年度に80m、そして平成26年度には35mを現在、工事中でございます。

この友石線の全長がわずか450mしかありません。工事の度に、昼間は全面通行止めされ、生活に非常に不便を感じております。このまま、少しずつ工事をしたのでは、完成までにはあと5年か6年もかかるのではないかというふうに危惧しております。工事の完成予定は何年後でしょうか。またここは、危険な通学路でもございます。1日も早く児童の安全を確保するために、工事の早期完成をお願いしたいというふうに思います。

ちなみに、今年度といたしますか、平成27年度の工事着工距離は80mと聞いておりますが、80mやってもまだ250mも残っております。このままいきますと、まだまだ何年か、まだ見通しがつきません。せめて、今やっている工事を、あそこのシモラクの曲がり角ぐらいまでやっていただき、そしてもう一回シモラクから新開橋までぐらいやっていただければ、あと2回で工事が終わると思うんですけども、そのぐらいに早期完成をしていただきたいというお願いをいたします。

3つ目ですが、最後になりましたけれども、火災報知器設置義務についてお尋ねをいたします。例年冬場に住宅火災が多く発生しております。住宅用の火災報知器の設置義務化が新築住宅では全国一律で、平成18年の6月1日より義務化されております。既存住宅では市町村条例の規定によりまして、平成23年の6月1日までに順次設置が求められておりました。就寝中火災に遭遇することで発見が遅れ、逃げ遅れることが原因で犠牲者が発生するケースが増加の一途をたどっております。

そのために、就寝に使用する部屋に火災報知器の設置を義務付けることによって、住宅火災の犠牲者を減らし、人命と財産を守ることを目的としております。光の消防署本部では、寝室と階段では義務化され、台所の設置は推奨されていると聞いております。

そこで2つ質問いたしますが、田布施町では設置の実態調査は把握しておられるか、その設置の状況は現在何%設置されているでしょうか。また今後、調査されていない場合は、調査する計画はあるのか、この2点をお聞きいたしたいと思っております。

これで1回目の質問を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、清神議員さんの質問にお答えいたします。

1点目は、昨年、駅前駐輪場に設置した防犯カメラについてのお尋ねです。まず、防犯カメラの設置後の被害状況についてですが、昨年8月12日の防犯カメラ設置後、駅前駐輪場での自転車盗難届は6件提出されてます。防犯カメラの解析についてですが、こうした被害届等に伴い、警察の要請で記録データを提供しておりますし、必要に応じてレコーダーの記録、データを直接警察が確認できるように取り決めております。

次に、今後、他の場所への設置についてですが、平成27年度当初予算では、防犯カメラ設置についての経費は計上しておりませんが、安全・安心のまちづくりを進める上で、今後ある程度の防犯カメラが必要と考えておりますので、警察とも協議していきたいと考えております。

次に、2点目は町道友石線拡幅の完成年度についてお尋ねです。町道友石線は平成23年度より設計及び用地買収を行い、平成25年度から国の補助事業で順次工事を進めていますが、国の補助金が思うように配分されず、要求より減額された額しか配分がない状況が続いています。

今後、国の補助金事業の配分がいくらになるかで変わりますが、完成年度はおおよそ平成31年度を予定しておりますが、平成28年度から国への概算要望を増額し、できるだけ早く完成するよう努めます。また、今年度は特殊なコンクリート製品を使用し、施工延長も伸びない事情がありましたが、平成27年度より一般コンクリート製品となりますので、施工延長は伸びてくると考えております。

次に、3点目は火災報知器設置についてのお尋ねです。火災報知器の設置については、光地区消防組合条例で定められております、平成23年5月31日の住宅への設置義務化から3年が経過した昨年6月に、消防庁が実施した住宅用火災報知器の設置率等の調査結果では、全国の設置率79.6%、条例適合率66.9%となっております。光地区消防組合管内は、設置率73%、条例適合率54%

との報告を受けております。

平成26年の調査は、国が示した無作為抽出方法で、光市62世帯、田布施町20世帯、周南市18世帯を消防署が訪問して実施されました。田布施町内の調査結果としては、20世帯中15世帯、75%が設置済み。5世帯、25%が未設置という状況でした。町と東消防署では、今後も各種イベントや自主防災の避難訓練等を活用して、火災報知器設置のPRをしていくこととしております。

以上です。

○議長（林山 健二議員） 清神議員。

○議員（4番 清神 清議員） それでは、防犯カメラの設置状況に再質問させていただきます。

実は、田布施の自転車置き場のところに設置してある防犯カメラを、先日確認にいきました。確かに設置してあります。1台のカメラが設置してあります。あそこに詰所があるんですけども、そこに固定されております。その方向があそこは自転車が行くところが3カ所通路があります。その内の1カ所だけの足元をどうもこの上から見るのに狙って、防犯カメラが向きを向いております。広角といって全体を照らすようなんじゃないで、その一方を照らすようなそういうカメラであります。果たして、このカメラで、先程6件の自転車盗が報告されたというふうにありましたけれども、多分、この状況では頭隠して尻隠さずのような状況で、ビデオを解析しても犯人像は多分、そこを通らない方が多いので逮捕とか指導につながらないのではなかろうかという気がいたしました。

そこでお尋ねするんですが、このカメラは固定式で遠隔操作ができるものなのか、それともズームができるものなのか。その辺がどうなっているか、教えていただきたい。

○議長（林山 健二議員） 東総務課長。

○総務課長（東 浩二君） 基本的には固定式でございます。一応、今御質問ありましたように3ルートございます。カメラ的には一番手前と真ん中を捉えるような設定になっております。一番外側のほうも映ってないことはないんですが、少しおっしゃいますように確認はしづらい状況で、もう一台増設するか、それか駅全体、周辺も含めたカメラにするかどうかという、今警察のほうと協議をしておりますので、最低でももう1台、2台の増設が必要だという認識は持っております。

○議長（林山 健二議員） 清神議員。

○議員（4番 清神 清議員） 今、課長が申された通りでありまして、通路が3つありまして、一番多く通るところが一番見えにくい状態になっているのが現状です。これでは、あまり効果がないのではなかろうかということと、せめて、一番よく通るところの、こう向いてるカメラのそっち側から撮るとか、そういう形のをしないと、自転車盗は減らないし、また万が一それが盗難に遭っても、誰が盗んだかさっぱり分からないような状況にあると思います。警察がそれを解析しているという話でございましたけれども、それを警察が解析しても、田布施の人を知らんのじゃから知らんもんが解析しても犯人逮捕とか、そういうものに私はあんまり繋がらんのではないかと、現場を見て確認いたしました。

せめて、広角といいますか、その向き全体を見てそれが、どう言いますか、全体が見れるような方法が、せめてもう一台は反対側に設置していただきたいというお願いでございます。その件は分かりました。

実は、柳井の駅前に警察が防犯カメラを設置しているという話を聞きつけましたので、その駅の横の地下道ですか、そちらに行ってみました。そうしますと、両サイドの入口に防犯カメラが1台ずつありました。少し10m入ったところに右からと左からのカメラがありました。さらに真ん中に1台。とういことは、合計7台あの地下道に設置されました。これなら、どのカメラに必ず映っているなどということで、地下道ですので全部何もありませんので、よく見えるというふうになっておりましたので、ぜひ、今課長が申されました1台か2台設置の予定があるのであれば、まずは柳井の地下道の現状を見ていただいて、それをぜひ参考にさせていただきたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（林山 健二議員） 東総務課長。

○総務課長（東 浩二君） おっしゃいますように、多ければ多いほど問題ないわけですが、現在付けておりますのは50万円の当初予算を付けて、その中で何とかやりくりしようということで、ハードディスク1台にカメラ1台という設定になってしまいましたので、ハードディスク1台に20台のカメラができますので、その辺、カメラが20万円ぐらいするのも確かでございますが、今の状態はハードディスク1台にカメラ1台ということでございますので、もう少しカメラを増やして、駅周辺を含めて防犯カメラの効果ができるようにということで、固定式でございますので、電波を飛ばしたり、役場から直接ということも可能なんです、ちょっと今の据え置きハードディスクでは対応できませんので、今の機械を有効利用するという、警察の方と協議いたしております。

○議長（林山 健二議員） 清神議員。

○議員（4番 清神 清議員） 分かりました。1台のハードディスクで約20台は設置できるということでございましたので、せめてもう少し角度を変えて、よく人物が確認できるような角度でやっていただきたいということと、財源が制限されてるということなんです、西本議員の方からも先日聞いたんですが、カメラもあんまり高価なものでもなくて、十分できるのがあるそうでございます。その辺も一つ勉強していただきながら、カメラは1台よりも2台、2台よりも3台の方がいいというふうに思っていますので、御検討をお願いしたいというふうに思います。

次の、2個目の再質問に移らせていただきます。先ほど、町長の方から答弁がありましたように、完成予定は平成31年度ということを申されました。今、26、27でしょ。ということはあと4年、4年を250mということは、60mやって240m、また10m残るような形になりますので、まだまだ4、5年かかるんじゃないかなろうかというような気もいたしますので、できれば予算をそんなにとらなければできないんですけども、せめてもう2回ぐらいでやれるような予算配分をしていただいて、できれば子どもたちに、少しでもあそこを安全な通学路にしてあげてもらいたいというふうに思います。

もう平成15年からですから、12年たってます。さらにもう4年ということは、生まれた子どもが十何歳か、本当そのぐらいになるような形になりますので、早期の完成をぜひ努力していただきたいというふうに思います。質問しますが、できるかできないか、短縮できるかどうかというのを願いたいと思います。

○議長（林山 健二議員） 鳥上建設課長。

○建設課長（鳥上 清史君） 清神議員さん言われるように、なるべく早く完成するように、国の方に予算要求しても、なかなかその通りには付きませんので、今までの金額より大幅に、5倍ぐらい要求したとしても多分その5倍も付きませんので、なかなか難しい問題はありますが、とりあえず要求額を増やす、早く終わるように努めたいと思います。

○議長（林山 健二議員） 清神議員。

○議員（4番 清神 清議員） 現状はもう御存知だと思いますが、瀬戸の方の川の周りをずっと遠回りをして、子どもたちはずっと通学させているという状況にあります。確かに、遠回りすれば交通事故はないかも分かりませんが、先般、草が結構生えているので、マムシに咬まれるかわからんのでどうかしてくれというような、逆の要望もありましたので、早期着工をぜひお願いしたいと思っております。

では、最後に火災報知器の件であります、実は、私この質問を思い立ったのは我が家で、1月の終わりにもうちょっとで我が家を火事にしかけたんです。家内が留守でありまして、自分が台所のシチューと鍋をかけておりまして、食事をしておりまして、隣のお客さんが来ましたので、その方と話し込みまして、さらには山で仕事しているのがおりましたので、そちらの方に少しでも手伝ってやらないけないということで、すぐに上がりました。チェーンソーを使ったりなんざりしておったんですが、そのときにチェーンソーの歯が外れて、一緒に修理をしていたときに、同僚が、おい、家のほう

で何か電子音がするよという話をします。ピー、しばらくたってまたピーという音がすると。私にはなかなか聞こえなかったんですが。家のほうに下りてみたら、窓を開けたらもう家じゅう煙だらけで、冷や汗といえますか、心臓がとまるようになりました。

助かったのは、その火災報知器が知らせてくれたんです、火事になれば。もう鍋は焦げて、もう火が起きて今にも発火するような状態でありまして、非常にびっくりしたので、先ほど町長が申されましたが、光の所管内で73%の設置率と。田布施は75%というふうに言われましたが、ということはまだまだ25%の家庭が設置していないということになるかと思えます。火事になってからでは遅いと思えます。本当にこれは設置をぜひ、皆さんに100%になるようお願いしたいということと、今、町営住宅関係は全て、100%設置されていますでしょうか。その辺、お願いします。

○議長（林山 健二議員） 鳥上建設課長。

○建設課長（鳥上 清史君） 新しい波野団地等は付いておりますが、古い長田住宅とかは付けておりません。

○議長（林山 健二議員） 清神議員。

○議員（4番 清神 清議員） これが、多分25%の中に入っているんだろうと思えます。これ町が付けるというのも方法ですが、個人にやはり付けさせたい、付けるように指導してあげたいと思えます。金額は3,000円しません。2千5、6百円ぐらいしかしません。ということで、それは文書でも、ぜひそういうところからパーセントを上げていかないといけませんので、これはぜひ、町営の住宅の古いところにも設置するようにお願いしたいと思えますが。いかがでしょう。

○議長（林山 健二議員） 鳥上建設課長。

○建設課長（鳥上 清史君） 分かりました。ちょっと検討して付けていきたいと思えます。

○議長（林山 健二議員） 清神議員。

○議員（4番 清神 清議員） やはりこういうのは、足元から小さく詰めていかないと、なんぼこれは罰金制度はないんですが、義務化といえ罰金制度ありませんが、それぞれの家庭の良識に任せるような形になると思えます。お金も多少、負担かかりますけれども、そういう事例が、私もそれで助かったということなんで、ぜひお願いしたいと思えます。

それから、参考までに近年の家屋の火災の状況を消防署に聞いてみましたところ、平成23年度はゼロ件でしたが、平成24年度には、田布施町です、これ1件発生しております。25年度はまたゼロなんです、昨年平成26年度田布施町内で3件発生しています。多分、その中でも皆さん、御記憶のところがあるかも分かりませんが、火災報知器を付けていれば火事にならなかったというところもあるんじゃないかならうかと思えますが、その辺の確認をされてませんよね。火事になったところの火災報知器が付けていたが、いなかったが、その辺の確認をされていますか。

○議長（林山 健二議員） 東総務課長。

○総務課長（東 浩二君） そういう、火災報知器が付けていたかとかいう報告は受けておりません。

○議長（林山 健二議員） 清神議員。

○議員（4番 清神 清議員） 今後も、広報とかそういうやり方もあるかもわかりませんが、自治会等々で、できるだけ100%を目指して付けていただくように、広報だけじゃなくて、きめ細かな指導をしていただいて、100%を付けていただくように今後、お願いしたいというふうに思えますので、どうぞよろしくお願いしたいと思えます。

短い時間ではありますが、簡単ではありますが、以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（林山 健二議員） 以上で、清神清議員の一質問を終わります。

.....

○議長（林山 健二議員） 次に、西本篤史議員。

○議員（5番 西本 篤史議員） 3問の質問がございます。



まず、危険空き家、町の対応は、一問一答で町長お願いいたします。

町内で空き家を多く目にします。中でも崩壊して隣接している住宅に被害を与える空き家もあります。崩壊して危険な空き家の撤去を施すため、政府は住宅が建つ土地を見直す検討に入りました。2014年11月に成立した空き家対策特別措置法に基づいて、危険な空き家（特定空き家）に指定されれば、優遇の対象から外れることになり、市町村の立入調査や特定空き家に対する指導・勧告・命令・代執行・過料ができ、あわせて持ち主が自主的に更地にした場合には、一定期間固定資産税を軽減する措置（住宅用地特例）を続けることも検討するとしています。

現在、全国の空き家は820万戸、住宅総数に占める割合は13.5%、空き家数リストも過去最高になっております。8軒に1軒空き家という状況です。地方に限らず東京周辺、こっちのほうも空き家問題すごくなっております。また、現在の特例措置法ですけれども、住宅用地に対する固定資産税が最大6分の1まで軽減されるほか、都市計画税も最大3分の1まで軽減されております。

そこで質問ですけれども、町内に特定空き家は何軒あるのか。

2番目、持ち主が自主的に解体するとき、補助金が出るのか。

3番目、固定資産税の軽減はどれくらいか、また一定期間となっておりますけれども、この一定期間というのはどれくらいなのか。

4番目、指導・勧告・命令・代執行して取り壊す場合、費用はだれが出すのか。

以上、質問いたします。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えいたします。

臨時国会で成立した「空き家等対策の推進に関する特例措置法」において、周辺的生活環境の保全を図るため、放置することが不適切な状況にある空き家等を特定空き家等と定義した上で、市町村長が特定空き家等の所有者に対する必要な措置をとるよう助言、指導、勧告、命令等を行うことが可能となりましたが、まだ具体的なガイドライン等は公表されておらず、5月頃になると聞いております。細かいことはまだ未公開ですので、現段階でお答えさせていただきます。

まず最初に、「特定空き家は何軒あるか」とのお尋ねですが、現在、町ではまだ数等は把握しておりません。

次に、「持ち主が自主的に解体するとき、補助金が出るのか」とのお尋ねですが、空き家等対策計画に基づいて行う除去については、社会資本整備総合交付金制度の補助金の対象となります。負担金割合は、国が5分の2、町が5分の2、所有者が5分の1とされておりますが、まだ除去費用の限度額が示されておりません。

次に、「固定資産税の軽減はどのくらいか、一定期間はどれだけか」についてですが、現在、専ら人の居住の用に供する家屋の敷地について、200平米以下の部分は固定資産税は価格の6分の1、都市計画税については価格の3分の1、また200平米を超える部分、家屋の床面積の10倍までについては価格の3分の1、都市計画税は価格の3分の2とする課税標準の特例措置が講じられているところです。現在、国会に提出されている法案によれば、市町村が行う空き家対策策定計画に基づき、管理不全の空き家の除去・適正管理を促進するため、空き家等対策の推進に関する特別措置法の規定による必要な措置の勧告の対象となった特定空き家等に関わる土地について、住宅用地特例の対象から除外する旨の法案について審議されているところですが、審議中であり、今の段階で具体的な内容も示されておりませんので、答弁は控えさせていただきます。

次に、「指導・勧告・命令・代執行により取り壊す場合の費用は誰が出すのか」についてですが、自主的に解体するとき所有者が5分の1を負担すべきところを町が立て替え支出し、その後所有者に請求することになります。こうした空き家対策の一環として、この3月補正予算で「地域住民生活緊急支援のための交付金」を活用し、空き家等対策計画を策定することとしており、策定に合わせて空き家等の調査を行うこととしております。

今後、どのような空き家が特定空き家等に該当するか否か判断する際の基準等は、5月ごろガイドラインを公表されると聞いておりますので、県等と協議する中で空き家等対策を進めたいと考えております。

以上であります。

○議長（林山 健二議員） 西本議員。

○議員（5番 西本 篤史議員） どうもありがとうございます。ちょっと質問が早過ぎたような気がいたしますけども、ガイドラインとか決まり次第、また御連絡していただきたいと思います。田布施町内もいろいろ壊れた家あると思います。大波野地区もこの間、隣の家が破けて柱が私の家に落ちてきたがどねえしてくれるんかという質問がございまして、今度一般質問で聞いてみましようということで質問いたしましたけども、こういった問題は至るところであると思います。決まり次第、ぜひとも町を挙げて取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、2問目に行きたいと思います。猿対策補助金を出したらどうかということですが。先ほど木本議員の方からも鳥獣対策で猿の話もございましたが、今、石城山、行者山、西の方では至るところでイノシシ、猿出ております。農作物を荒らす鳥獣対策として農地に備えつけた防護柵、電気柵をよく目にいたしますが、柵とか電気柵は当然イノシシには効果はございます。しかし、猿は飛びはねたり高いところを飛んでいきますので、柵とか電気柵は効果はございません。

今、大波野地区でちょっと1軒の方がやっておられますけども、ビニールハウスの骨に緑のネットがありますね、あれを全体に覆って猿対策しておられるところがございます。これは、当然自分持ちで全て補助金なしでやっておられるんですけども、ああいったネットをやりたいときに町からの補助、これを出してもろうたらどうかということで御質問いたしました。それはどうでしょうか。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えいたします。

猿に有効な被害防止施設の設置に対する補助についてであります。現在町が実施しております農作物鳥獣被害防止対策事業の中で、支援対象となっております事業内容といたしましては、町で農林業を営む個人または団体が行うネット柵及び電気柵等の鳥獣害防止施設設置に対し、1申請当たり2万円の補助を上限とした設置経費の3分の1補助を行う仕組みとなっておりますが、これまで猿用の防護柵や電気柵の設置に対する申請はありません。猿に対する被害防止施設については、昨今の全国的被害を背景にさまざまな機関において研究開発が行われておりますので、県、その他の関係機関と連携し情報を収集するとともに、普及活動に努めたいと考えております。

また、農業で生計を立てる集落等を単位とした営農組織につきましては、猿被害の被害状況を精査し、被害額に応じて国県の事業等を活用して、効率的に囲む柵の整備を推進してまいりたいと考えております。

現在、国営圃場整備事業で造成されました木地地区の圃場整備で山口県において木地地区の急激な水路を利用した小水力発電により電源を確保し、イノシシ防止柵の上に電気柵を張って猿被害及び電力供給コストに効果があるか、実証実験が行われています。

今後の実証実験結果によってコスト的に設置することが可能であると判断されるときは、小水力発電による電源確保が可能な地域であれば、今後推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（林山 健二議員） 西本議員。

○議員（5番 西本 篤史議員） どうもありがとうございます。今、小水力発電ですかね、先日大晃機械に議員3人で工場見学に行きまして、そこで今の小水力発電、これの説明を受けました。実際、イノシシとか低いのには向くと思うんですけども、猿ですからね、かなりよじ登る、高いところにずっと電気柵を張らないと効果がないと思います。あと当然水の多いところでないで発電いたしません。太陽光でバッテリー充電してするという点もありますけども、この間水力発電をこれは何ぼするんか

って聞いたら、1機100万円と言われましたけどもね、太陽光であればそんなにかからんと思います。その辺もあわせて猿対策、個体数を減らすのが一番ええんですけども、なかなか猿という話で猟師さんも撃つのをためらうと聞いております。町を挙げて猿対策、イノシシ対策をやっていたきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 午前中の木本議員さんにもお答えしましたが、鳥獣害対策というのは、これから農業をやっていく方には非常に危機的な状況を起こしてくる可能性がありますし、できるだけ対策については今後研究し、また農地所有者の方ともしっかり連携をとりながら、そしてやっぱり対策をやっている猟友会を含め、関係団体との連携をしっかりとらないと、特に猿の場合は追い払ってもいつかはいないがまた戻ってくるという状況が必ず続くと思います。イノシシにしたってしかりですが、その辺はしっかりとやっぱり関連自治体等を含めて連携をとっていくことが対策の大きな基本になってくるというふうに思っておりますので、これからもしっかりと担当部署間と連携をとりながらやってきたいというふうに思っています。

○議長（林山 健二議員） 西本議員。

○議員（5番 西本 篤史議員） どうも期待しております。

続きまして、3番目、最後になります。ネット依存症対策をしてはどうか。今やSNS（ソーシャルネットワークシステム）は手放せないものとなっています。しかし、厚生省の調査結果によると、ネット依存症が中高生52万人います。女子高生はスマホを1日7時間使っているという報告もあります。これは既にスマホ中毒といいまして、依存症を超えた中毒と言われております。当然、健康面や学力にも影響がございます。また、ラインによるネットいじめも発生いたしております。

他県の教育委員会では対策に乗り出しています。北海道教育委員会は、毎月第1・第3日曜日を「ノーゲームデイ」に指定しています。また、兵庫県多可郡多可町教育委員会は、町内の小学生を対象にライン、カカオトークなどSNSの利用を午後9時以降は控えるように呼びかける運動「夜9時以降やりません運動」を行っております。

田布施町教育委員会も実態調査を行い、対策をしてはどうでしょうか。

そこで質問いたします。1番、学年別使用状況及び使用時間、2番、ネットによるいじめの件数、3番、教育委員会との合同対策。以上、教育長お願いいたします。

○議長（林山 健二議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） それでは、3番目のネット依存症対策についてお答えします。

現在社会にとってインターネットとは関わりが切っても切れない状況がありまして、インターネットやそれを利用できる情報機器の普及で我々の生活は随分便利になっているというふうに思います。一方で子ども達にとっては、長時間インターネットを利用することで寝不足になったり、視力、体力や学力の低下を招いたりという心配が懸念されております。また、インターネットの匿名性を利用した子ども達を巻き込んだ事件や事故の発生も心配されます。

本町の小中学生におきましても、夜更かしが原因と思われる体調不良を訴えて保健室に来室する子が徐々に増え、その理由にネット利用が大きく関わっていることが分かっております。

こうした中、本町では小中学校の養護教諭を中心として、この7月に「ネット利用と生活に関するアンケート調査」を実施し、結果を分析しております。調査対象は、小学校4年生から6年生までの428名と、中学校1年生から3年生までの408名で行いました。回答率はほぼ100%に近い状況です。

この調査結果を基に、1点目の御質問についてお答えします。まず、スマートフォンやタブレット等のタブレット端末の学年別使用状況についてお答えをいたします。自分の所有及び保護者の所有しているものを使って行っている割合でございますが、小学校4年生が40.9%、5年生が52.3%、6年生が49.6%、中学校1年生が60%、2年生が70.5%、3年生が63.6%となっております。

ます。

次に、利用時間について1日に1時間以上利用しているものの割合についてお答えします。小学校4年生が27.9%、5年生が36.7%、6年生が36.7%、中学校1年生が44.2%、中学校2年生が59.2%、中学校3年生が71.1%となっております。

2点目のネットなどによるいじめの件数についてお答えします。昨年度1年間の件数は、小学生はゼロです。中学生が2件あります。本年度2学期末までの状況につきましては、小学校はゼロ、中学校が1件となっております。事案についてはほぼ解消しております。

3点目は、ネット依存症に対する教育委員会との合同対策についてのお尋ねです。まず、実態把握のための実態調査については、今後とも我々がするかまた学校等に行って行いたいと思います。また、ネット依存症について教育委員会との合同対策としては、ネット・ケータイ問題への対応について未然防止に向けた家庭でのルールづくりに現在取り組んでおります。また、初期対応として学校と警察のネット問題連携システムの活用の周知に努めております。加えて、児童生徒、保護者、教職員を対象とした啓発や研修会を毎年必ず実施するように指導しております。また、社会教育課の社教主事等もこういった問題に対して講師として各地に出向いております。

最後に、メール、ケータイ依存やネット中毒の問題につきましては、一朝一夕で解決できる問題ではなく、家庭でのルールづくりや保護者、地域の方々への一層の啓発等、社会総がかりでネット問題に対応できる、そういった見守りの取り組みを重視してまいりたいというふうに思います。また、各学校でそれぞれ地域を含めた組織を作るような予定を御存じのようにはしておりますので、その中についても学習指導、それから心の指導、それから体力づくりという形がありますので、そういった心の指導の上でまた地域の方々にもお力添えいただきながら、取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（林山 健二議員） 西本議員。

○議員（5番 西本 篤史議員） どうもありがとうございます。いろいろ対策されておられると思いますけども、全国の今の教育委員会のいろんな活動を見ると、教育委員会でいろんなことができるということは分かりました。田布施町も教育委員会主導といいますか、の方からこうしたほうがいいんじゃないかということもできるということですかね。

○議長（林山 健二議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 当然、教育委員会は指導助言という形がありますので、現在もさっきもご案内しましたように研修とか啓発とか、これは必ずやるようにしていますし、その内容は必ず報告させて状況を見て、それに対して指導を加えているという状況です。

御質問になかったのでお答えしませんでした。問題は先ほど申し上げた調査の中で5時間以上使用しているというのが2%ぐらいですけど、ない学年もあります。今年度を見ると、中1とかその辺はありませんけど、そんなに見ているのは。また中毒のような状況が町内出ていますが、5時間を見るようなのは2%いるということは非常に危機感を持っておりますので、今議員が御指摘されたように教育委員会主導としてやっていきたいと思いますが、また県外のいろんな教育委員会の御紹介されたような、何時から見ないようにしようとかといった問題は、これから総合教育会議等、また首長さんを交えたような取り組みも始まりますので、そういった中で御意見を伺いながら取り組んでいきたいと思っています。まだまだそういつてはあれかもわかりませんが、そこまではまだかなというふうに考えておりますので、まずは足元をしっかりと固めていきたいなというふうに思っております。

○議長（林山 健二議員） 西本議員。

○議員（5番 西本 篤史議員） 前回の議会で不登校23名ですかね、報告ございました。ラインが原因とかそういういろんな問題もあると思います。やっぱり未然に防ぐということが一番大切じゃないかと思います。町を挙げて今地域ネットとかございます。地域の方が学校にたくさん入れば入るほ

ど、いじめとか減っておるという報告を受けております。これからも地域挙げて、児童生徒を見守っていてもらいたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（林山 健二議員） 以上で西本篤史議員の一般質問を終わります。

午後 5 時 1 0 分休憩

.....  
午後 5 時 2 0 分再開

日程第 5. 議案第 2 号

日程第 6. 議案第 3 号

日程第 7. 議案第 4 号

日程第 8. 議案第 5 号

日程第 9. 議案第 6 号

日程第 10. 議案第 7 号

日程第 11. 議案第 8 号

日程第 12. 議案第 9 号

日程第 13. 議案第 10 号

日程第 14. 議案第 11 号

日程第 15. 議案第 12 号

日程第 16. 議案第 13 号

日程第 17. 議案第 14 号

日程第 18. 議案第 15 号

日程第 19. 議案第 16 号

日程第 20. 議案第 17 号

日程第 21. 議案第 18 号

日程第 22. 議案第 19 号

日程第 23. 議案第 20 号

日程第 24. 議案第 21 号

日程第 25. 議案第 22 号

日程第 26. 議案第 23 号

日程第 27. 議案第 24 号

日程第 28. 議案第 25 号

日程第 29. 議案第 26 号

日程第 30. 議案第 27 号

日程第 31. 議案第 28 号

日程第 32. 議案第 29 号

○議長（林山 健二議員） 日程第 5、議案第 2 号平成 27 年度田布施町一般会計予算議定についてから、日程第 32、議案第 29 号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてまで、28 件を一括議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、本日提案いたしました 28 議案の概要について御説明申し上げます。

議案の説明に先立ちまして、平成 27 年度の行財政運営全般にわたる所信の一端を申し上げます。

いただきます。

私にとりまして、本年度は3期目の出発の年となる年度になります。厳しい財政状況が続く中、町長就任当時より進めております健全な行財政運営を念頭に置きつつ、第5次田布施町総合計画を着実に進めていくという立場は従来通りであります。合併60周年を迎え、長年懸案となっておりました問題につきましても解決を図るとともに、町の将来を見据えた計画づくりや具体的な施策の策定を積極的に進めてまいりたいと考えております。

特に、今年度は第5次総合計画の前期基本計画が終了するため、これまでの施策の進捗状況や課題の整理を行い、平成28年度を初年度とする後期基本計画の基本方針や施策に反映していきたいと考えております。

また、国においては人口減少の克服を最重要課題として、昨年12月にその基本目標などを示しました「まち・ひと・しごとの創生総合戦略」を策定するなど、国と地方が一体となった地方創生の取り組みが本格的に動き始めています。これらには中長期視点に立って取り組む必要があるため、国や県の総合戦略等を勘案し、田布施町の実情に沿った今後5カ年の目標、具体的な施策などをまとめた地方創生総合戦略を今年度に策定することとなります。

このように総合計画後期基本計画と地方創生総合戦略を策定する本年度は、私のまちづくりのモットーであります「住みよき山口県一のまちづくり」、さらには「全国一住みよいまちづくり」の実現を目指す重要な年になります。

そして、第5次田布施町総合計画のキャッチフレーズ、「笑顔と元気あふれる住みよいまち田布施」の具現化に向けて、しっかりと前に進めてまいる所存でありますので、議員の皆さん方の御協力をよろしく願いいたします。

それでは、提出議案の概要について説明申し上げます。

まず、議案第2号は、平成27年度田布施町一般会計当初予算であります。

予算総額は54億6,200万円で、前年度当初予算に比べ3.0%、1億6,700万円の減額であります。

まず、歳入について主なものを説明いたします。

町税は固定資産税が3年に1度の評価替えの年になることから、前年度に比べて1,270万4,000円の減額となる16億3,745万5,000円を計上しております。

次に、地方消費税交付金であります。地方消費税率の引き上げの平年化に伴い、2,500万円の増収で計上しております。

地方交付税につきましては、普通交付税は前年度と同額とし、特別交付税は新地方公会計制度事業により200万円の増額を見込み、全体で19億5,800万円を計上しております。

国庫支出金は、臨時福祉給付金事業、子育て世帯臨時特例給付金事業や埋蔵文化財発掘調査事業の減等により、前年度に比べ2,965万2,000円の減額となる5億8,034万1,000円を計上しております。

県支出金は、麻郷福祉会館整備事業や田布施第二保育園の改築移転事業の減等により、前年度に比べ6,781万7,000円の減額となる3億8,382万8,000円を計上しております。

財産収入は、町有地の売り払い見込みがないため、前年度に比べ1,695万5,000円の減額としております。

町債は、消防無線デジタル化整備事業や国の地方財政計画による臨時財政対策債の減額等から、前年度より5,330万円の減額としております。

次に、歳出について主なものを説明します。

総務費は、合併60周年記念事業や国勢調査の実施等に関わる事業が増額となりますが、組織機構の見直しによる航路・生活バス路線や交通対策事業や地域おこし協力隊事業の地域振興事業を商工費に組み替えたこと等から、前年度に比べて640万9,000円の減額となる7億1,208万円を計

上しております。

民生費は、保育所緊急整備事業や臨時福祉給付金事業の減額等により、前年度に比べて1億333万6,000円の減額となる18億2,207万1,000円を計上しております。

農林水産事業費については、漁港機能保全事業の減額等により、前年度に比べ2,080万9,000円の減額となる2億1,736万1,000円の計上であります。

土木費は、前年度に比べ2,162万2,000円の増額となる5億3,238万8,000円を計上しております。これは町道改良事業や橋梁改修事業の増額等によるものです。

消防費であります。消防無線デジタル化整備事業や光地区消防組合負担金の減額等により、前年度に比べ9,178万3,000円の減額となる2億3,112万円を計上しております。

教育費は、前年度に比べ6,369万2,000円の増額となる5億9,560万8,000円を計上しております。これは田布施西小学校及び城南小学校の屋内運動場非構造部材耐震化事業や西田布施公民館屋上防水改修事業等によるものです。

公債費は、過去に借り入れた起債の償還が終了したことなどにより、前年度に比べ4,130万8,000円の減額となる7億4,081万2,000円を計上しております。

議案第3号から議案第6号までは、特別会計の当初予算であります。

まず、議案第3号は国民健康保険特別会計ですが、療養給付費や共同事業拠出金について大幅な増額が見込まれ、前年度に比べて2億8,994万6,000円の増額となる23億2,269万8,000円を計上しております。

なお、平成27年度は共同事業交付金の大幅な増額が見込まれるため、基金を取り崩さない予算となっております。

次に、議案第4号の下水道事業特別会計であります。前年度に比べて7,981万の減額となる8億4,470万4,000円の計上であります。主な減額要因は、一本松地区雨水貯留槽整備事業や流域下水道処理場に関わる負担金の減額であります。

議案第5号、介護保険特別会計は、居宅介護や施設介護予防のサービス給付について増額が見込まれるため、前年度に比べて3,274万9,000円の増額予算となる14億558万3,000円を計上しております。

議案第6号、後期高齢者医療特別会計は、前年度に比べ2,044万8,000円の増額となる2億5,290万9,000円を計上しております。

議案第7号から議案第11号までは、平成26年度の各会計に係る補正予算に関わるものであり、歳入財源の確定見込み及び各事業の最終見込み、また国の補正予算に伴う事業の追加計上等により所要の補正を行うものであります。

議案第7号は一般会計補正予算であり、6,614万3,000円を減額補正し、予算総額を61億4,007万円とするものであります。

まず、歳入ですが、国庫支出金は事業費見込みにより児童手当交付金や臨時福祉給付金、海岸保全事業等が減額となりましたが、国の補正予算に関わる地域住民生活等緊急支援交付金を6,115万9,000円、地域経済循環創造交付金を3,000万円計上したことにより、全体では1,399万9,000円の増額となりました。

県支出金は、1,820万6,000円の減額補正であり、後期高齢者医療保険基盤安定や児童手当に関わる県負担金の減、需要対応型産地育成事業や海岸保全事業等の県補助金の減等によるものです。

町債は、海岸保全事業や災害復旧事業等の事業費見込みにより2,510万円の減額です。また、各事業費の見込みにより財源不足額が縮小する見込みとなったため、このたび財政基金からの繰入金を3,300万円減額いたしております。

次に、歳出ですが、まず総務費につきましては9,104万6,000円の大幅な増額補正としております。これは国の補正予算に関わる地域消費喚起・生活支援型事業を3,615万3,000円、地

方創生先行型事業を3,065万5,000円、地域経済循環造成創造事業を3,000万円計上したことによるものであります。

民生費は、臨時福祉給付金事業や児童手当の事業費確定等により5,381万2,000円の減額補正です。

衛生費は、予防接種やがん検診等の事業費見込みや周東環境衛生組合負担金の減等により1,780万4,000円減額補正しております。

農林水産事業費は、尾津漁港海岸保全事業の事業見込み等により4,751万7,000円の減額補正です。

土木費は、1,484万7,000円の減額補正であり、これは橋梁改修事業や下水道事業特別会計繰出金の減額等によるものです。

教育費につきましては、1,414万7,000円の減額補正であり、東田布施小学校、城南小学校の空調設備工事や埋蔵文化財発掘調査等の事業費見込み等によるものであります。

議案第8号から議案第11号までは特別会計に関するもので、いずれも事業内容の確定または見込み額に伴い所要の補正を行うものであります。

なお、繰越明許費を計上しておりますので、御説明いたします。

一般会計の繰越明許費は、地域消費喚起・生活支援型事業3,615万3,000円、地方創生先行型事業3,065万5,000円、地域経済循環創造事業3,000万円、保育所緊急整備事業9,554万7,000円、水産物供給基盤機能保全事業2,164万3,000円、西田布施公民館再生可能エネルギー導入事業4,847万1,000円の6事業、合わせて2億6,246万9,000円で、下水道事業特別会計では公共下水道事業として724万4,000円を繰越明許費として計上しております。

引き続き、条例関係について説明いたします。

まず、議案第12号、田布施町課設置条例の一部を改正する条例は、組織機能の強化及び効率化を図るため、平成27年度から総務課と企画財政課を統合し、総務企画課に再編することに伴うものであります。

次に、議案第13号は、田布施町職員定数条例の一部を改正する条例であります。これまで教育長は、「教育委員会の委員として特別職の身分」と「教育長としての一般職の身分」を併せ持っておりましたが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、本年4月1日から町長が議会の同意を得て任命することとなったことから、特別職の身分となります。本案は、この法律改正に伴う条例改正であります。

なお、現教育長の在任中はこれまでの規定が適用されるため、経過措置をあわせて規定にいたしております。

議案第14号は、町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。本案は、議案第13号と同じく4月1日以降教育長の身分が特別職となることに伴い、本条例に教育長の給与に関する規定を加えるものであり、なお現教育長の在任中における経過措置も規定いたしております。

議案第15号、町長等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例は、平成18年度から継続実施している町長、副町長、教育長に関する給与の削減措置を本年度も継続することに伴うものであります。

議案第16号は、教育長の勤務時間その勤務条件等に関する条例であります。本案は、教育長の身分が特別職となることから、これまでの教育長の勤務時間、その他の勤務条件に関する条例をいったん廃止し、新たに教育長の勤務時間その他勤務条件及び職務専念義務の免除に関する規定を条例化するもので、なお現教育長の在任中における経過措置も規定いたしております。

議案第17号は、田布施町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。平成26年度人事院勧告では、これまでの給与勧告に併記する形で国家公務員の給与制度の総合的見直しが勧告



されました。

1点は、民間給与水準の低い12県における官民格差とともに、俸給表を平均2%引き下げて、その引き下げ財源を都市部に支給される地域手当に充てるというもので、もう一点は、1級、2級の若年層の給与を引き上げ、50歳を超える職員層については4%程度引き下げるというものであります。

公務員の給与について人事院勧告が基本となることには変わりはありませんが、この勧告が示すように給与の地域格差は広がり続け、全国を一つの給料表で運用していくことが難しい状況になっています。このため郡内3町でも検討した結果、給料表については27年度から山口県内の215事業所約1万人を対象に山口県人事委員会が調査され、県知事、県議会議長に勧告をされる県職員の給料表に準拠していくことにいたしました。

本案は、この給料表を見直し及び単身赴任手当、管理職特別勤務手当等の改定等を行うことに伴います条例改正であります。

議案第18号、田布施町旅費条例の一部を改正する条例、旅費経費の削減を図るため、宿泊しない場合の路程70km以上140km未満の旅行雑費の500円を廃止しようとするものであります。

これにより県庁への出張の際、500円の旅費雑費は不支給となり、年間約90万円程度の経費削減を見込んでおります。

議案第19号、田布施町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例は、鳥獣飼育登録等に関する手数料の引用法律名が改正されることに伴う条例改正であります。

議案第20号は、田布施町公立学校条例の一部を改正する条例は、平成27年3月末日の麻里府小学校の閉校に伴う条例改正であります。

議案第21号は、田布施町保育所条例についてであります。児童福祉法の改正により平成27年4月から始まる新制度では、保育料徴収規定の一部が変更されることにより、公立保育園における保育料を公の施設の使用料として条例に根拠を定め、徴収することになります。また、保育の実施基準については、「子ども・子育て支援法施行規則」において、保育の必要な子どもの保護者についての要件を具体的に示されたため、これまで条例で定めておりました要件の規定が必要となくなることから、削除することになります。このため改正が全条に及ぶことから、現行の田布施町保育所条例をいったん廃止し、新たな田布施町保育所条例として整備しようとするものであります。

議案第22号は、田布施町放課後児童の保育に関する条例の一部を改正する条例であります。児童福祉法改正により放課後児童支援員の設置基準、児童クラブの開所時間及び日数、保護者の関係機関との連携、財産等の帳簿の整備等の運用基準については、昨年9月議会で議決いただきました「田布施町放課後児童健全育成の設備及び運営に関する基準を定める条例」により定めることになっております。このため、本条例からこうした規定を削除するとともに、放課後児童の定義を「小学校に就学している児童」に改めるとともに、麻里府児童クラブを本年4月1日から麻郷児童クラブに統合することに伴う所要の改正を行うものであります。

議案第23号は、田布施町介護保険条例の一部を改正する条例であります。

市町村は、3年を1期とする介護保険事業計画で第6期、平成27年度から平成29年度に必要な介護給付費を見込み、所得段階別に第1号被保険者の保険料を設定することとされています。このため平成27年度から29年度までの3か年、介護保険制度が円滑に運営できるよう介護保険料を改定するものです。また、法改正により低所得者の保険料軽減措置が設けられていることに伴い、本町も国の予算措置等を行われた後、国の基準に従い平成27年度から軽減措置を講じるものであります。

議案第24号は、介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置を定める条例で、新たな介護予防事業の開始時期について経過措置を定めるものです。法改正により介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業の一部拡充が創設されたことに伴い、市町村は平成27年度からこの事業を実施することとなりますが、円滑に制度が移行できるよう実施時期が猶予されています。本町は、

新たな制度に対応するため、新制度準備が必要であることから、介護予防・日常生活支援総合事業を平成29年4月から実施するものとして、その他の事業については平成30年4月から実施するため、条例を制定するものです。

議案第25号及び議案第26号は、国の法改正に伴い関係条例の一部改正をするものです。

まず、議案第25号は、田布施町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例であります。

本案は、国の基準改正に伴い、町条例を改正するとともに、町独自の基準として田布施町暴力団排除条例の趣旨に基づき、暴力団の排除に関する規定を新たに設けるものであります。

次に、議案第26号の田布施町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例も、国の基準改正に伴い町条例を改正するものであります。

なお、附則第2条において、12月定例会で議決いただきました「指定介護予防支援等の事業に関する基準等を定める条例」について、その後の法改正により一部改正を行う必要が生じたことから、所要の改正を行うこととしております。

議案第27号、田布施町営住宅管理条例の一部を改正する条例は、関係法律の改正による引用条文の整理及び老朽化した竹重住宅の解体工事に伴い、町営住宅の管理戸数の変更を行うため、条例の改正を行うものであります。

議案第28号は、田布施町消防団条例の一部を改正する条例であります。

本案は、東日本災害を受け、消防団の充実強化を図るため制定された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の施行を受け、消防団員の年報酬を2,000円から3,000円引き上げ、あわせて出動手当を4,500円から5,000円に、訓練等出動手当を3,500円から4,000円に、整備出動手当を2,200円から2,500円に引き上げるものであります。

最後に、議案第29号、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更については、同総合事務組合が共同処理する非常勤職員や学校医や薬剤師などの公務災害補償事務について、本年4月1日から柳井市を加えることについて議会の同意をお願いするものであります。

以上、本日提案申し上げました28件の概要を説明いたしました。詳細につきましては質疑に応じて私及び関係参加者から説明いたしますので、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（林山 健二議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第2号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。

議案第3号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。

議案第4号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。

議案第5号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。

議案第6号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。  
議案第7号、質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。  
議案第8号、質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。  
議案第9号、質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。  
議案第10号、質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。  
議案第11号、質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。  
議案第12号、質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。  
議案第13号、質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。  
議案第14号、質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。  
議案第15号、質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。  
議案第16号、質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。  
議案第17号、質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。  
議案第18号、質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。  
議案第19号、質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。  
議案第20号、質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。  
議案第21号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。

議案第 2 2 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。

議案第 2 3 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。

議案第 2 4 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。

議案第 2 5 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。

議案第 2 6 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。

議案第 2 7 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。

議案第 2 8 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。

議案第 2 9 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここでお諮りします。議案第 2 号から議案第 6 号までの 5 件については、予算審査特別委員会を設置し付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 異議なしと認めます。したがって、本件については議長を除く 1 2 人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定によりお手元に配付しております名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員はお手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

それでは、委員控室にて予算審査特別委員会を開催して委員長、副委員長の互選をお願いします。

その前に、第 2 委員会室でちょっと議運を開いていただきます。予算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選の前に全協をちょっと開かさせていただきます。よろしくをお願いします。

午後 5 時 5 8 分休憩

.....

午後 6 時 1 3 分再開

○議長（林山 健二議員） 休憩を取り消し会議を再開します。

先ほどの休憩中に予算審査特別委員会が開催され、委員長に石田修一議員、副委員長に瀬石公夫議員が選任されましたので、御報告いたします。

次に、議案第7号から議案第29号までの23件は、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

---

日程第33. 陳情第1号

日程第34. 陳情第2号

○議長（林山 健二議員） 日程第33、陳情第1号及び日程第34、陳情第2号を議題とします。

陳情第1号及び陳情第2号は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、経済厚生委員会に付託します。

---

○議長（林山 健二議員） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

(ベル)

午後6時15分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 林 山 健 二

署名議員 國 永 美 惠 子

署名議員 藤 山 巖

議事日程(第2号)

平成27年3月19日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第2号  
平成27年度田布施町一般会計予算議定について(委員長報告)
- 日程第3 議案第3号  
平成27年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について(委員長報告)
- 日程第4 議案第4号  
平成27年度田布施町下水道事業特別会計予算議定について(委員長報告)
- 日程第5 議案第5号  
平成27年度田布施町介護保険特別会計予算議定について(委員長報告)
- 日程第6 議案第6号  
平成27年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について(委員長報告)
- 日程第7 議案第7号  
平成26年度田布施町一般会計補正予算(第8号)議定について(委員長報告)
- 日程第8 議案第8号  
平成26年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第9 議案第9号  
平成26年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第4号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第10 議案第10号  
平成26年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第4号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第11 議案第11号  
平成26年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第12 議案第12号  
田布施町課設置条例の一部を改正する条例(委員長報告)
- 日程第13 議案第13号  
田布施町職員定数条例の一部を改正する条例(委員長報告)
- 日程第14 議案第14号  
町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例(委員長報告)
- 日程第15 議案第15号  
町長等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例(委員長報告)
- 日程第16 議案第16号  
教育長の勤務時間その他勤務条件等に関する条例(委員長報告)

- 日程第 1 7 議案第 1 7 号  
田布施町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 1 8 議案第 1 8 号  
田布施町旅費条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 1 9 議案第 1 9 号  
田布施町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 2 0 議案第 2 0 号  
田布施町公立学校条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 2 1 議案第 2 1 号  
田布施町保育所条例（委員長報告）
- 日程第 2 2 議案第 2 2 号  
田布施町放課後児童の保育に関する条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 2 3 議案第 2 3 号  
田布施町介護保険条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 2 4 議案第 2 4 号  
介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置を定める条例（委員長報告）
- 日程第 2 5 議案第 2 5 号  
田布施町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 2 6 議案第 2 6 号  
田布施町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 2 7 議案第 2 7 号  
田布施町営住宅管理条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号  
田布施町消防団条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 2 9 議案第 2 9 号  
山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について  
(委員長報告)
- 日程第 3 0 陳情第 1 号  
農業委員への女性登用に向けた要望（委員長報告）
- 日程第 3 1 陳情第 2 号  
手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書（委員長報告）
- 日程第 3 2 議案第 3 0 号  
田布施町防災会議条例等の一部を改正する条例
- 日程第 3 3 議案第 3 1 号  
副町長の選任について
- 日程第 3 4 議案第 3 2 号  
情報公開審査会委員の委嘱について
- 日程第 3 5 議案第 3 3 号  
個人情報保護審査会委員の委嘱について
- 日程第 3 6 委員会提出議案第 1 号  
田布施町議会委員会条例の一部を改正する条例



- 日程第 3 7 委員会提出議案第 2 号  
「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書
- 日程第 3 8 農業委員の推薦
- 日程第 3 9 閉会中の継続審査（特定事件）について（議会広報広聴調査特別委員会）
- 日程第 4 0 閉会中の継続審査（特定事件）について（総務文教委員会）
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 2 号  
平成 2 7 年度田布施町一般会計予算議定について（委員長報告）
- 日程第 3 議案第 3 号  
平成 2 7 年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について（委員長報告）
- 日程第 4 議案第 4 号  
平成 2 7 年度田布施町下水道事業特別会計予算議定について（委員長報告）
- 日程第 5 議案第 5 号  
平成 2 7 年度田布施町介護保険特別会計予算議定について（委員長報告）
- 日程第 6 議案第 6 号  
平成 2 7 年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について（委員長報告）
- 日程第 7 議案第 7 号  
平成 2 6 年度田布施町一般会計補正予算（第 8 号）議定について（委員長報告）
- 日程第 8 議案第 8 号  
平成 2 6 年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）議定について  
（委員長報告）
- 日程第 9 議案第 9 号  
平成 2 6 年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）議定について  
（委員長報告）
- 日程第 1 0 議案第 1 0 号  
平成 2 6 年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）議定について  
（委員長報告）
- 日程第 1 1 議案第 1 1 号  
平成 2 6 年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）議定について  
（委員長報告）
- 日程第 1 2 議案第 1 2 号  
田布施町課設置条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 1 3 議案第 1 3 号  
田布施町職員定数条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 1 4 議案第 1 4 号  
町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 1 5 議案第 1 5 号  
町長等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 1 6 議案第 1 6 号  
教育長の勤務時間その他勤務条件等に関する条例（委員長報告）
- 日程第 1 7 議案第 1 7 号  
田布施町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（委員長報告）

- 日程第 1 8 議案第 1 8 号  
田布施町旅費条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 1 9 議案第 1 9 号  
田布施町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 2 0 議案第 2 0 号  
田布施町公立学校条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 2 1 議案第 2 1 号  
田布施町保育所条例（委員長報告）
- 日程第 2 2 議案第 2 2 号  
田布施町放課後児童の保育に関する条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 2 3 議案第 2 3 号  
田布施町介護保険条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 2 4 議案第 2 4 号  
介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置を定める条例（委員長報告）
- 日程第 2 5 議案第 2 5 号  
田布施町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 2 6 議案第 2 6 号  
田布施町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 2 7 議案第 2 7 号  
田布施町営住宅管理条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号  
田布施町消防団条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 2 9 議案第 2 9 号  
山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について  
(委員長報告)
- 日程第 3 0 陳情第 1 号  
農業委員への女性登用に向けた要望（委員長報告）
- 日程第 3 1 陳情第 2 号  
手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書（委員長報告）
- 日程第 3 2 議案第 3 0 号  
田布施町防災会議条例等の一部を改正する条例
- 日程第 3 3 議案第 3 1 号  
副町長の選任について
- 日程第 3 4 議案第 3 2 号  
情報公開審査会委員の委嘱について
- 日程第 3 5 議案第 3 3 号  
個人情報保護審査会委員の委嘱について
- 日程第 3 6 委員会提出議案第 1 号  
田布施町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 7 委員会提出議案第 2 号  
「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書

日程第38 農業委員の推薦

日程第39 閉会中の継続審査（特定事件）について（議会広報広聴調査特別委員会）

日程第40 閉会中の継続審査（特定事件）について（総務文教委員会）

---

出席議員（13名）

1番	國永美恵子議員	2番	藤山 巖議員
3番	松田規久夫議員	4番	清神 清議員
5番	西本 篤史議員	6番	畠中 孝議員
7番	谷村 善彦議員	8番	河内 賀寿議員
9番	高川 喜彦議員	10番	木本 睦博議員
11番	瀬石 公夫議員	12番	石田 修一議員
13番	林山 健二議員		

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	上部 能之君	書記	福原 奈巳君
------	--------	----	--------

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	長信 正治君	副 町 長	富田 辰也君
教 育 長	尾崎 龍彦君	総務課長	東 浩二君
企画財政課長	亀田 典志君	税務課長	堀川 誠君
経済課長	向山 智章君	建設課長	鳥上 清史君
建設課技幹	本城 嘉也君	町民福祉課長	川添 俊樹君
健康保険課長	中田 正美君	会計室長	大島 克己君
学校教育課長	水田 貴之君	社会教育課長	中村 俊彦君
給食センター所長	中村 和宏君		

---

午前9時00分開会

(ベル)

○議長（林山 健二議員） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（林山 健二議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、松田規久夫議員、清神清議員を指名します。

---

日程第2. 議案第2号

日程第3. 議案第3号

日程第4. 議案第4号

日程第5. 議案第5号

日程第6. 議案第6号

日程第7. 議案第7号

日程第8. 議案第8号

日程第9. 議案第9号

日程第10. 議案第10号

日程第11. 議案第11号

日程第12. 議案第12号

日程第13. 議案第13号

日程第14. 議案第14号

日程第15. 議案第15号

日程第16. 議案第16号

日程第17. 議案第17号

日程第18. 議案第18号

日程第19. 議案第19号

日程第20. 議案第20号

日程第21. 議案第21号

日程第22. 議案第22号

日程第23. 議案第23号

日程第24. 議案第24号

日程第25. 議案第25号

日程第26. 議案第26号

日程第27. 議案第27号

日程第28. 議案第28号

日程第29. 議案第29号

日程第30. 陳情第1号

日程第31. 陳情第2号

○議長（林山 健二議員） 日程第2、議案第2号平成27年度田布施町一般会計予算議定についてから、日程第31、陳情第2号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書まで30件を一括議題とします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。石田予算審査特別委員長。

○**予算審査特別委員長（石田 修一議員）** 予算審査特別委員会の報告を申し上げます。

去る3月9日本会議において当委員会に付託されました議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号及び議案第6号の議案5件について、3月11日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案について執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、議案第2号平成27年度田布施町一般会計予算議定については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、特別会計に係る議案4件については、議案第5号平成27年度田布施町介護保険特別会計予算議定については賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

残りの特別会計については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告とします。

○**議長（林山 健二議員）** 次に、石田総務文教委員長。

○**総務文教委員長（石田 修一議員）** 総務文教委員会の報告を申し上げます。

去る3月9日本会議において当委員会に付託されました議案第7号、議案第12号から議案第20号、議案第28号及び議案第29号の議案12件について、3月17日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案について執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、議案12件につきましては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○**議長（林山 健二議員）** 次に、瀬石経済厚生委員長。

○**経済厚生委員長（瀬石 公夫議員）** それでは、経済厚生委員会の報告を申し上げます。

去る3月9日の本会議において当委員会に付託されました議案第8号から議案第11号及び議案第21号から議案第27号の議案11件について、3月13日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案11件については執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、議案第23号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。残りの議案10件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○**議長（林山 健二議員）** これから、各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（林山 健二議員）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。議案第2号から議案第6号まで、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（林山 健二議員）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

次に、議案第7号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（林山 健二議員）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

次に、議案第8号から議案第11号まで、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（林山 健二議員）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

次に、議案第12号から議案第20号まで、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（林山 健二議員）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

次に、議案第21号から議案第27号まで、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（林山 健二議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。  
次に、議案第28号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（林山 健二議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。  
次に、議案第29号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（林山 健二議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第2号平成27年度田布施町一般会計予算議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（林山 健二議員） 起立多数です。したがって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号、平成27年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について及び議案第4号、平成27年度田布施町下水道事業特別会計予算議定についての2件を一括して採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（林山 健二議員） 起立全員です。したがって、議案第3号、議案第4号の2件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成27年度田布施町介護保険特別会計予算議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（林山 健二議員） 起立多数です。したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成27年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（林山 健二議員） 起立全員です。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号、平成26年度田布施町一般会計補正予算（第8号）議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（林山 健二議員） 起立全員です。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号、平成26年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）議定についてから議案第11号、平成26年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定についてまで、4件を一括して採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（林山 健二議員） 起立全員です。したがって、議案第8号から議案第11号までの4件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、田布施町課設置条例の一部を改正する条例から議案第20号、田布施町公立

学校条例の一部を改正する条例についてまで、9件を一括して採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山 健二議員） 起立全員です。したがって、議案第12号から議案第20号までの9件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、田布施町保育所条例及び議案第22号、田布施町放課後児童の保育に関する条例の一部を改正する条例の2件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山 健二議員） 起立全員です。したがって、議案第21号、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、田布施町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山 健二議員） 起立多数です。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号、介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置を定める条例から議案第27号、田布施町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてまで、4件を一括して採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山 健二議員） 起立全員です。したがって、議案第24号から議案第27号までの4件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号、田布施町消防団条例の一部を改正する条例及び議案第29号、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてまで、2件を一括して採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山 健二議員） 起立全員です。したがって、議案第28号、議案第29号の2件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号、農業委員への女性登用に向けた要望についてを採決します。本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山 健二議員） 起立全員です。したがって、陳情第1号は趣旨採択されました。

次に、陳情第2号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山 健二議員） 起立全員です。したがって、陳情第2号は採択されました。

---

### 日程第32、議案第30号

○議長（林山 健二議員） 日程第32、議案第30号、田布施町防災会議条例等の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、提案理由を説明申し上げます。

議案第30号は、田布施町防災会議条例等の一部を改正する条例であります。

本年4月1日に予定しております総務課と企画財政課の統合に関しましては、議案第12号におきまして田布施町課設置条例の一部改正を行うこととなっておりますが、田布施町防災会議条例、田布施町災害対策本部条例、田布施町特別職報酬等審議会条例の3条例において、所管課を「総務課」と規定いたしておりますので、これを「総務企画課」と改正する必要がある、本案を追加提案申し上げるものであります。

よろしく審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（林山 健二議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。議案第30号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第30号、田布施町防災会議条例等の一部を改正する条例を採決します。本件はこれに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山 健二議員） 起立全員です。したがって、議案第30号は可決されました。

---

### 日程第33. 議案第31号

○議長（林山 健二議員） 日程第33、議案第31号、副町長の選任についてを議題とします。

東浩二氏の退場をお願いします。

〔東 浩二氏 退場〕

○議長（林山 健二議員） 議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、議案第31号副町長の選任について、提案理由を説明申し上げます。

本案は、副町長、富田辰也氏の任期が本年3月末をもって満了することに伴い、新たに東浩二氏を選任することについて、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

東氏は、昭和56年4月に田布施町職員として採用され、総務課係長、総務課長補佐を歴任後、平成19年4月から8年間、総務課長の要職を努めてまいりました。

同氏は、人望も厚く、本町の行財政に最も精通していることから、副町長として最適任と考え、御提案するものであります。

よろしく審議を賜り、御同意いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（林山 健二議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第31号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第31号、副町長の選任についてを採決します。本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山 健二議員） 起立全員です。したがって、議案第31号は原案のとおり同意することに決定しました。

〔東 浩二氏 入場〕

---

#### 日程第34. 議案第32号

#### 日程第35. 議案第33号

○議長（林山 健二議員） 日程第34、議案第32号、情報公開審査会委員の委嘱について及び日程第35、議案第33号、個人情報保護審査会委員の委嘱についての2件を議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、議案第32号及び議案第33号の人事案件に関しまして、提案理由を説明いたします。

まず、議案第32号は情報公開審査会委員の委嘱についてであります。本案は、田布施町情報公開審査委員会委員5人の任期が、本年3月末をもって満了することに伴い、引き続き中坪清氏、南一成氏、岡村明美氏、藪本知二氏、塩田和子氏の5名を引き続き、同審査会委員として委嘱することについて、田布施町情報公開条例第14条第4項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

続いて、議案第33号は個人情報保護審査会委員の委嘱についてであります。本案は、情報公開制度と個人情報保護制度は密接な関係があることから、先に提案いたしました情報公開審査会委員5名を、個人情報保護審査会委員に委嘱したいと考えており、田布施町個人情報保護条例第24条第4項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

以上2件について、よろしく審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（林山 健二議員） これから質疑を行います。議案第32号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。議案第33号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第32号及び議案第33号の2件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号、議案第33号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第32号、情報公開審査会委員の委嘱についてを採決します。本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山 健二議員） 起立全員です。したがって、議案第32号は同意することに決定しました。

次に、議案第33号、個人情報保護審査会委員の委嘱についてを採決します。本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山 健二議員） 起立全員です。したがって、議案第33号は同意することに決定しました。

---

### 日程第36. 委員会提出議案第1号

○議長（林山 健二議員） 次に、日程第36、委員会提出議案第1号、田布施町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。國永議会運営委員長。

○議会運営委員長（國永美恵子議員） 提案理由を説明申し上げます。

田布施町議会委員会条例の一部を改正する条例を提案いたします。これは、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正と合わせ、地方自治法第121条町及び委員長等の出席義務が改正されたこと、田布施町課設置条例の改正等に伴い、関係条文を改正するものです。

以上、提案理由といたします。議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（林山 健二議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。委員会提出議案第1号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。委員会提出議案第1号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、委員会提出議案第1号、田布施町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山 健二議員） 起立全員です。したがって、委員会提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第37. 委員会提出議案第2号

○議長（林山 健二議員） 次に、日程第37、委員会提出議案第2号「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書を議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由については、お手元の議案書に明記しておりますので、会議規則第39条3項の規定により説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 異議なしと認めます。

これから質疑を行います。委員会提出議案第2号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（林山 健二議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。  
これから、委員会提出議案第2号「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書を採択します。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（林山 健二議員） 起立全員です。したがって、委員会提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りします。ただいま、議決された委員会提出議案第2号について、各項、字、句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（林山 健二議員） 異議なしと認めます。したがって、各項、字、句、数字、その他の整理に要するものについては、その整理を議長に委任することに決定しました。

---

### 日程第38. 農業委員の推薦

- 議長（林山 健二議員） 次に、日程第38、農業委員の推薦を議題とします。

本件は、地方自治法第117条の規定により議員の除斥対象となりますので、西本篤史議員の退場をお願いします。

〔5番 西本 篤史議員 退場〕

- 議長（林山 健二議員） お諮りします。議会推薦の農業委員は1人として、西本篤史議員を推薦したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（林山 健二議員） 異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員は西本篤史議員を推薦することに決定しました。

〔5番 西本 篤史議員 入場〕

---

### 日程第39. 閉会中の継続審査（特定事件）について（議会広報広聴調査特別委員会）

- 議長（林山 健二議員） 次に、日程第39、閉会中の継続審査（特定事件）について（議会広報広聴調査特別委員会）を議題とします。

議会広報広聴調査特別委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、特定事件の調査事項について閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、田布施町議会委員会条例により4月1日から議会広報広聴調査常任委員会に移行し、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（林山 健二議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査することに決定しました。

---

### 日程第40. 閉会中の継続審査（特定事件）について（総務文教委員会）

- 議長（林山 健二議員） 次に、日程第40、閉会中の継続審査（特定事件）について（総務文教委員会）を議題とします。

総務文教委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、特

定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

○議長（林山 健二議員） これで、本日の日程は全部終了しました。

以上で、会議を閉じます。平成27年第2回田布施町議会定例会を閉会します。

（ベル）

午前9時35分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 林 山 健 二

署名議員 松田 規久夫

署名議員 清 神 清